

官報号外

昭和六十年三月九日

○第一百二回衆議院会議録 第十三号(一)

昭和六十年三月九日(土曜日)

午後二時開議
午後二時開議

第一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

官報

第二 供託法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第三 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第四 租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第五 入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出)○本日の会議に付した案件
昭和六十年度一般会計予算
昭和六十年度特別会計予算
昭和六十年度政府関係機関予算
昭和六十年度政府関係機関予算及び同報告書
昭和六十年度政府関係機関予算及び同報告書
法律案(内閣提出)
日程第二 供託法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和六十年三月九日 衆議院会議録第十三号(一) 昭和六十年度一般会計予算外二案

午後五時三分開議

○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

○長野祐也君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この予算三案は、去る一月二十五日本委員会に付託され、同月三十日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、翌三十一日から質疑に入り、公聴会、集中審議、分科会を含めて二十二日間審査を行い、本三月九日討論、採決をいたしたものであります。

すなわち、この際、昭和六十年度一般会計予算、昭和六十年度特別会計予算、昭和六十年度政府関係機関予算、右三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(坂田道太君) 長野祐也君の動議に御異議ありませんか。

○議長(坂田道太君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

歳入については、租税及び印紙収入は、現行法による増収見込みのほか、税負担の公平化、適正化を推進するための税制改正を行うこととしている結果、前年度当初予算に対し一・四%増の三十八兆五千五百億円になると見込まれております。また公債の発行額は、建設公債五兆九千五百億円、特例公債五兆七千三百億円、合計十一兆六千八百億円を予定しており、前年度当初発行予定期額を一兆円下回っております。この結果、公債依存度は二二・一%となっております。

特別会計はその数が三十八で、登記特別会計を新たに設けることとしておりますが、他方、あへん特別会計を廃止し、その業務は一般会計に引き継ぐこととしております。

政府関係機関の数は十二で、二機関減りましたが、これは日本専売公社及び日本電信電話公社が民營に移つたためであります。

なお、財政投融资計画の規模は二十兆八千五百八十億円であり、前年度当初計画額に対し一・二%の減額となつております。

次に、質疑について申し上げます。

質疑は国政の全般にわたつて行われましたが、

[天野光晴君登壇]

○天野光晴君 ただいま議題となりました昭和六十年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申しあげます。

昭和六十年三月九日

その主なものについて申し上げますと、

第一に、財政の改革についてであります。

「現在の日本の財政構造は、破局的とも言える

ような悪化をしている。六十五年度赤字国債から

の脱却方針は確実に崩れていますし、「増税な

き財政再建」は完全に崩れていると思う。

大蔵省が提出した「中期的な財政事情の仮定計算例」によ

ると、一般歳出の伸び率を向こう五年間ゼロに抑

えなければ六十五年度赤字国債からの脱却ができ

ないことになっている。これでは、要調整額をク

ローズアップして国民に増税を理解させようとい

うやり方ではないか。政府において、財政再建の

手順と方策を示すべきである」との趣旨の質疑が

ありました。

これに対し、政府から、「仮定計算例は、あら

かじめ特別な政策意図が込められているわけでは

ない。財政改革の方途は、まず臨調答申に沿って

歳入歳出構造の見直しを行い、そして「増税なき

財政再建」あるいは六十五年度に赤字公債依存体

質からの脱却という大きな目標に向かって全精力

を注いでいくということである。今回の予算で

も、一兆円の国債を減らすとか、電電株や専売公

社の処分可能な株式を国債整理基金特別会計に入

れるということもその一環であるし、さらに民間

活力の活用を中心とした景気の浮揚を考えてい

くということも方途の一つである」旨の答弁があ

りました。

第二に、税制の改革並びに大型間接税の導入についてであります。

「現在の日本の税制は複雑過ぎるため、自分が不公平な扱いを受けていると考えている 국민がいることは確かである。したがって、税制を根本的に見直し、国民にわかりやすく簡素なものにする必要があると思う。そして、単に増税をねらったり、財政再建のために税制を改革するのではなく、国民の不公平感をなくし、皆が納得して税金を納められるようなものに改めていくことを検討することが一番大事なことではないか。また、こ

の検討の中で、今まで政府が公約してきたいわゆる大型間接税というものは導入しないという約束を今後も持ち続けられると認識してよいか」との趣旨の質疑がありました。

これに対し、政府から、「我が国の税制はシャウブ税制以来三十五年を経ており、いろいろなひずみが出てきていることは事実である。したがつて、税制の改革に当たっては、直接税、間接税を含め税制全般のあり方について、公正、公平、簡素、選択という立場から検討を行う。そして、この見直しは、単なる増税や財政再建のためにのみ行うものではなく、税体系のゆがみを直して、国民の納得のいく、より満足する税体系に改めることを課題としている。また、大型間接税という定義は必ずしも明確ではないが、いわゆる一般消費税(仮称)を財政再建の手法としてとらないうといふ五十四年十二月の国会決議は、今もなお生きていると理解している。これを念頭に置いて、流通の各段階に投綱をかけるように総合的にその売り上げ等について消費税をかけるような考えは持っていない」旨の答弁がありました。

次に、「大型間接税の課税方式は、大きく分けて、流通の各段階に投綱をかけるよう総合的にその売り上げ等について消費税をかけるような考えは持っていない」旨の答弁がありました。

次に、「大型間接税の課税方式は、大きく分けると五つのタイプがある。EC型付加価値税は多段階で、個々の取引に仕送り状を添付することでの前段階の税額を控除し、一重課税を避けるという方式であるがそれを簡素化して仕送り状なしで導入しようとしたのが昭和五十四年の一般消費税(仮称)と言っている。したがって、流通の各段階に投綱を打つような課税をしないということは受け取ってよいのか」との趣旨の質疑がありました。

これに対し、政府から、「現実問題として、GNP 1%との幅が非常に少なくなってきたことは認めざるを得ない。しかし、防衛費については、これまで交渉が進んでおり、一九七九年になつて八十九億円しかない。昭和五十一年、三木内閣で決定した防衛費の対GNP比1%の枠は、歴代の内閣がこれを防衛の基本として守つてきました。昨年の予算委員会においても、総理はこれを守りますと答えているが、当然今も守つていくことには変わりないが、明確に答えてもらいたい」との趣旨の質疑がありました。

これに対し、政府から、「現実問題として、GNP 1%との幅が非常に少なくなってきたことは認めざるを得ない。しかし、防衛費については、これまで交渉が進んでおり、一九七九年になつて八十九億円しかない。昭和五十一年、三木内閣で決定した防衛費の対GNP比1%の枠は、歴代の内閣がこれを防衛の基本として守つてきました。昨年の予算委員会においても、総理はこれを守りますと答えているが、当然今も守つていくことには変わりないが、明確に答えてもらいたい」との趣旨の質疑がありました。

これに対し、政府から、「現実問題として、GNP 1%との幅が非常に少なくなってきたことは認めざるを得ない。しかし、防衛費については、これまで交渉が進んでおり、一九七九年になつて八十九億円しかない。昭和五十一年、三木内閣で決定した防衛費の対GNP比1%の枠は、歴代の内閣がこれを防衛の基本として守つてきました。昨年の予算委員会においても、総理はこれを守りますと答えているが、当然今も守つていくことには変わりないが、明確に答えてもらいたい」との趣旨の質疑がありました。

以上申し述べましたほかに、議員定数分配規定の是正、政治倫理審査会の性格づけなどの政治姿勢の問題、日米首脳会談、米ソ核軍縮交渉、ニュージーランドの核政策、对外経済援助のあり方など外交問題、SDI いわゆる戦略防衛構想、護衛艦の米海軍通信衛星アリートサットの利用、日米共同作戦計画の研究、大韓航空機墜落事件などの防衛問題、高率補助率の一連カット、所得税、住民税などの減税、国債発行の弾力化などの財政問題、教育改革と臨時教育審議会のあり方、児童扶養手当制度の改正、寝たきり老人対策などの文教、福祉問題、内需型経済成長への転換、日米経済摩擦、中小企業対策などの経済、通商問題、国鉄の改革、整備新幹線の建設などの運輸、交通問題、労働時間の短縮、雇用その他の面における男女差別の撤廃などの労働問題、その他核燃料サイクル基地の立地問題、グリコ・森永事件など、国政の各般にわたって熱心な質疑応答が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

最後に、予算修正問題について申し上げます。

二月二十五日の理事会において、日本社会党、護憲共同、公明党、国民會議、民社党、国民連合及び社会民主連合から、所得税、住民税減税の実施など七項目を内容とする昭和六十年度予算修正案が共同要求が提示され、また、同月二十二日、日本共産党・革新共同からも、別途予算組み替えを要求が提示されました。

の行はる問題について、野党を問へて答へた結果、行はれたのであります。が、三月六日、自由民主党・新自由国民連合から、所得税減税問題、いわゆる政策減税等、すなわち教育費問題、寝たきり老人問題、単身赴任問題等、時間短縮並びに連休日等休日の増加の問題などについて、野党各党の代表者に回答が行われました。

共同から昭和六十年度予算三案につき総括のうえを編成替えを求めるの動議が提出され、松本善明君から趣旨の説明が行われました。

次いで、予算三案及び動議を一括して討論に付しましたところ、自由民主党・新自由国民連合を代表して小泉純一郎君から、原案に賛成、動議に反対の旨、日本社会党・護憲共同を代表して上田哲君、公明党・国民会議を代表して池田克也君、民社党・国民連合を代表して木下敬之助君から、それぞれ政府原案及び動議に反対の旨、日本共産党・革新共同を代表して瀬崎博義君から、同党提出の動議に賛成、政府原案に反対の旨、それぞれ意見の表明がありました。

討論終局後、引き続き採決いたしましたところ、日本共産党・革新共同提出の動議は否決され、昭和六十年度予算三案はいずれも賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○上田哲君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました昭和六十年度政府予算三案に強く反対を表明いたします。(拍手)一ヵ月と十日に及ぶ予算審議を締めくくるに当たり、私の実感として、この予算案は、政治が国民に対して何をなすべきかの最たるものになさず、何をなすべきでないかの最たるものを行はせるものと言わなければなりません。特に私の許しがたいことは、この間、中曾根内閣が、今国会の最大の焦点である防衛費のG N P 比一%の問題と大型間接税の導入の問題について、その一%撤廃と新税導入の問題についての決断を既にいたしながら、表面は言を左右にして、その真意を語らない態度に終始した点であります。このような態度は、一党長期独裁の弊弊のきわまるものとして議会政治に対する国民の信頼を大きく失望するものであると同時に、やがての日国民多数の厳しい指弾を受けて、自民党政権崩壊に道を開くものであることを強く申し上げておきたいと思います。

(拍手)

以下、私は、主要な点について反対の理由を申し上げたいと思います。

その第一は、この予算案が戦後最大の軍事膨張をもくろみ、これまでの最後の歎どめを失わせようとする点であります。

防衛費の膨張は、これまで財政逼迫の中、七年以来、一般会計が五・七%の伸びであるのに對して、防衛費は実に二一・三%という膨張ぶりであります。この膨張の真のねらいは、中曾根首相が日米軍事同盟を連命共同体の基軸とし、日本列島を不沈空母と呼び、シーレーンと称する北西太平洋の海域分担をもつて日本列島をそうした危険の中に置き、しかも、日本軍事力をアメリカ核戦略の補完部隊とする目指して以来、既に避けることのできない道筋でありました。この道筋から、核搭載の米艦の母港化、寄港を許し、三沢にF-16の配備を許し、レーガン大統領のS D Iに進んで理解を示し、米軍と一体化する通信衛星

第二の問題は、財政再建が
ているということあります。

。決定的な破綻を見せ

ません。ツケ回しという巨大な常習的な行為が算編成の中に起つてゐるのであります。具体的に言えば、国債整理基金への定率繰り入れの中止が六十年度で一兆八千七百億円、ことしまでの四年間で六兆七百億円、住宅金融公庫の利子補給金の一部繰り延べが本年度で千七百三十億円などなど、ツケ回しという支出の繰り延べの総計は実に八兆一千五百億円と計算をいたしましたが、いかがでありますようか。これらは予算編成の技術論だけで論ずるべきでなく、財政の節度が失われるものとして深い反省が求められなければなりません。

上を因る立場からも、総額二兆九千七百十八億円の最小限の予算修正要求を提出したのであります。が、政府・与党が真摯にこれにこたえなかつたことはまことに不当であると言わなければなりません。しかも政府は、大型間接税の導入を目指し、公平、公正、簡素、選択などという奇怪な標語をもてあそんで、一方では、高額所得者や大企業の減税と振りかえり大衆大幅増税をもくろんでいます。まさにこれは「増税なき財政再建」を唱える土光臨調への裏切りではありませんか。まさに「財政なき増税再建」とでももじって申し上げておきましょうか。

国民の切実な要求である所得税、住民税の減税が見送られました。これは、單にサラリーマンだけの不満ではありません。町の小売店の、売る人も買う人も、同じく聞こえる声は減税を呼ぶ声であります。働く人々の実質可処分所得の停滞の中で、国民のための眞の税制改革は、大型間接税などの大衆収奪の新税の創設ではなく、利子配当所得の総合課税の実現や貸倒引当金の見直しなど、不公平税制の見直しを中心置いてべきことをさらに強調しておきたいと思います。(拍手)

第三に、以上の結果として、予算案の姿、形が著しく均衡を失い、そのしわ寄せが社会保障費、文教関係費、地方財政に集中している点を見逃す

厚生年金の国庫負担率の削減は、政府が六十年度には利子をつけて返すと言った公的の違反であり、年金財政の安定を損なう便宜主義であります。生活保護費補助率の一割削減は、憲法の規定する国の最低保障責任を放棄し、これを地方に転嫁するものであります。児童扶養手当の新たな制限は、出生の自由による不合理な差別を制度に持ち込むうとするものであります。さらに、小学校や中学校で、これまで国が二分の一を負担してきた旅費や教育費の負担を打ち切るということは、教育についての国の義務を放棄して、やがて父母の肩にその重みをかけること以外にないのであります。これらはすべて、本来受け持つべき国と地方の役割分担の論議をあいまいにして、国の財政至上主義を掲げて弱者に犠牲を強いるもの以外の何物でもありません。このことは、もはや政治の原点をも失うものとして厳しく指弾されなければならぬと信じます。

○議長(坂田道太君) 小泉純一郎君。

〔小泉純一郎君登壇〕

○小泉純一郎君 私は、ただいま議題となりました昭和六十年度予算第三案について、自由民主党・新自由国民連合を代表して、政府原案に賛成の討論を行います。(拍手)

六十年度政府予算案において最大の支出項目は国債費であり、その額は社会保障関係費の九兆五千億円を上回り、十兆二千億円余に及んでおります。今や我が国の財政構造は、政策的な経費を賄う財源の余力がなく、財政が本来期待されている諸機能を十分に發揮できない状態になつております。財政の対応力を回復させるため、政府は国債発行の一層の削減と適正な税収の確保を早急に図らなければなりません。

政府は、財政再建の目標に向かって、六十年度予算においては三年連続して一般歳出を前年度以下に抑制し、税負担の公平適正化を図りつつ、国債発行額を前年度より一兆円減らすことができます。さらに、従来には例を見ない数々の補助金の廃止合理化が進められ、本予算に織り込まれた高率補助金の引き下げを契機として、国と地方の役割分担及び費用負担の見直しが始められることになり、財政全般にわたる本格的見直しに大きく一步を踏み込んだのであります。また、日本電信電話株式会社等の株式については売却可能分を国債整理基金に帰属させ国債の償還財源の充実に資したことは、まさに適切な処置であります。

一方、厳しい予算の中でも、公共事業関係総事業費や老後における健康の保持を図るために老人保健事業費については前年度を上回る水準を確保し、景気や福祉の面についてきめ細かい配慮がなされております。また、我が国の死因の第一位を占めるがんについては、その制圧を図るため、対がん十カ年総合戦略に基づき、研究体制の整備拡充等に重点的な配慮がなされているのであります。

さらだ、経済協力費と防衛費については、そ

伸び率が一般歳出項目の中で最も高いことは、我が国の国際社会の中における役割を自覚し、その責任を果たそうとする強い意欲があらわしたものであります。すなわち、紛争の絶え間ない国際政治の中では、我が日本は自由主義陣営の一員として世界平和と経済の繁栄を維持するために相応の代価を払っていることを示したものであり、日本安全保障体制の存在に加え、みずから國はみずから之力で助けるという自助の精神と、侵略勢力に対するは断固として立ち向かうという決意をあらわしたものにはかならないのであり、高く評価され得るべきものであります。(拍手)

政府提出の資料によれば、制度、施策の不斬の見直しを行うとしても、仮に歳出削減のみで五年度に特例公債依存体质を脱却しようとするば、今後公共サービスの低下は避けることはできません。このような状況を勘案すると、公共サービスの裏づけとなる負担の問題をないがしろにして政策を論ずることは、政党として責任ある態度とは言えないものであります。現行税体系について国民の間にさまざまな不満や問題が指摘されており、今こそ政府は税制全般にわたる本格的な改革に着手するべきだと私は思います。そして、国家公務員の定員についてさらに厳しく対処し、行政改革の趣旨にのっとって姿勢を正していく必要があります。また、国と地方の間の機能分担及び費用負担のあり方について抜本的な見直しを行い、国と地方が車の両輪のこと、それぞれの役割を果たしていくよう早急に検討を行うよう、この際強く要望しておきたいと思ひます。

今日の平和と繁栄を静かに振り返ってみると、我々の先輩たちがその時代時代における困難と闘い、常にきょうよりもあするためにと奮闘努力してくれたたまるものであります。高齢化社会の借金と負担のみを引き継ぐことになれば、次代を背負う若い世代から大きな批判を招くことになり

ます。それだけに、我々は改めて財政改革の重大性に思いをいたし、健全財政の確立に引き続き腰を据えて取り組んでいかなくてはなりません。

我々自由民主党・新自由国民連合は、政府と一体となって困難な諸問題に正面から立ち向かい、国民生活の安定向上のため全力を尽くす覚悟であります。政府は、新しい時代の要請にこたえ得る財政の対応力を回復させるため、今後とも不抜の決意を持って行政改革の先頭に立たれるよう強く要望して、私の賛成討論を終ります。(拍手)

○議長(坂田道太君) 池田克也君。

〔池田克也君登壇〕

○池田克也君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となつております昭和六十年度政府予算三案に対し、反対の討論を行うものであります。(拍手)

予算審議に加わって痛感いたしましたことは、G.N.P.一%枠を守るという政府の公約、そして「増税なき財政再建」という至上命題、この二つが

政府の手によって空文化するという非常事態が訪れたということです。総理の答弁は、「G.N.P.一%枠を守る」という昨年の国会から「守りたい」に変わり、「増税なき財政再建」は單なる努力

目標となり、かわって大型間接税の導入も既にやむなしといった世論形成さえ企図しているかのごとき感を受けたのであります。この二つは、二十

一世紀を目前にした六十年代の我が国の進路や国民生活に重大な影響を及ぼすものとして議論の焦点となつたことは当然のことでありました。審議はしばしば中断し、そのたびに政府の答弁はあいまいな表現となり、行きつ戻りつ軍拡や増税の地ならしをしていると論評されたのであります。

私どもは、四野党が共同で予算修正を迫り、な

かんづく我が公明党は、不退転の決意でG.N.P.比

一%枠の厳守を要求し続けたことは御承知のとおりであります。(拍手)我々の粘り強い要求によつて、自民党は最終的には寝たきり老人介護、单身赴任、教育費など政策減税の実現を確約し、ま

た、労働時間の短縮についても一定の前進があつたことは事実であります。しかし、当初予算の修

正をかたくなに拒否し、国会の予算修正権を無視

するような態度をとり続けたことは、断じて容認

できないものであります。また、当面の重要な政治

課題である政治倫理の確立についても、今国会中

に国会法改正案の成立を期すことを明確にしたこ

とは評価するものの、政治倫理確立に見せた消極的姿勢には強い憤りを覚えるのであります。

今、国民は、生活防衛と平和、軍縮の推進、そ

して清潔な政治を心から願っております。私は、

この際、確約された政策減税の実施はもちろんのこと、政府・自民党が六十年中における所得税減税の実施を初め、与野党書記長・幹事長会談における所定の約束を守ることを重ねて実行されるよう強く要望するものであります。特に、我が党が最も力を入れた防衛費のG.N.P.比一%枠の遵守に最善を尽くすとした自民党幹事長の約束は、公党間の重要な約束として必ず履行されるよう重ねて強く要望するものであります。(拍手)そして当然の成り行きとして、中曾根内閣の防衛力増強政策の転換をもあわせて要求するものであります。

以下、反対理由の主なものを申し述べます。

その第一は、税制の抜本改革の名のもとに、大型間接税の導入をもくろんでいることであつた。

中曾根内閣は「増税なき財政再建」を掲げ、その実現のためという理由で、今日まで福祉、文教開

拓予算の伸び率を圧縮し、国民生活に多大な負担

はしづかに中断し、そのたびに政府の答弁はあ

まいな表現となり、行きつ戻りつ軍拡や増税の地

ならしをしていると論評されたのであります。

私どもは、四野党が共同で予算修正を迫り、な

かんづく我が公明党は、不退転の決意でG.N.P.比

一%枠の厳守を要求し続けたことは御承知のとおりであります。(拍手)我々の粘り強い要求によつて、自民党は最終的には寝たきり老人介護、单身赴任、教育費など政策減税の実現を確約し、ま

たことは事実であります。しかし、当初予算の修

正をかたくなに拒否し、国会の予算修正権を無視

するような態度をとり続けたことは、断じて容認

できないものであります。また、当面の重要な政治

課題である政治倫理の確立についても、今国会中

に国会法改正案の成立を期すことを明確にしたこ

とは評価するものの、政治倫理確立に見せた消極的姿勢には強い憤りを覚えるのであります。

今、国民は、生活防衛と平和、軍縮の推進、そ

して清潔な政治を心から願っております。私は、

この際、確約された政策減税の実施はもちろんのこと、政府・自民党が六十年中における所得税減税の実施を初め、与野党書記長・幹事長会談における所定の約束を守ることを重ねて実行されるよう強く要望するものであります。特に、我が党が最も力を入れた防衛費のG.N.P.比一%枠の遵守に最善を尽くすとした自民党幹事長の約束は、公党間の重要な約束として必ず履行されるよう重ねて強く要望するものであります。(拍手)そして当然の成り行きとして、中曾根内閣の防衛力増強政策の転換をもあわせて要求するものであります。

以下、反対理由の主なものを申し述べます。

その第一は、税制の抜本改革の名のもとに、大型間接税の導入をもくろんでいることであつた。

中曾根内閣は「増税なき財政再建」を掲げ、その実現のためという理由で、今日まで福祉、文教開

拓予算の伸び率を圧縮し、国民生活に多大な負担

はしづかに中断し、そのたびに政府の答弁はあ

まいな表現となり、行きつ戻りつ軍拡や増税の地

ならしをしていると論評されたのであります。

私どもは、四野党が共同で予算修正を迫り、な

かんづく我が公明党は、不退転の決意でG.N.P.比

一%枠の厳守を要求し続けたことは御承知のとおりであります。(拍手)我々の粘り強い要求によつて、自民党は最終的には寝たきり老人介護、单身赴任、教育費など政策減税の実現を確約し、ま

たことは事実であります。しかし、当初予算の修

正をかたくなに拒否し、国会の予算修正権を無視

するような態度をとり続けたことは、断じて容認

できないものであります。また、当面の重要な政治

課題である政治倫理の確立についても、今国会中

に国会法改正案の成立を期すことを明確にしたこ

とは評価するものの、政治倫理確立に見せた消極的姿勢には強い憤りを覚えるのであります。

今、国民は、生活防衛と平和、軍縮の推進、そ

して清潔な政治を心から願っております。私は、

この際、確約された政策減税の実施はもちろんのこと、政府・自民党が六十年中における所得税減税の実施を初め、与野党書記長・幹事長会談における所定の約束を守ることを重ねて実行されるよう強く要望するものであります。特に、我が党が最も力を入れた防衛費のG.N.P.比一%枠の遵守に最善を尽くすとした自民党幹事長の約束は、公党間の重要な約束として必ず履行されるよう重ねて強く要望するものであります。(拍手)そして当然の成り行きとして、中曾根内閣の防衛力増強政策の転換をもあわせて要求するものであります。

以下、反対理由の主なものを申し述べます。

その第一は、税制の抜本改革の名のもとに、大型間接税の導入をもくろんでいることであつた。

中曾根内閣は「増税なき財政再建」を掲げ、その実現のためという理由で、今日まで福祉、文教開

拓予算の伸び率を圧縮し、国民生活に多大な負担

はしづかに中断し、そのたびに政府の答弁はあ

まいな表現となり、行きつ戻りつ軍拡や増税の地

ならしをしていると論評されたのであります。

私どもは、四野党が共同で予算修正を迫り、な

かんづく我が公明党は、不退転の決意でG.N.P.比

一%枠の厳守を要求し続けたことは御承知のとおりであります。(拍手)我々の粘り強い要求によつて、自民党は最終的には寝たきり老人介護、单身赴任、教育費など政策減税の実現を確約し、ま

たことは事実であります。しかし、当初予算の修

正をかたくなに拒否し、国会の予算修正権を無視

するような態度をとり続けたことは、断じて容認

できないものであります。また、当面の重要な政治

課題である政治倫理の確立についても、今国会中

に国会法改正案の成立を期すことを明確にしたこ

とは評価するものの、政治倫理確立に見せた消極的姿勢には強い憤りを覚えるのであります。

今、国民は、生活防衛と平和、軍縮の推進、そ

して清潔な政治を心から願っております。私は、

この際、確約された政策減税の実施はもちろんのこと、政府・自民党が六十年中における所得税減税の実施を初め、与野党書記長・幹事長会談における所定の約束を守ることを重ねて実行されるよう強く要望するものであります。特に、我が党が最も力を入れた防衛費のG.N.P.比一%枠の遵守に最善を尽くすとした自民党幹事長の約束は、公党間の重要な約束として必ず履行されるよう重ねて強く要望するものであります。(拍手)そして当然の成り行きとして、中曾根内閣の防衛力増強政策の転換をもあわせて要求するものであります。

以下、反対理由の主なものを申し述べます。

その第一は、税制の抜本改革の名のもとに、大型間接税の導入をもくろんでいることであつた。

中曾根内閣は「増税なき財政再建」を掲げ、その実現のためという理由で、今日まで福祉、文教開

拓予算の伸び率を圧縮し、国民生活に多大な負担

はしづかに中断し、そのたびに政府の答弁はあ

まいな表現となり、行きつ戻りつ軍拡や増税の地

ならしをしていると論評されたのであります。

私どもは、四野党が共同で予算修正を迫り、な

かんづく我が公明党は、不退転の決意でG.N.P.比

一%枠の厳守を要求し続けたことは御承知のとおりであります。(拍手)我々の粘り強い要求によつて、自民党は最終的には寝たきり老人介護、单身赴任、教育費など政策減税の実現を確約し、ま

たことは事実であります。しかし、当初予算の修

正をかたくなに拒否し、国会の予算修正権を無視

するような態度をとり続けたことは、断じて容認

できないものであります。また、当面の重要な政治

課題である政治倫理の確立についても、今国会中

に国会法改正案の成立を期すことを明確にしたこ

とは評価するものの、政治倫理確立に見せた消極的姿勢には強い憤りを覚えるのであります。

今、国民は、生活防衛と平和、軍縮の推進、そ

して清潔な政治を心から願っております。私は、

この際、確約された政策減税の実施はもちろんのこと、政府・自民党が六十年中における所得税減税の実施を初め、与野党書記長・幹事長会談における所定の約束を守ることを重ねて実行されるよう強く要望するものであります。特に、我が党が最も力を入れた防衛費のG.N.P.比一%枠の遵守に最善を尽くすとした自民党幹事長の約束は、公党間の重要な約束として必ず履行されるよう重ねて強く要望するものであります。(拍手)そして当然の成り行きとして、中曾根内閣の防衛力増強政策の転換をもあわせて要求するものであります。

以下、反対理由の主なものを申し述べます。

その第一は、税制の抜本改革の名のもとに、大型間接税の導入をもくろんでいることであつた。

中曾根内閣は「増税なき財政再建」を掲げ、その実現のためという理由で、今日まで福祉、文教開

拓予算の伸び率を圧縮し、国民生活に多大な負担

はしづかに中断し、そのたびに政府の答弁はあ

まいな表現となり、行きつ戻りつ軍拡や増税の地

ならしをしていると論評されたのであります。

私どもは、四野党が共同で予算修正を迫り、な

かんづく我が公明党は、不退転の決意でG.N.P.比

一%枠の厳守を要求し続けたことは御承知のとおりであります。(拍手)我々の粘り強い要求によつて、自民党は最終的には寝たきり老人介護、单身赴任、教育費など政策減税の実現を確約し、ま

たことは事実であります。しかし、当初予算の修

正をかたくなに拒否し、国会の予算修正権を無視

するような態度をとり続けたことは、断じて容認

できないものであります。また、当面の重要な政治

課題である政治倫理の確立についても、今国会中

に国会法改正案の成立を期すことを明確にしたこ

とは評価するものの、政治倫理確立に見せた消極的姿勢には強い憤りを覚えるのであります。

今、国民は、生活防衛と平和、軍縮の推進、そ

して清潔な政治を心から願っております。私は、

この際、確約された政策減税の実施はもちろんのこと、政府・自民党が六十年中における所得税減税の実施を初め、与野党書記長・幹事長会談における所定の約束を守ることを重ねて実行されるよう強く要望するものであります。特に、我が党が最も力を入れた防衛費のG.N.P.比一%枠の遵守に最善を尽くすとした自民党幹事長の約束は、公党間の重要な約束として必ず履行されるよう重ねて強く要望するものであります。(拍手)そして当然の成り行きとして、中曾根内閣の防衛力増強政策の転換をもあわせて要求するものであります。

以下、反対理由の主なものを申し述べます。

その第一は、税制の抜本改革の名のもとに、大型間接税の導入をもくろんでいることであつた。

中曾根内閣は「増税なき財政再建」を掲げ、その実現のためという理由で、今日まで福祉、文教開

拓予算の伸び率を圧縮し、国民生活に多大な負担

はしづかに中断し、そのたびに政府の答弁はあ

まいな表現となり、行きつ戻りつ軍拡や増税の地

ならしをしていると論評されたのであります。

私どもは、四野党が共同で予算修正を迫り、な

かんづく我が公明党は、不退転の決意でG.N.P.比

一%枠の厳守を要求し続けたことは御承知のとおりであります。(拍手)我々の粘り強い要求によつて、自民党は最終的には寝たきり老人介護、单身赴任、教育費など政策減税の実現を確約し、ま

たことは事実であります。しかし、当初予算の修

正をかたくなに拒否し、国会の予算修正権を無視

するような態度をとり続けたことは、断じて容認

できないものであります。また、当面の重要な政治

課題である政治倫理の確立についても、今国会中

に国会法改正案の成立を期すことを明確にしたこ

とは評価するものの、政治倫理確立に見せた消極的姿勢には強い憤りを覚えるのであります。

今、国民は、生活防衛と平和、軍縮の推進、そ

して清潔な政治を心から願っております。私は、

この際、確約された政策減税の実施はもちろんのこと、政府・自民党が六十年中における所得税減税の実施を初め、与野党書記長・幹事長会談における所定の約束を守ることを重ねて実行されるよう強く要望するものであります。特に、我が党が最も力を入れた防衛費のG.N.P.比一%枠の遵守に最善を尽くすとした自民党幹事長の約束は、公党間の重要な約束として必ず履行されるよう重ねて強く要望するものであります。(拍手)そして当然の成り行きとして、中曾根内閣の防衛力増強政策の転換をもあわせて要求するものであります。

以下、反対理由の主なものを申し述べます。

その第一は、税制の抜本改革の名のもとに、大型間接税の導入をもくろんでいることであつた。

中曾根内閣は「増税なき財政再建」を掲げ、その実現のためという理由で、今日まで福祉、文教開

拓予算の伸び率を圧縮し、国民生活に多大な負担

はしづかに中断し、そのたびに政府の答弁はあ

まいな表現となり、行きつ戻りつ軍拡や増税の地

ならしをしていると論評されたのであります。

私どもは、四野党が共同で予算修正を迫り、な

かんづく我が公明党は、不退転の決意でG.N.P.比

一%枠の厳守を要求し続けたことは御承知のとおりであります。(拍手)我々の粘り強い要求によつて、自民党は最終的には寝たきり老人介護、单身赴任、教育費など政策減税の実現を確約し、ま

たことは事実であります。しかし、当初予算の修

正をかたくなに拒否し、国会の予算修正権を無視

するような態度をとり続けたことは、断じて容認

できないものであります。また、当面の重要な政治

課題である政治倫理の確立についても、今国会中

に国会法改正案の成立を期すことを明確にしたこ

とは評価するものの、政治倫理確立に見せた消極的姿勢には強い憤りを覚えるのであります。

今、国民は、生活防衛と平和、軍縮の推進、そ

して清潔な政治を心から願っております。私は、

この際、確約された政策減税の実施はもちろんのこと、政府・自民党が六十年中における所得税減税の実施を初め、与野党書記長・幹事長会談における所定の約束を守ることを重ねて実行されるよう強く要望するものであります。特に、我が党が最も力を入れた防衛費のG.N.P.比一%枠の遵守に最善を尽くすとした自民党幹事長の約束は、公党間の重要な約束として必ず履行されるよう重ねて強く要望するものであります。(拍手)そして当然の成り行きとして、中曾根内閣の防衛力増強政策の転換をもあわせて要求するものであります。

以下、反対理由の主なものを申し述べます。

その第一は、税制の抜本改革の名のもとに、大型間接税の導入をもくろんでいることであつた。

中曾根内閣は「増税なき財政再建」を掲げ、その実現のためという理由で、今日まで福祉、文教開

拓予算の伸び率を圧縮し、国民生活に多大な負担

はしづかに中断し、そのたびに政府の答弁はあ

まいな表現となり、行きつ戻りつ軍拡や増税の地

の総合であり、変化する国内、国外の諸情勢に対応するべきものであります。特に、世界経済が急速に変貌しているときに、経済政策と一体をなし得るものでなければなりません。国債の累積という重圧のもとでの予算編成が困難であることは承知しておりますが、予算の持つ経済効果をいま一步掘り下げたものでなければならないと考えております。

最後に、さきに与野党間で協議され、自民党が野党側に約束した単身赴任減税などの政策減税の実施、所得税減税についての検討、時間短縮並びに連休等休日増加実現のための協議機関の設置につきまして、誠実にその約束を履行するよう政府・自民党に強く求め、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(坂田道太君) 濑崎博義君。

[瀬崎博義君登壇]

○瀬崎博義君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、政府提出の昭和六十年度予算三案に断固反対の討論を行います。(拍手)

言うまでもなく、本年は広島、長崎の被爆四十五周年、第二次世界大戦の終戦四十周年の記念すべき年であります。四十年前、すべての国民は、廃墟の中に侵略戦争の根絶と恒久平和を誓い、平和と民主主義、国民主権を尊重する政治の確立を目指して嘗々と努力を積み重ねてきました。そして四十年後の今、戦後政治の総決算を標榜してやまない中曾根内閣の手によって平和が脅かされ、暮らしのが破壊され、民主主義の土台が揺るがされていることは、国民にとってこの上ない不幸と言わなければなりません。

六十年度政府予算案とその審議の中でも明らかになつたことは、中曾根内閣がレーガン政権の核戦略の一翼を担つて限界なき軍拡への道を突き進み、財界奉仕をさらに強めながら、国民に対しては一層の負担強化を押しつけようとしていることです。臨調行革路線が開始されて四年間、破局的事態に立ち至つた財政危機にもかかわらず、軍事費は実に三割を超える異常な急増となりとなり、とりわけその中核ともいるべき正面装備費の増加は六割近くにも達しております。レーガン戦略に組み込まれた経済協力費は三割以上、財界のためのエネルギー対策費も三割近くの大幅な伸びという実績を受けています。これに対しても、国民党大多数がその増額を願つてやまない社会保険費は八%、文教費は二%の伸びで、実質的に予算に至つては一割を超える大幅マイナスを強要されただのであります。六十年度政府予算案は、微頭微尾レーガン政権と財界の要求を優先させた日本運命共同体予算であり、日本の国民にとっては最も悪の予算案と言わざるを得ません。

日本共産党・革新共同は、予算委員会においてただひとり、軍事費を一兆四千億円削減して国民生活に振り向けることを主要な内容とする予算組み替え動議を提出したのですが、この組み替え提案こそが真に国民の願いにこたえる予算であり、国民要求優先への転換を決断しさえすれば実行可能な内容であることを改めて強調するものであります。(拍手)

以下、具体的に政府予算案に反対する理由を述べます。

その第一は、本予算案が日本をアメリカの核戦略に組み入れる大軍拡予算であることであります。地対空ミサイル・パトリオットの新規導入をはじめ、F15戦闘機十四機、P3C対潜哨戒機十機、ミサイル護衛艦三隻など、日本列島不沈空母化、一千海里シーレーン防衛のための軍備増強が急速に進められています。対GNP比一%以内といたしましては、二兆三千億円もの後年度負担のからくりによって、米核戦略に直結する正面装備費が四年間で実に五七%も急増するといふ大軍拡が行われているのであります。しかも中

曾根総理は、一%でやれる可能性が薄れていると述べ、これまで政府自身が表明してきた歯止めをかねぐら捨て、際限のない軍備拡大に道を開こうとしております。これが、国民にこれまでにも増して多大な犠牲と負担を強いるばかりか、レーガン政権の危険な核戦略にますます深く日本を組み込むことになるのは火を見るよりも明らかであります。(拍手)

とりわけ重大なことは、世界の圧倒的多数の人々が、人類の死活にかかわる問題として核兵器の全面的な廃絶を心から求めていることまさに、

中曾根総理が唯一の被爆国の首相であるまじき核兵器使用容認の姿勢を強く打ち出してきたという事実であります。総理は、一月の日米首脳会談で、

核軍拡競争を宇宙にまで拡大する米戦略防衛構想、いわゆるSDIに協力を示しました。さらに

国会の論戦では、果てしない軍拡競争をもたらし

た核抑止論の立場を改めて明確にしたばかりか、

安保条約を理由に、日米共同作戦中の米艦船の核兵器先制使用を公然と認めるに至ったのであります。

予算委員会の論戦において、軍事費一%問題がとりわけ焦点になつたのは、軍事費が額においてGDP比一%を超えるようとしているだけで

はなく、その内容がこのようにレーガン政権の核戦略と結びついた危険なものとなつており、同時に

これが財政危機の最大の要因ともなつてきて

いるからであり、予算修正協議の核心はまさに軍

事費削減にあつたわけであります。だからこそ、

一部の野党が一%を守れと言いながら予算委員会に提出した共同修正要求では軍事費削減問題を棚上げしたのに對し、我が党は軍事費大幅削減を組み替え要求の主要な柱とし、修正協議においても貫して軍事費削減を自民党に迫つたのであります。私は、軍事費削減の要求を拒否し、あくまで大軍拡を推し進めようとする中曾根内閣と自民党的態度を、心からの怒りを込めて糾弾するもので

あります。

第二の理由は、本予算案が国民生活関連分野で

はぎりぎりの予算さえ大幅に削減しながら、大企

業に對しては新たな優遇策を講じる露骨な財界幸

福、国民犠牲、地方自治破壊の予算となつて

いることです。

政治の暖かい光を最も切実に求めている人々にかかる社会保障関係費は、前年度比わずかに二・七%増と極めて低い伸び率に抑えられ、臨調

四年間で当然増額費の約四分の三にも達する二兆三千億円を切り捨ててしましました。特に本予算案では、国の負担責任を地方自治体に転嫁する補助金一律カットという乱暴な措置まで強行しようとしているのです。

これが自治体財政圧迫

としているのです。

しかし、その他のも保育所、老人ホーム、障害者施設の運営費など国民生活に欠くことのできないものばかりであります。しかも、その費用の大部分はもともと國が当然責任を負うべき國庫負担であります。

ところが、その一方的カットは地方財政法の原則

を真っ向から踏みにじるものであります。生活保護費の受給制限に拍車をかけ、老人ホームの食費予算まで奪い取るような冷たい政府のやり方を絶対に許すことはできません。

教育関係でも、臨時教育審議会を利用して、教

育自由化の名のもとに、教育の機会均等の原則を

覆す全面的な反動化をたくらみながら、行政が責

任を負うべき教育条件の整備については大幅に後退させているのであります。公立学校の施設整備費を五年連続して大幅に削減し、児童生徒急増地域や離島、過疎地域などの校舎新築の補助率の引き下げによって、マンモス校など切実な問題の解決を引き延ばし、教材費や僻地の就学援助費給食費に至るまで削り込み、子供にまで犠牲を強いることは言語道斷であります。(拍手)大企業が空前

の利益を享受しているのと対照的に、中小企業倒産が最高の水準に達し、また農業の危機が深刻化する一方なのに、中小企業対策費と農林漁業予算は大幅削減だということは、中曾根政治が中小零細業者と農民を眼中に置いていないことを端的に

あらわすといふばかりません。
他方、大もうけを上げている大企業に対しても、民間活力活用の名のもとに、建てて固もない

公務員宿舎を取り壊してもという国有地の民間払い下げや、企業のもうけの邪魔になる制約はすべて取り払うという各種規制の緩和を推進し、また次世代産業基盤技術研究開発費などの大企業補助金も急増させています。その上、基盤技術研究促進センターを設立し、新電電の政府持ち株の配当を注ぎ込むことによって、大企業に無利子融資などの新たな助成制度を創設し、加えて百六十億円にも上るいわゆるハイテク減税まで新設しようとしているのであります。財政事情を理由に、国民生活関連予算には削れる限りの大なたを振るいながら、大企業には目にする大盤振る舞いをする、こんな反国民的な予算を断じて認めることはできません。(拍手)

第三の理由は、財政破綻をさらに新たな段階に進行させながら、それを口実に大型間接税導入を図らうとしていることです。

政府予算案では、国債費はついに十兆円を突破、社会保障費を抜いて最大の支出項目となり、予算編成上の決定的な障害となつてきているのであります。中曾根内閣は、新たに赤字国債の借りかえを强行しようとしていますが、これは財政節度の最後の歯どめさえ捨て去り、名前を変えて赤字国債を増発することにほかならず、財政を破局

に導く暴挙であります。今や政府は財政の正常な管理運営能力を喪失しているとしか言いようがありません。この局所的な財政破綻の責任は、大企業本位の景気浮揚策として赤字国債を乱発し続け、これに因る悪化を支え、一層の悪化

求して鬭い抜く決意を披露して、討論を終わります。(拍手)
○議長(坂田道太君) これにて討論は終局いたしました。

まつだ。
(拍手)

○議長(坂田道太君) 昭和六十年度一般会計予算

外二案を一括りして採決いたします。
この採決は記名投票をもつて行います。

す。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんこと

を望みます。——開鎖。

○議長（坂田道太君） 氏名点呼を命じます。

○議長(坂田道太君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

〔議場開鎖〕——開鎖。開門。

○議長(坂田道太君) 投票を計算いたさせます。
〔参事投票を計算〕

報告いたさせます。

投票總數 四百九十一
可とする者(白票) 一百五十九

否とする者(青票) [拍手]

○議長（坂田道太君） 右の結果、昭和六十年度一般会計予算外二案は委員長報告のとおり可決いた
〔拍手〕

太田 誠一君
奥田 幹生君
加藤 紘一君

奥田 敬和君

昭和六十年三月九日 衆議院会議録第十三号

昭和六十年度一般会計予算外一案

昭和六十年二月九日 衆議院会議録第十三号

昭和六十年度一般会計予算外二案 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案外一案

四三一

| | | |
|--------|--------|--------|
| 池田 | 克也君 | 石田幸四郎君 |
| 市川 | 雄一君 | 遠藤和良君 |
| 小川新一郎君 | 近江巳記夫君 | 大久保直彦君 |
| 大野潔君 | 長田武士君 | 大橋敏雄君 |
| 草川武法君 | 神崎昭三君 | 岡本富夫君 |
| 小谷輝二君 | 草川恒夫君 | 貝沼次郎君 |
| 斎藤美君 | 坂口鈴切 | 木内良明君 |
| 樺藤恒夫君 | 竹内康雄君 | 感君 |
| 坂口力君 | 玉城勝彦君 | 明君 |
| 齋藤鞠谷 | 中川嘉美君 | 節君 |
| 柴田弘一君 | 西中米一君 | 弘君 |
| 竹入義勝君 | 橋本文彦君 | 弘君 |
| 武田一夫君 | 日笠勝之君 | 重昭君 |
| 中村巖君 | 福岡康夫君 | 太郎君 |
| 沼川洋一君 | 伏屋修治君 | 平石磨作君 |
| 春田重昭君 | 古川雅司君 | 太郎君 |
| 中村巖君 | 宮地正介君 | 太郎君 |
| 沼川洋一君 | 森本吉野君 | 太郎君 |
| 春田重昭君 | 伊藤吉浦君 | 太郎君 |
| 中村巖君 | 稻富英介君 | 太郎君 |
| 沼川洋一君 | 伊藤基雄君 | 太郎君 |
| 春田重昭君 | 安倍忠治君 | 太郎君 |
| 中村巖君 | 伊藤英成君 | 太郎君 |
| 沼川洋一君 | 稲富穢人君 | 太郎君 |

| | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小沢 | 貞季君 | 岡田 | 河村 | 春日 |
| 木下敬之助君 | 佐々木良作君 | 佐々木良作君 | 勝君 | 一幸君 |
| 玉置 | 塚本 | 塚本 | 田中 | 慶秋君 |
| 一弥君 | 三郎君 | 三郎君 | 中野 | 寛成君 |
| 西田 | 八郎君 | 八郎君 | 永江 | 一仁君 |
| 宮田 | 早苗君 | 早苗君 | 吉田 | 之久君 |
| 和田 | 一仁君 | 一仁君 | 梅田 | 勝君 |
| 小沢 | 経塙 | 経塙 | 佐藤 | 祐弘君 |
| 瀬崎 | 幸夫君 | 幸夫君 | 佐藤 | 博義君 |
| 田中美智子君 | 中川利三郎君 | 中川利三郎君 | 田中美智子君 | 中川利三郎君 |
| 中林 | 佳子君 | 佳子君 | 林 | 百郎君 |
| 木 | 洋子君 | 洋子君 | 木 | 百郎君 |
| 正森 | 成二君 | 成二君 | 三浦 | 久君 |
| 三浦 | 久君 | 久君 | 山原健二郎君 | 勝岡田清一君 |

升齋清一君登壇

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書

日程第一　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

〇片岡清一君 ただいま議題となりました二・法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。
本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、当事の員数を九人増加するとともに、裁判所の司法行政事務を簡素化し能率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二人減少しようとするものであります。
委員会においては、二月二十二日提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、二月二十六日質疑を終了いたしました。

決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

次に、供託法の一部を改正する法律案について申し上げます。

供託金の利息については、国の財政再建に資するための特例措置として、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間、停止されてきたところであります。

本案は、国の財政の現状にかんがみ、国の歳出の一層の縮減を図るため、昭和六十五年度まで引き続き供託金に利息を付することを停止しようとするものであります。

委員会においては、二月二十二日提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、昨八日質疑を終了し、直ちに採決を行ったところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三 法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第四 租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 入場税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第三、法人税法の一部を改正する法律案、日程第四、租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案、日程第五、入場税法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長越智伊平君。

ましては、公益法人等及び協同組合等の法人税率を2%引き上げるなど所要の措置を講ずることと

しております。

第一に、企業関係の特別償却制度及び準備金制度の整理合理化を行うなど所要の措置を講ずることとしております。

第二に、利子配当等の課税につきましては、非課税貯蓄制度の限度額管理の適正化を図るため、本人確認制度の厳正化を中心とした所要の措置を講ずることとしております。なお、少額貯蓄等利用者カードの制度は、廃止することとしております。

第三に、技術研究開発を中心とした所要の措置を講ずることとしております。なほ、少額貯蓄等利用者カードの制度は、廃止することとしております。

第四に、民間活力の活用等の観点にも配慮し、特定の優良な再開発建築物について割り増し償却を認めるほか、優良住宅地の造成などのため土地等を譲渡した場合の課税の特例など所要の見直しを行った上、存置する措置を講ずることとしてお

ります。

第五に、民間活力の活用等の観点にも配慮し、特定の優良な再開発建築物について割り増し償却を認めるほか、優良住宅地の造成などのため土地等を譲渡した場合の課税の特例など所要の見直しを行った上、存置する措置を講ずることとしてお

ります。

第六に、民間活力の活用等の観点にも配慮し、特定の優良な再開発建築物について割り増し償却を認めるほか、優良住宅地の造成などのため土地等を譲渡した場合の課税の特例など所要の見直しを行った上、存置する措置を講ずることとしてお

ります。

第七に、民間活力の活用等の観点にも配慮し、特定の優良な再開発建築物について割り増し償却を認めるほか、優良住宅地の造成などのため土地等を譲渡した場合の課税の特例など所要の見直しを行った上、存置する措置を講ずることとしてお

ります。

第八に、民間活力の活用等の観点にも配慮し、特定の優良な再開発建築物について割り増し償却を認めるほか、優良住宅地の造成などのため土地等を譲渡した場合の課税の特例など所要の見直しを行った上、存置する措置を講ずることとしてお

ります。

第九に、民間活力の活用等の観点にも配慮し、特定の優良な再開発建築物について割り増し償却を認めるほか、優良住宅地の造成などのため土地等を譲渡した場合の課税の特例など所要の見直しを行った上、存置する措置を講ずることとしてお

ります。

第十に、民間活力の活用等の観点にも配慮し、特定の優良な再開発建築物について割り増し償却を認めるほか、優良住宅地の造成などのため土地等を譲渡した場合の課税の特例など所要の見直しを行った上、存置する措置を講ずることとしてお

ります。

第十一に、民間活力の活用等の観点にも配慮し、特定の優良な再開発建築物について割り増し償却を認めるほか、優良住宅地の造成などのため土地等を譲渡した場合の課税の特例など所要の見直しを行った上、存置する措置を講ずることとしてお

りなど所要の措置を講ずることとしております。

次に、入場税法の一部を改正する法律案につきましては、最近における入場税負担の状況にかん

がみ、その軽減を図るため、映画、演劇等に適用される免税点をそれぞれ引き上げることとしてお

ります。

以上の三法律案につきましては、去る二月二十一日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日から質疑に入り、参考人から意見を聴取す

るなど慎重に審査を行い、かくて、昨三月八日三

法律案に対する質疑は終了いたしました。

次いで、法人税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する

法律案につきまして討議を行い、順次採決いたし

ましたところ、両法律案はいずれも多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、入場税法の一部を改正する法律案につきましては、正森成二君外一名から日本共産党・革

新共同の提案に係る修正案が提出されました。続

いて採決いたしましたところ、同修正案は少数を

もつて否決され、よつて、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 三案中、日程第三及び第四につき討論の通告があります。これを許します。

田並胤明君登壇

○田並胤明君 私は、日本社会党・護憲共同を代

表して、だいいま議題となりました租税特別措置

官 報 (号 外)

人税法の一部を改正する法律案に対し、反対討論を行ひます。(拍手)

卷之三

ましたのは、言うまでもなく大型間接税の問題であります。政府、大蔵省は、既に国会審議が始まつてゐる前から新聞等のマスコミを通じて、六十二年四月から導入をしたい、あるいは所得税減税との抱き合わせ実施を考えたいと言つてみたり、さらに福祉目的税にするなど、あたかも大型間接税の導入が既定の事実であるかのときキャンペーンを行いました。国会審議が始まりますと、予算委員会等で我が党委員の質問に対し、一般消費税型の大型間接税は導入をしない、あるいは多段階的、包括的、網羅的、普遍的で大規模な消費税を投網をかけるようなやり方はとらないと答弁をし、あたかも大型間接税は導入をしないような趣旨の答弁をしておきながら、すぐその後から、五十四年十二月の国会決議で否定されたのは一般消費税（仮称）だけであるとか、EC型付加価値税にもいろいろ態様があり、そのすべてを否定するものではないなど前言を翻し、あくまで導入するとの構えを崩そうとしておりません。

特に問題なのは、本日の予算委員会で大蔵大臣は、不見識であったとして訂正はされました。三月六日の大蔵委員会での発言であります。すなわち、五十四年十二月に国会の意思として否定をされた一般消費税を再び導入の検討対象にするという考え方を明らかにし、国会決議を無視してでる大型間接税導入のレールを敷こうという意図を露骨に示しました。このような中曾根内閣の政治姿勢は全く国民を愚弄し、民主主義に逆行する背

最大の問題は、低所得者ほど税負担が重く、不公平を助長する逆進性にあります。さらに、中小零細業者にとっては税の価格への転嫁が困難で、納税の煩雑な事務と相まって経営を著しく圧迫されるのは至直であります。端数切り上げによる便乗値上げも起ります。消費の全般的な低下による

景気への悪影響も避けられません。まさに大型間接税は弱い者いじめ、国民収奪の大惡税であり、私はその導入に断固反対するものであります。

入が既定の事実であるかのこときキャンペーんを行いました。国会審議が始まりますと、予算委員

会等で我が党委員の質問に対し、一般消費税型の大型間接税は導入をしない、あるいは多段階的、包括的、網羅的、普遍的で大規模な消費税を投網をかけるようなやり方はとらないと答弁をし、あたかも大型間接税は導入をしないような趣旨の答弁をしておきながら、すぐその後から、五十四年十二月の国会決議で否定されたのは一般消費税（板称）だけであるとか、E-C型付加価値税にものるいる様態があり、そのすべてを否定するものではないなど前言を翻し、あくまでも導入するとの構えを崩そうとしておりません。

る動きに出ていることは許しがたい問題であります。この際、政府・自民党が、所得税減税、政策減税の実施を誠実にかつ早急に実行されるよう強く要求する次第です。(拍手)

今回、税制改革論議とともに出てきた所得の最高税率の引き下げ、法人税の軽減、利子所持への一律低率分離課税及び大型間接税の導入などの方向は、戦後税制の民主主義的諸原則に真っ向から逆行するとともに、それらの諸原則を形骸化させるものと言わざるを得ません。税制改革の基本方向とは、大企業、大資産家優遇の不公平税制を正し、さらに戦後税制の民主主義的諸原則の骨抜き化につながる制度上、運用上の抜け穴をふさいでいくことではないでしょうか。このような基本方向を欠いた今回の改正案には、到底賛成できません。

に退職金引当金についても、その残高は、五十八年度資本金十億円以上の企業で七兆七千億円に達し、膨大な運用利益を大企業、大法人に与えています。これに対し、勤労者、サラリーマンは、源泉徴収課税制度で最初から申告納税の権利を奪われ、課税最低限の据え置きによる事実上の増税でいや、応なく税金を吸い上げられています。記帳義務の法制化と厳しい税務調査の実施により、中小零細業者は青息吐息の徵税攻勢に今日さらされています。

○議長（坂田道太君） これにて討論は終局いたしました。

ることはできません。

最後に、大型間接税の導入は、税の不公平をより一層助長し、国民経済の停滞と深刻な社会的混乱を招くものであります。今日国民は、内需拡大を中心とする経済の回復を心から求めています。不公平税制の是正と大幅所得減税こそ国民の要求です。する税制改革の道であり、またそのことが日本本経済の再活性化の道であるということを申し上げ

○議長（坂田道太君） これにて討論は終局いたしました。
○秘の討論を終わります。（拍手）

○議長（坂田道太君） これより採決に入ります。
まず、日程第三及び第四の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸

君の起立を求めます。

も委員長報告のとおり可決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしまして、「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長（坂田道太君）　本日は、これにて教會へた
した。

予算委員

辞任

補欠

中島

辻

鈴木

辻

一彦君

松前

辻

一彦君

仰君

春田

坂井

弘一君

渡部

一郎君

塚田

重昭君

宮田

早苗君

川健二郎君

並

田

永井

串原

義直君

鈴木

新井

横手

宮地

正介君

佐藤

柴田

弘君

佐藤

徳雄君

串原

義直君

野間

友一君

上野

建一君

大原

茂君

後藤

英介君

山田

慶秋君

西田

八郎君

中野

寛成君

西田

八郎君

中野

寛成君

辻

一彦君

天野

等君

辻

一彦君

浦井

洋君

中島

武敏君

辻

末治君

山中

和郎君

辻

一彦君

工藤

晃君

野間

友一君

上野

建一君

大原

亨君

新村

勝雄君

竹村

泰子君

細谷

昭雄君

渡部

春田

坂井

弘一君

中島

正介君

佐藤

柴田

昌弘君

宮地

正介君

佐藤

德雄君

串原

義直君

野口

松前

辻

一彦君

辻

一彦君

春田

坂井

弘一君

中島

正介君

辻

一彦君

横江

金夫君

宮地

正介君

佐藤

柴田

弘君

佐藤

徳雄君

串原

義直君

野口

松前

辻

一彦君

春田

坂井

弘一君

中島

正介君

辻

一彦君

横江

金夫君

宮地

正介君

佐藤

柴田

弘君

佐藤

徳雄君

串原

義直君

野口

松前

辻

一彦君

春田

坂井

弘一君

中島

正介君

辻

一彦君

横江

金夫君

宮地

正介君

佐藤

柴田

弘君

佐藤

徳雄君

串原

義直君

野口

松前

辻

一彦君

春田

坂井

弘一君

中島

正介君

辻

一彦君

横江

金夫君

宮地

正介君

佐藤

柴田

弘君

佐藤

徳雄君

串原

義直君

野口

松前

辻

一彦君

春田

坂井

弘一君

中島

正介君

辻

一彦君

横江

金夫君

宮地

正介君

佐藤

柴田

弘君

佐藤

徳雄君

串原

義直君

野口

松前

辻

一彦君

春田

坂井

弘一君

中島

正介君

辻

一彦君

横江

金夫君

宮地

正介君

佐藤

柴田

弘君

佐藤

徳雄君

串原

義直君

野口

松前

辻

一彦君

春田

坂井

弘一君

中島

正介君

辻

一彦君

横江

金夫君

宮地

正介君

佐藤

柴田

弘君

佐藤

徳雄君

串原

義直君

野口

松前

辻

一彦君

春田

坂井

弘一君

中島

正介君

辻

一彦君

横江

金夫君

宮地

正介君

佐藤

柴田

弘君

佐藤

徳雄君

串原

義直君

野口

松前

辻

一彦君

春田

坂井

弘一君

中島

正介君

辻

一彦君

横江

金夫君

宮地

正介君

佐藤

柴田

弘君

佐藤

徳雄君

串原

義直君

野口

松前

辻

一彦君

春田

坂井

弘一君

中島

正介君

辻

一彦君

横江

金夫君

宮地

正介君

佐藤

柴田

弘君

佐藤

徳雄君

串原

義直君

野口

松前

辻

一彦君

春田

坂井

弘一君

中島

| | |
|--------|--------|
| 田中 慶秋君 | 吉田 之久君 |
| 滝沢 幸助君 | 大内 啓伍君 |
| 小沢 和秋君 | 瀬崎 博義君 |
| 辻 第一君 | 東中 光雄君 |

議院運営委員

辞任

補欠

| | |
|--------|--------|
| 桜井 新君 | 浜田卓二郎君 |
| 浜田卓二郎君 | 桜井 新君 |

(議案提出)

(議案送付)

閣提出第五五号)
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求める件(内閣提出、承認第一号)

以上三件 運輸委員会 付託

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案

一、昨八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

一、昨八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案(木島喜兵衛君外二名提出)

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(木島喜兵衛君外二名提出)

一、昨八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

国際観光振興会法の一部を改正する法律案

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

(議案付託)

一、昨八日、内閣から、衆議院議員瀬長亀次郎君提出第二次大戦中日本軍によつて接收された沖縄県下の土地に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和六十年三月二十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、昨八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)
国際観光振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

第明治二十五年三月三十日
種類便物類可日

昭和六十年三月九日 衆議院会議録第十三号

四三八

衆議院会議録 第十一号(二)

號外 昭和三十年四月九日

○ 国 田 11 回 衆議院会議録 第十一号(二)

[本件工事]

昭和三十年四月九日

額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を本条第1項の限度額に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

4 第1項及び第2項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を当該各項の限度額（第1項の限度額について第3項後段の規定のある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

第7条 「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

| 所 | 管 | 組 | 總 | 項 |
|---|---|---------|--|---|
| 国 | 会 | 衆議院 | 衆議院施設費 | |
| | | 参議院 | 参議院施設費 | |
| | | 国立国会図書館 | 国立国会図書館施設費 | |
| 裁 | 判 | 所 | 裁判所施設費 | |
| 理 | 府 | 警 | 警察厅（通信施設整備費に限る。）、船舶建造費、 警察厅施設費、都道府県警察費補助（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）、船舶建造費、 北海道治水事業費、北海道危機管理対策事業費、北海道治水事業工事諸費、北海道治山事業費、 北海道海岸事業費、北海道道路整備事業費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾事業費、北 海道漁港施設費、北海道空港整備事業費、北海道港湾事業費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市計画事業費、北海道公園事業工事諸費、北海道離島産業費、北海道農業開発事業費、北海道農業用地開拓事業費、北海道土地改良事業費、北海道特定地域農業開発事業費、北海道土地改良事業費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道沿岸漁場整備開拓事業費、北海道離島開拓事業費、北海道災害復旧事業工事諸費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道特定開発事業推進調査費、簡易水道施設整備費、北海道農業開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道特定開発事業推進調査費、科学技術研究開拓事業費、自然公園等施設整備費、国立水俣病研究センター施設費、沖縄開拓事業費（沖縄振興特別事業費補助金に限る。）、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生等対策諸費 | |
| 科 | 学 | 技 | 術 | 府 |
| 環 | 境 | 開 | 發 | 戶 |
| 冲 | 綱 | 開 | 發 | 戶 |

| | | | | |
|--|---|--|---|---|
| 助金及び日本鉄道建設公団整備新幹線建設調査費 補助金に限る。）、本州四国連絡橋公団事業助成 費、海岸事業費、海岸事業工事諸費、港湾事業 費、空港整備事業費、日本国有鉄道防災事業費、 港湾施設災害復旧事業費、港湾災害復旧事業工事 諸費、港湾施設災害関連事業費 | 運輸本省試験研究機 運輸本省試験研究所施設費 | 海上保安庁 海上保安官署施設費、船舶建造費、航路標識整備 費 | 気象庁 気象官署施設費、船舶建造費 | 郵政省 郵政研究所 電波研究所施設費 |
| 官厅營繕費、河川管理施設整備費、治水事業費、 急傾斜地崩壊対策等事業費、海岸事業費、海岸事 業工事諸費、道路整備事業費、住宅建設等事業 費、都市計画事業費、河川等災害復旧事業費、河 川等災害復旧事業工事諸費、都市災害復旧事業 費、河川等災害関連事業費 国土地理院施設費 建設本省試験研究所施設費 | 建設省 建設本省 建設局 道路災害復旧事業工事諸費、公園事業工事諸費 | (一時借入金等の最高額) 第8条「財政法」第7条第3項の規定による大蔵省証券及び一時借入金の最高額は、9,800,000,000千円とする。 (災害復旧等国庫債務負担行為の限度額) | 第9条「財政法」第15条第2項の規定により昭和60年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。 (損失補償契約及び国際機関拠出金等の限度額) | 第10条次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、昭和60年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。 |

| 債務 | 規制規定 | 金額の限度 |
|---------------------------------------|---------------------------|------------------------------------|
| 1 日本国鉄道 鉄道債券に係る債務 | 「鉄道債券等に係る債務の 保証に関する法律」 | 額面総額670,000,000千円及びその 利息に相当する金額 |
| 2 中小企業金融公庫 中小企業債券の元本の償 還及び利息の支払 | 「中小企業金融公庫法」第25 条の3 | 額面総額58,000,000千円及びその 利息に相当する金額 |

(四) 取引

| | | |
|--|------------------------------|---|
| 3 北海道東北開発公庫 北海道東北開発債券の元 本の償還及び利息の支払 | 「北海道東北開発公庫法」第 28条 | 額面総額74,000,000千円及びその 利息に相当する金額 |
| 4 公营企業金融公庫 公营企業債券の元本の償 還及び利息の支払 | 「公营企業金融公庫法」第26 条 | 額面総額1,100,000,000千円及びそ の利息に相当する金額 |
| 5 日本道路公団 道路債券に係る債務 | 「日本道路公団法」第28条 | 額面総額645,900,000千円及びそ の利息に相当する金額 |
| 6 首都高速道路公団 首都高速道路債券に係る 債務 | 「首都高速道路公団法」第38 条の2 | 額面総額88,200,000千円及びそ の利息に相当する金額 |
| 7 水資源開発公団 水資源開発債券及び借入 金に係る債務 | 「水資源開発公団法」第41条 | 額面総額及び元本金額の合計額 10,000,000千円並びにその利息に 相当する金額 |
| 8 阪神高速道路公団 阪神高速道路債券及び借 入金に係る債務 | 「阪神高速道路公団法」第38 条 | 額面総額及び元本金額の合計額 59,900,000千円並びにその利息に 相当する金額 |
| 9 船舶整備公団 船舶整備債券及び借入金 に係る債務 | 「船舶整備公団法」第26条の 2 | 額面総額及び元本金額の合計額 12,000,000千円並びにその利息に 相当する金額 |
| 10 日本鉄道建設公団 鉄道建設債券に係る債務 | 「日本鉄道建設公団法」第29 条の2 | 額面総額142,200,000千円及びそ の利息に相当する金額 |
| 11 石油公団 石油債券及び借入金に係 る債務 | 「石油公団法」第26条 | 額面総額及び元本金額の合計額 394,000,000千円並びにその利息に 相当する金額 |
| 12 本州四国連絡橋公団 本州四国連絡債券及び 借入金に係る債務 | 「本州四国連絡橋公団法」第 39条 | 額面総額及び元本金額の合計額 10,400,000千円並びにその利息に 相当する金額 |
| 13 地域振興整備公団 地域振興整備債券及び借 入金に係る債務 | 「地域振興整備公団法」第26 条の2 | 額面総額及び元本金額の合計額 36,000,000千円並びにその利息に 相当する金額 |
| 14 住宅・都市整備公団 住宅・都市整備債券及び 借入金に係る債務 | 「住宅・都市整備公団法」第 56条 | 額面総額及び元本金額の合計額 234,500,000千円並びにその利息に 相当する金額 |
| 15 畜産振興事業団 借入金に係る債務 | 「畜産物の価格安定等に關 する法律」第54条第4項 | 元本金額3,200,000千円及びそ の利息に相当する金額 |
| 16 金属鉱業事業団 金属鉱業債券及び借入金 に係る債務 | 「金属鉱業事業団法」第25条 の2 | 額面総額及び元本金額の合計額 29,900,000千円並びにその利息に 相当する金額 |
| 17 動力炉・核燃料開発事 業団 動力炉・核燃料開発債券 及び借入金に係る債務 | 「動力炉・核燃料開発事業 団法」第34条 | 額面総額及び元本金額の合計額 21,400,000千円並びにその利息に 相当する金額 |
| 18 中小企業事業団 中小企業事業団債券及び 借入金に係る債務 | 「中小企業事業団法」第30条 | 額面総額及び元本金額の合計額 8,000,000千円並びにその利息に相 当する金額 |
| 19 糙糸砂糖類価格安定事 業団 借入金に係る債務 | 「糙糸砂糖類価格安定事業 団法」第38条第4項 | 元本金額12,400,000千円及びそ の利息に相当する金額 |
| 20 日本下水道事業団 借入金に係る債務 | 「日本下水道事業団法」第35 条第1項 | 元本金額5,800,000千円及びそ の利息に相当する金額 |
| 21 社会保険診療報酬支払 基金 次に掲げる借入金に係る | | |

| | | |
|--|---|---|
| 債務 | | |
| (1) 老人保健關係業務に 関するもの | 「老人保健法」第13条 | (1)に掲げる借入金にあつては元本 額220,000,000千円及び(2)に掲げ る借入金にあつては元本額 47,000,000千円並びにそれぞれの 利息に相当する金額 |
| (2) 退職者医療關係業務 に関するもの | 「国民健康保険法」第31条の 12 | |
| 22 海外経済協力基金 海外経済協力基金債券及 び借入金に係る債務 | 「海外経済協力基金法」第29 条の4 | 額面総額及び元本額の合計額 26,000,000千円並びにその利息に 相当する金額 |
| 23 林業信用基金 借入金に係る債務 | 「林業等振興資金金融通暫定 措置法」第7条第3項 | 元本額1,930,000千円及びその利 息に相当する金額 |
| 24 医薬品副作用被害救済 基金 借入金に係る債務 | 「医薬品副作用被害救済基 金法」附則第6条第3項 | 元本額11,700,000千円及びその 利息に相当する金額 |
| 25 情報処理振興事業協会 借入金に係る債務 | 「情報処理振興事業協会等 に関する法律」 | 元本額300,000千円及びその利 息に相当する金額 |
| 26 大阪国際空港周辺整備 機構 大坂国際空港周辺整備債 券及び借入金に係る債務 | 「公用飛行場周辺における 航空機騒音による障害の 防止等に関する法律」 | 額面総額及び元本額の合計額 1,800,000千円並びにその利息に相 当する金額 |
| 27 電源開発株式会社 イ 社債(口に掲げるも のを除く。)に係る債務 ロ 社債のうち次に掲げ るものに係る債務 (1) 外貨をもつて支払 われるもの(2)に掲 げるものを除く。 (2) 引受契約により本 邦通貨を基準として 外貨をもつて支払わ れるもの (3) 本邦通貨をもつて 支払われる社債のう ち外国において発行 するもの又は本邦に おいて外國政府等の 引受けにより発行す るもの | 「電源開発促進法」第27条 同 条 | 額面総額5,000,000千円及びその利 息に相当する金額 (1)に掲げる社債にあつては外貨表 示の額面総額を外貨貿易換算率に より換算した金額、(2)に掲げる社 債にあつては引受契約において定 められた本邦通貨の金額による元 本額及び(3)に掲げる社債にあつ ては本邦通貨表示の額面総額の合 計額が60,000,000千円に相当する これらの社債に係る金額((1)に掲 げる社債にあつては当該外貨表 示の額面総額、(2)に掲げる社債に あつては引受契約において定められ た換算率により換算した外貨の金 額、(3)に掲げる社債にあつては当 該額面総額)並びにその利息及び 元本の期限前任意償還に伴い支払 るべき加算金その他の引受契約に基 づき支払うべき手数料等の経費に 相当する金額並びに減債基金等に 払い込むべき金額に相当する金 額 |

| | |
|--|--|
| れるもの (3) 本邦通貨をもつて 支払われる社債のう ち外國において発行す るもの又は本邦に おいて外國政府等の 引受けにより発行す るもの | これらの社債に係る金額 ((1)に掲 げる社債にあつては当該外貨表示 の額面総額、(2)に掲げる社債にあ つては引受契約において定められ た換算率により換算した外貨の金 額、(3)に掲げる社債にあつては当 該額面総額)並びにその利息及び 元本の期限前任意償還に伴い支払 るべき加算金その他の引受契約に基 づき支払うべき手数料等の経費に 相当する金額並びに減債基金等に 払い込むべき金額に相当する金 額 |
|--|--|

| | |
|---|---|
| 29 関西国際空港株式会社 社債に係る債務 第9条第1項 | 「関西国際空港株式会社法」 額面総額10,000,000千円及びその 利息に相当する金額 |
| 30 「国際復興開発銀行等 からの外資の受入に関する法律」第2条第2項各号に 掲げる法人、 債券又は地方債証券のう ち次に掲げるものに係る 債務 (1) 外貨をもつて支払わ れるもの(2)に掲げる もの(除く。) (2) 引受契約により本邦 通貨を基準として外貨 をもつて支払われるも の) | 「国際復興開発銀行等から の外資の受入に関する特別 措置に関する法律」第2条 第2項 (1)に掲げる債券又は地方債証券に あつては外貨表示の額面総額を外 国貨幣換算率により換算した金額 及び(2)に掲げる債券又は地方債証 券にあつては引受契約において定 められた本邦通貨の金額による元 本金額の合計額が428,000,000千円 に相当するこれらの債券又は地方 債証券に係る金額(1)に掲げる債 券又は地方債証券にあつては当該 外貨表示の額面総額、(2)に掲げる 債券又は地方債証券にあつては引 受契約において定められた換算率 により換算した外貨の金額)並び にその利息及び元本の期限前任意 償還に伴い支払うべき加算金その 他の引受契約に基づき支払うべき手 数料等の経費に相当する金額並び に減債基金等に払い込むべき金額 に相当する金額 |

2 政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、前項第2号から第14号までの各号、第18号、第20号、第22号、第24号、第27号若しくは第29号に掲げる法人の事業資金若しくは借入金及び債券により調達する資金又は同項第30号に掲げる法人の外貨債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合において、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い、当該各号に規定する債券、社債、地方債証券又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証する必要があるときは、当該各号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額を増額することができる。

3 第1項第1号から第14号までの各号、第16号から第18号までの各号、第22号及び第26号から第30号

号までの各号に規定する債券、社債又は地方債証券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうかるため法令の規定に従い発行する債券、社債又は地方債証券の額面金額及びその利息に相当する金額(期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他の引受契約に基づき支
払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの中額を含む。)をこれらの各号に定める限度額(前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額が増額された場合には、当該増額された後の金額)に加算した金額をそれぞれの限度額とする。
(予算の移替え等)

第12条 行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、「甲号歳入歳出予算」、「乙号繰越預金」、「丙号繰越期初預金」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分に
より予算を執行することができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは
名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移管をすることができる。
2 行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は主管、組織若しくは項に用いられて
いる行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになつた場合においても、その主管
又は主管、組織若しくは項に係る予算は、そのまま執行することができる。
第13条 次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各局所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをするこ
とができる。

| 所 管 | 組 織 | 項 |
|--|---|---|
| 總 理 府 總 理 本 府 廳 北海道開 發 厅 | 生活基盤充実事業推進費、特別基金検討調査費 行政情報処理調査研究費 北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道海岸事業費、北海道漁港施設費、北海道都市計画事業費、北海道住宅対策諸費、北海道農業整備費、北海道土木工事費、北海道離島施設物処理施設整備費、北海道地政事務費、北海道農用地開発事業費、北海道特定地域農業開発事業費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道沿岸漁場整備開発事業費、北海道離島簡易水道施設整備費、農林漁業用揮発油税財源身管北海道農道等整備事業費、北海道特定開発事業推進調査費 施設運営等関連諸費 國民生活安定対策等経済政策推進費 科学技術振興調整費、海洋開発調査研究促進費、 國立機関原子力試験研究費、放射能調査研究費 | |

| | |
|-------|--|
| 環境省 | 環境保全総合調査研究促進調整費、国立機関公害防止等試験研究費 |
| 沖縄開発庁 | 沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生等対策諸費、沖縄農業振興費、沖縄開発事業費、農林漁業用機器諸費、沖縄特定開発事業推進調査費、災害対策総合推進調査費、国土計画基礎調査費、定住構想推進調査費、奄美群島農業試験場施設整備費、離島振興事業費、農林漁業用揮発油財源身替離島農道等整備事業費、水資源開発事業費、国土総合開発事業調整費 |
| 大蔵省 | 科学的財務管理調査費、公務員宿舎施設費(国会、裁判所又は会計検査院の省庁別宿舎の設置に係るものに限る。) |
| 文部省 | 南極地域観測事業費 |

(予算の移用)

第14条 「財政法」第38条第1項ただし書の規定により移用することができる場合は、第1表の各号に掲げる各組織の経費を当該各組織の間において相互に移用する場合、第2表の各号に掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第3表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第1表 各組織の間の移用

| 所管 | 組織 | 移用することができる項 |
|---------|-------------------------------|---|
| 1 総理府 | 北海道開発庁 | イ 北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道海岸事業費、北海道港湾施設費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市計画事業費、北海道離島施設物処理施設整備費、北海道土地改良事業費、北海道農用地開発事業費、北海道特定地域農業開発事業費、北海道造林事業費、北海道沿岸漁場整備開発事業費、北海道空港整備事業費、北海道公園事業工事諸費、北海道土地改良事業等工事諸費及び北海道災害復旧事業工事諸費の各項の間 ロ 北海道治水事業工事諸費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費、北海道公園事業工事諸費、北海道土地改良事業等工事諸費の各項の間 |
| 2 農林水産省 | 冲縄開発庁 | ハ イの各項又は北海道治水事業費、北海道治山事業費、揮発油財源北海岸道路整備事業費、北海道空港整備事業費、北海道港湾事業費、北海道空港整備事業費及び航空機燃料税財源北海岸空港整備事業費の各項とロの各項 イ 沖縄開発事業費と農林漁業用揮発油財源身替沖縄農道等整備事業費 ロ 沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄公園事業工事諸費及び沖縄港湾空港整備事業工事諸費の各項の間 各項の間 ハ イの各項又は揮発油財源沖縄道路整備事業費及び航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費の各項とロの各項 イ の各項又は揮発油財源沖縄道路整備事業費及び航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費の各項とロの各項 離島振興事業費と農林漁業用揮発油財源身替離島農道等整備事業費 |
| 3 建設省 | 建設本省(都市計画事業費)と地方建設局(公園事業工事諸費) | 農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費 ロ 海岸事業工事諸費と土地改良事業等工事諸費 山林施設災害復旧事業費と山林施設災害関連事業 |

(外) 報 価

| | |
|-----|---|
| 水産庁 | 漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費 |
| 運輸省 | 運輸本省 イ 海岸事業費と海岸事業工事諸費 ロ 港湾施設災害復旧事業費と港湾施設災害関連事業費 |
| 労働省 | 失業対策事業費、特定地域開拓就労事業費及び職業転換対策事業費の各項の間 |
| 建設省 | イ 海岸事業費と海岸事業工事諸費 ロ 河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費 |

甲号 歳入歳出予算

| 主 管 部 | 款 | 項 | 金 額(千円) |
|-------------|-------------|-----------|------------|
| 会 員 費 | 國有財產利用収入 | | 1,395,783 |
| 雜 取 入 | 國有財產貸付収入 | | 468,734 |
| 諸 取 入 | 國有財產使用収入 | | 461,321 |
| | 國會議員互助年金法納金 | | 7,413 |
| | 弁償及返納金 | | 927,049 |
| | 物品売払収入 | | 860,600 |
| | | | 2,508 |
| | | | 62,426 |
| | | | 1,505 |
| 裁 判 所 | 國有財產利用収入 | 1,857,030 | |
| 雜 取 入 | 國有財產貸付収入 | 608,169 | |
| 諸 取 入 | 國有財產貸付収入 | 608,169 | |
| | 許可及手数料 | 1,248,861 | |
| | | 5,039 | |

第3表 各組織の間又は各項の間の移用

| |
|---|
| 1 予定経費要求書に予定した職員基本給、職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間 |
| 2 予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間 |
| (俸給予算等の制限) |
| 第15条 俸給予算の執行に当たつては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であつても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行つてはならない。 |

昭和二十年川内丸田 索賠請求額表第十一回
昭和二十年度 索賠請求額表第十一回

四四六

| | |
|-------------|------------|
| 國有財產完払收入 | 421,526 |
| 貸付金等回収金收入 | 288,424 |
| 事故補償費返還金 | 197,783 |
| 雜收人 | 100,641 |
| | 15,176,636 |
| 國有財產利用收入 | 5,489,800 |
| | 5,329,575 |
| 國有財產貸付收入 | 156,060 |
| 國有財產使用收入 | 4155 |
| 利子收入 | 9,688,835 |
| | 170,613 |
| 授業料及入學検定料 | 17,040 |
| 受託調査試験及役務收入 | 66,262 |
| 弁償及返納金 | 5,790,348 |
| 弁物品完払收入 | 981,410 |
| 特別品完払收入 | 1,208 |
| 特別調達資金受人 | 2,661,955 |
| | 23,944,591 |
| 計 | 86,684,363 |
| | 561,713 |
| 國有財產利用收入 | 561,713 |
| | 86,122,650 |
| 國有財產貸付收入 | 67,141,352 |
| | 920,077 |
| 鑑削及没収金 | 17,217,558 |
| 弁償及返納金 | 91,610 |
| 正官署作業收入 | 752,053 |
| 物品完払收入 | |
| 雜收人 | |
| 國有財產利用收入 | |
| | |
| 法務省 | |

| 外 務 省 雜 収 入 | | 國 有 財 產 利 用 収 入 | 3,599,019 |
|-----------------|----------------|-------------------------------|----------------|
| 國 有 財 產 貨 付 収 入 | 477,022 | 利 子 取 入 | 478,144 |
| 諸 取 入 | 3,878 | 可 應 值 品 完 扱 取 入 | 3,121,997 |
| 租 稅 | 2,451,481 | 許 介 物 雜 | 931,088 |
| 料 金 入 | 83,886 | 所 法 相 酒 大 砂 捺 石 航 物 ト 取 有 通 入 | 5545 |
| 稅 | 37,408,000,000 | 得 人 航 | 37,194,000,000 |
| 稅 | 14,488,000,000 | 營 費 消 油 方 | 12,546,000,000 |
| 稅 | 861,000,000 | 機 燃 油 品 | 1,955,000,000 |
| 稅 | 832,500,000 | 空 料 | 41,000,000 |
| 稅 | 1,554,600,000 | 發 油 | 16,000,000 |
| 稅 | 52,000,000 | 石 | 454,000,000 |
| 稅 | 1,533,000,000 | 航 | 1,000,000 |
| 稅 | 17,000,000 | 物 | 475,000,000 |
| 稅 | 77,000,000 | ト | 5,000,000 |
| 稅 | | 取 | |
| 稅 | | 引 | |
| 稅 | | 證 券 所 | |
| 稅 | | 行 場 | |
| 稅 | | 類 | |
| 稅 | | 資 | |
| 稅 | | 引 | |
| 稅 | | 券 | |
| 稅 | | 行 | |
| 稅 | | 場 | |

| | |
|--|---|
| 自動車重量税 税 額 と ん | 445,000,000 688,000,000 9,000,000 |
| 印 紙 収 入 印 紙 収 入 | 224,000,000 224,000,000 |
| 官業益金及官業収入 官 業 益 金 | 7,412,289 7,412,289 |
| 政府資産整理収入 國 有 財 產 整 理 収 入 | 123,165,575 123,165,575 |
| 國 有 財 產 处 分 収 入 回 収 金 等 収 入 | 67,295 952 |
| 特別会計整理収入 引 憲 債 権 整 理 収 入 | 5,955 60,988 |
| 國際連合公債償還収入 雜 収 入 | 1,708,001,062 23,087,801 |
| 國 有 財 產 利用 収 入 國 有 財 產 貸 付 収 入 | 20,809,598 2,315 |
| 國 有 財 產 使用 収 入 當 金 受 入 | 123,558 2,152,530 |
| 國 有 財 產 配 利 利 子 受 入 | 1,204,800,000 |
| 納 付 金 日本銀行納付金 | 1,204,800,000 480,203,261 |
| 諸 収 入 文官恩給費特別会計等負担金 特別会計受入金 特許可及手数料 懲罰及没収金 | 23,833,153 336,564,234 3,482,385 1,111,557 |

官 報 (号 外)

13

| | | | |
|---|-----------|----------------------------------|----------------|
| 金 | 入 | 弁 應 及 遣 納 收 入 | 428,487 |
| 金 | 入 | 補助貨幣回收準備資金受入 | 38,649 |
| 金 | 入 | 雜 | 114,104,942 |
| 金 | 入 | 公 借 | 609,654 |
| 金 | 入 | 文 部 省 雄 取 入 | |
| 金 | 入 | 國 有 財 產 利 用 取 入 | |
| 金 | 入 | 國 有 財 產 貸 付 取 入 | 11,680,000,000 |
| 金 | 入 | 國 有 財 產 使 用 取 入 | 5,950,000,000 |
| 金 | 入 | 諸 取 入 | 57,530,000,000 |
| 金 | 入 | 授 業 料 及 入 學 檢 定 料 許 可 及 手 數 料 | 50,926,738,221 |
| 金 | 入 | 受 託 調 查 試 驗 及 役 務 取 入 | 2,191,943 |
| 金 | 入 | 弁 應 及 遣 納 收 入 | 1,338,970 |
| 金 | 入 | 雜 | 80,524 |
| 官 | 業 | 厚 生 省 官 業 益 金 及 官 業 取 入 | 1,258,446 |
| 官 | 業 | 病 院 取 入 | 862,973 |
| 官 | 業 | 政 府 資 產 整 理 取 入 | 12,656 |
| 回 | 收 金 等 取 入 | 特 別 會 計 整 理 取 入 | 17,827 |
| 回 | 收 金 等 取 入 | 病 院 取 入 | 2,070 |
| 回 | 收 金 等 取 入 | 政 府 資 產 整 理 取 入 | 703,416 |
| 回 | 收 金 等 取 入 | 特 別 會 計 整 理 取 入 | 55,721 |
| 回 | 收 金 等 取 入 | 病 院 取 入 | 58,482 |
| 回 | 收 金 等 取 入 | 政 府 資 產 整 理 取 入 | 475,840 |
| 回 | 收 金 等 取 入 | 特 別 會 計 整 理 取 入 | 475,840 |
| 回 | 收 金 等 取 入 | 病 院 取 入 | 475,840 |
| 回 | 收 金 等 取 入 | 政 府 資 產 整 理 取 入 | 2,694,810 |
| 回 | 收 金 等 取 入 | 特 別 會 計 整 理 取 入 | 2,694,810 |
| 回 | 收 金 等 取 入 | 病 院 取 入 | 1,612,846 |

(外)号(報)

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 雜 取 入 | 國有財產利用收入 | 貸付金等回収金收入 | 1,081,984 |
| 諸 取 入 | 國有財產貸付收入 | 30,224,747 | |
| | 國有財產使用收入 | 101,619 | |
| | 利子收入 | 81,488 | |
| | 諸 | 6,378 | |
| | 授業料及入学検定料 | 13,803 | |
| | 許可及手數料 | 30,123,128 | |
| | 受託調査試験及役務收入 | 10,985 | |
| | 弁償及返納金 | 30,406 | |
| | 物品完払収入 | 28,596,511 | |
| | 雜 | 1,186,569 | |
| | 計 | 162,120 | |
| | | 83,395,397 | |
| 農林水産省 雜 収 入 | 國有財產利用收入 | 248,382,212 | |
| | 國有財產貸付收入 | 701,980 | |
| | 國有財產使用收入 | 638,834 | |
| | 納 | 63,146 | |
| | 日本中央競馬会納付金 | 170,689,464 | |
| | 特別会計受入金 | 170,689,464 | |
| | 公共事業費負担金 | 71,040,768 | |
| | 授業料及入学検定料 | 40,883,956 | |
| | 許可及手數料 | 31,205,406 | |
| | 受託調査試験及役務收入 | 211,464 | |
| | 弁償及返納金 | 2,574 | |
| | | 1,301,173 | |
| | | 863,115 | |

外 告 (報)

15

| | | | |
|-------------|----------------------|----------------------|------------------------|
| 通商産業省 | 專売納付金 | 物品充払収入 | 1,740,555 832,527 |
| 政府資産整理收入 | アルコール専売事業特別会計 納付金 | アルコール専売事業特別会計 納付金 | 5,591,016 5,591,016 |
| 国有財産処分收入 | 国有財産充払収入 | 国有財産充払収入 | 575,277 20,912 |
| 回収金等收入 | 特別会計整理収入 | 特別会計整理収入 | 554,365 4,056 |
| 国有財産利用收入 | 貸付金等回収金収入 | 貸付金等回収金収入 | 550,309 |
| 諸収入 | 國有財產貸付収入 | 國有財產貸付収入 | 1,605,888 |
| 諸収入 | 國有財產使用収入 | 國有財產使用収入 | 384,611 |
| 諸収入 | 利子収入 | 利子収入 | 94,812 |
| 授業料及入学検定料 | 1,271,277 | 22,890 | 290,007 |
| 許可及手数料 | 22,890 | 747 | 78,611 |
| 受託調査試験及役務収入 | 747 | 677,674 | 677,674 |
| 弁償及返納金 | 677,674 | 58,382 | 492,943 |
| 物品充払収入 | 58,382 | 492,943 | 7,772,481 |
| 計 | 2,070,259 | 11,289 | |
| 運輸省 | 政府資産整理収入 | 国有財産処分収入 | |

昭和六十一年四月九日 衆議院会議録第十一回(丁) 昭和六十年度一般取扱予算及の回報並和

四月四日

| | |
|-------------|---------------|
| 國有財產売払收入 | 11,259 |
| 貸付金等回収金收入 | 2,059,000 |
| 回 収 金 等 収 入 | 2,059,000 |
| 雜 収 入 | |
| 國有財產利用收入 | |
| 諸 収 入 | |
| 公共事業費負担金 | 1,654,605 |
| 授業料及入學検定料 | 581,975 |
| 許可及手數料 | 253 |
| 受託調査試験及役務收入 | 72,464 |
| 懲罰及没収金 | 5,318 |
| 弁償及返納品 | 50,504 |
| 物品完払収入 | 666,067 |
| 雜 | 19,168 |
| 計 | 4,291,265 |
| 郵政省租税及印紙收入 | |
| 印紙收入 | 1,142,000,000 |
| 雜 収 入 | |
| 國有財產利用收入 | |
| 諸 収 入 | |
| 国有財產貸付收入 | 1,142,000,000 |
| 弁償及返納金 | 72,970 |
| 物品完払収入 | 68,532 |
| 雜 | 68,532 |
| 計 | 4,438 |
| 計 | 3,162 |
| 計 | 1,149 |

| | | | |
|-----------------------|------------|---------------|-----|
| 外 債 省 雜 収 入 | 雜 計 | 1,142,072,970 | 127 |
| 國 有 財 產 利 用 収 入 | | | |
| 諸 収 入 | 2,811,707 | 96,087 | |
| 國 有 財 產 貸 付 収 入 | 52,513 | 96,084 | |
| 許 可 及 手 數 料 | 702,810 | | |
| 債 及 返 納 金 | 814 | | |
| 物 品 売 托 収 入 | 1,555,570 | | |
| 建 設 省 政 府 資 產 整 理 収 入 | | | |
| 回 収 金 等 収 入 | 1,684,525 | | |
| 國 有 財 產 利 用 収 入 | | | |
| 貸 付 金 等 回 収 金 収 入 | 1,684,525 | | |
| 國 有 財 產 貸 付 収 入 | 1,739,548 | | |
| 國 有 財 產 使 用 収 入 | 505,681 | | |
| 諸 納 付 金 | 1,233,867 | | |
| 雜 納 付 金 | 583,000 | | |
| 公 共 事 業 費 負 担 金 | 10,843,486 | | |
| 受 託 調 查 試 驗 及 使 用 収 入 | 8,979,911 | | |
| 弁 償 及 退 納 金 | 114,127 | | |
| 物 品 売 托 収 入 | 345,305 | | |
| | 127,368 | | |

(外) 報 告 官

| 自 治 省 雜 収 入 | | 雜 計 | | 入 |
|-------------|-------|------------------|-------|----------------|
| 國有財產利用収入 | | 國有財產貸付収入 | | |
| 諸 収 入 | | 弁償及返納金 物品完払収入 | | |
| | | 雜 | | |
| 歲 出 | | 歲 入 | | 52,489,643,415 |
| 所 管 | 組 織 | 費 額 | 項 目 | 金 額(千円) |
| 皇 室 | 内 宮 | 廷 費 | 廷 費 | 257,000 |
| | 延 族 | 費 | 費 | 2,491,282 |
| | 計 | | | 210,984 |
| 國 會 | 衆 議 院 | 院 費 | 院 費 | 2,959,266 |
| | 議 院 | 設 計 | 設 計 | 40,364,523 |
| | 參 議 院 | 予 計 | 予 計 | 917,456 |
| | 參 議 院 | 參 議 院 | 參 議 院 | 7,000 |
| | 參 議 院 | 予 計 | 予 計 | 41,289,279 |
| | 參 議 院 | 參 議 院 | 參 議 院 | 23,807,016 |
| | 參 議 院 | 予 計 | 予 計 | 1,278,668 |
| | 參 議 院 | 參 議 院 | 參 議 院 | 5,000 |
| | 參 議 院 | 予 計 | 予 計 | 24,500,684 |
| | | 計 | | 14,850,559 |
| | | 計 | | 21,543 |
| | | 計 | | 13,589 |
| | | 計 | | 13,589 |
| | | 計 | | 7,954 |
| | | 計 | | 1,004 |
| | | 計 | | 285 |
| | | 計 | | 6,635 |

(外) 報 告

19

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 國立国会図書館 | 國立国会図書館 | 8,621,271 |
| 裁判官訴追委員会 | 裁判官訴追委員会 | 6,113,565 |
| 裁判官彈劾裁判所 | 裁判官彈劾裁判所 | 14,734,886 |
| 國会所 | 國会所 | 93,040 |
| 裁判所 | 裁判所 | 86,036 |
| 裁判所 | 裁判所 | 80,763,875 |
| 最高裁判所 | 最高裁判所 | 58,704,909 |
| 最下級裁判所 | 最下級裁判所 | 138,149,191 |
| 裁判所予費 | 裁判所予費 | 8,815,337 |
| 裁判所予費 | 裁判所予費 | 7,771,289 |
| 裁判所予費 | 裁判所予費 | 8,000 |
| 檢察審査会 | 檢察審査会 | 213,442,686 |
| 檢察審査会 | 檢察審査会 | 4,949,587 |
| 會計検査院 | 會計検査院 | 218,392,283 |
| 會計検査院 | 會計検査院 | 10,022,520 |
| 内閣 | 内閣 | 4,520,317 |
| 内閣官制局 | 内閣官制局 | 598,625 |
| 内閣法事院議所 | 内閣法事院議所 | 5,587,074 |
| 内閣防衛会 | 内閣防衛会 | 131,928 |
| 内閣合計 | 内閣合計 | 10,837,944 |
| 総理府 | 総理府 | 19,824,029 |
| 総理本府 | 総理本府 | 88,000 |
| 生活基盤充実事業推進費 | 生活基盤充実事業推進費 | 100,000 |
| 特別基金検討調査費 | 特別基金検討調査費 | 20,012,029 |
| 計 | 計 | |

昭和六十年三月九日 衆議院会議録第十三号(二) 昭和六十年度一般会計予算及び同報告書

四五八

| | | | | | |
|-------|------------------|---------------|----------|------------------|---------------|
| 議会会員会 | 日本正取引委員会 | 本学会術引察 | 日本正取引委員会 | 本学会術引察 | 888,575 |
| 会員会 | 千葉県警察新東京国際空港警備隊費 | 105,671,161 | 会員会 | 千葉県警察新東京国際空港警備隊費 | 2,882,160 |
| 会員会 | 船建造 | 6,270,765 | 会員会 | 船建造 | 6,270,765 |
| 会員会 | 研究所 | 211,468 | 会員会 | 研究所 | 211,468 |
| 会員会 | 科学警察本部 | 847,372 | 会員会 | 科学警察本部 | 847,372 |
| 会員会 | 科学警察官寮 | 5,113,639 | 会員会 | 科学警察官寮 | 5,113,639 |
| 会員会 | 都道府県警察費 | 2,943,092 | 会員会 | 都道府県警察費 | 2,943,092 |
| 会員会 | 補助費 | 39,867,658 | 会員会 | 補助費 | 39,867,658 |
| 会員会 | 計 | 160,925,155 | 会員会 | 計 | 160,925,155 |
| 会員会 | 公害等調整委員会 | 392,522 | 会員会 | 公害等調整委員会 | 392,522 |
| 会員会 | 内務部 | 7,500,826 | 会員会 | 内務部 | 7,500,826 |
| 会員会 | 恩給 | 35,845,870 | 会員会 | 恩給 | 35,845,870 |
| 会員会 | 支給事務 | 1,703,012,533 | 会員会 | 支給事務 | 1,703,012,533 |
| 会員会 | 協力費 | 10,309,479 | 会員会 | 協力費 | 10,309,479 |
| 会員会 | 統計 | 331,195 | 会員会 | 統計 | 331,195 |
| 会員会 | 調査 | 3,775,139 | 会員会 | 調査 | 3,775,139 |
| 会員会 | 国勢調査 | 32,995,838 | 会員会 | 国勢調査 | 32,995,838 |
| 会員会 | 行政情報処理調査研究部 | 81,000 | 会員会 | 行政情報処理調査研究部 | 81,000 |
| 会員会 | 青少年対策本部 | 2,980,908 | 会員会 | 青少年対策本部 | 2,980,908 |
| 会員会 | 北方対策本部 | 1,842,868 | 会員会 | 北方対策本部 | 1,842,868 |
| 会員会 | 計 | 1,790,374,830 | 会員会 | 計 | 1,790,374,830 |
| 会員会 | 北海道開発庁 | 12,083,569 | 会員会 | 北海道開発庁 | 12,083,569 |
| 会員会 | 北海道開発計画費 | 112,800 | 会員会 | 北海道開発計画費 | 112,800 |
| 会員会 | 北海道開発事業指導監督費 | 404,344 | 会員会 | 北海道開発事業指導監督費 | 404,344 |
| 会員会 | 北海道治水事業費 | 86,952,206 | 会員会 | 北海道治水事業費 | 86,952,206 |
| 会員会 | 北海道急傾斜地崩壊対策事業費 | 962,000 | 会員会 | 北海道急傾斜地崩壊対策事業費 | 962,000 |

| | |
|--------------------|-------------|
| 北海道治水事業工事諸費 | 8,385,000 |
| 北海道治山事業費 | 12,487,000 |
| 北海道海岸事業費 | 4,453,000 |
| 揮発油税等財源北海道道路整備事業費 | 171,589,000 |
| 北海道道路整備事業費 | 25,164,000 |
| 北海道事業工事諸費 | 25,074,000 |
| 北海道港湾事業費 | 42,613,000 |
| 北海道漁港施設設備費 | 32,653,000 |
| 北海道空港整備事業費 | 3,827,000 |
| 航空機燃料税財源北海道空港整備事業費 | 5,305,000 |
| 北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費 | 9,128,000 |
| 北海道住宅建設等事業費 | 23,203,000 |
| 北海道住宅対策諸費 | 75,000 |
| 北海道都市計画事業費 | 44,114,400 |
| 北海道公園事業工事諸費 | 83,600 |
| 北海道離島農業物處理施設整備費 | 107,417 |
| 北海道土地改良事業費 | 109,632,091 |
| 北海道農用地開発事業費 | 41,405,249 |
| 北海道特定地域農業開拓事業費 | 1,605,766 |
| 北海道土地改良事業等工事諸費 | 7,725,894 |
| 北海道造林事業費 | 4,453,000 |
| 北海道造林事業費 | 4,973,000 |
| 北海道沿岸漁場整備開発事業費 | 5,437,000 |
| 北海道離島簡易水道施設整備費 | 39,000 |
| 北海道災害復旧事業工事諸費 | 60,800 |
| 農林漁業用揮発油税財源身替費 | 7,946,000 |
| 北海道農道等整備事業費 | |

昭和六十年三月九日 衆議院外國委員会第十一回審査会開設及巡回審査

四六〇

| 北海道特定開發事業推進調査費 | |
|---------------------|---------------|
| 防衛本庁 | 計 |
| 防 武 器 車両等購入費 | 1,615,187,872 |
| 航 空 機 購 入 費 | 318,007,820 |
| 艦 船 建 造 費 | 338,055,532 |
| 昭和56年度甲型警備艦建造費 | 31,359,705 |
| 昭和56年度甲型警備艦建造費 | 9,490,849 |
| 昭和57年度甲型警備艦建造費 | 12,485,625 |
| 昭和57年度甲型警備艦建造費 | 56,340,998 |
| 昭和58年度甲型警備艦建造費 | 11,809,374 |
| 昭和58年度甲型警備艦建造費 | 12,177,983 |
| 昭和58年度甲型警備艦建造費 | 5,716,837 |
| 昭和59年度潜水艦建造費 | 9,182,300 |
| 昭和59年度潜水艦建造費 | 10,297,513 |
| 昭和60年度潜水艦建造費 | 6,924,745 |
| 昭和60年度甲型警備艦建造費 | 180,329 |
| 昭和60年度潜水艦建造費 | 82,301 |
| 施 設 整 備 費 | 44,287,125 |
| 裝 備 品 等 整 備 費 | 280,988,369 |
| 施 設 整 備 等 附 帶 事 務 費 | 1,737,512 |
| 研 究 開 発 費 | 50,426,470 |
| 計 | 2,814,659,378 |

防衛施設厅

| | |
|-----------|-------------|
| 防衛施設厅 | 22,518,476 |
| 調達労務管理費 | 22,042,385 |
| 施設運営等関連諸費 | 271,323,148 |
| 提供施設移設整備費 | 6,325,968 |

| | | | |
|-------|---|--|---------|
| | | 相互防衛援助協定交付金 計 | 145,865 |
| 經濟企画庁 | 經濟企画庁 海外経済協力基金交付金 國民生活安定対策等経済政策 推進費 | 322,356,842 | |
| 科学技術庁 | 科学技術振興調整費 海洋開発調査研究促進費 原子力平和利用研究促進費 国立機関原子力試験研究費 放射能調査研究費 科学技術庁試験研究所施設費 資源調査所 計 | 7,628,581 29,514,203 2,150,000 703,632 39,996,416 16,843,140 106,796,675 7,100,000 6,857,384 165,699,717 1,732,818 989,454 21,879,399 1,365,538 264,522 323,528,637 | |
| 環境庁 | 環境保全総合調査研究促進調 整費 國立機関公害防止等試験研究 公害防止等調査研究費 自然公園等管理費 自然公園等施設整備費 環境庁研究所 計 | 30,290,240 90,000 2,764,726 884,110 1,388,994 2,794,334 4,754,683 | |

昭和二十年度川棚町議會第十一回開會
衆議院本議會第十一回開會

四[1]

| 沖縄開発府 | | 計 | 30,520 |
|------------------|------------------|-------------|--------|
| 冲縄開発府 | 冲縄開発計画調査 | 42,997,607 | |
| 冲縄農業振興事業 | 冲縄農業振興事業費 | 19,856,317 | |
| 冲縄保健衛生等対策諸費 | 冲縄保健衛生等対策諸費 | 54,937 | |
| 冲縄開発事業指導監督 | 冲縄開発事業指導監督 | 10,061,558 | |
| 揮発油税等財源冲縄道路整備事業費 | 揮発油税等財源冲縄道路整備事業費 | 1,995,342 | |
| 冲縄開発事業事務費 | 冲縄開発事業事務費 | 3,417,004 | |
| 冲縄港空港整備事業費 | 冲縄港空港整備事業費 | 51,339 | |
| 農林漁業用揮発油税財源身替費 | 農林漁業用揮発油税財源身替費 | 60,840,000 | |
| 冲縄農道等整備事業費 | 冲縄農道等整備事業費 | 613,000 | |
| 冲縄住宅対策諸費 | 冲縄住宅対策諸費 | 29,000 | |
| 冲縄治水事業工事諸費 | 冲縄治水事業工事諸費 | 787,600 | |
| 冲縄道路事業工事諸費 | 冲縄道路事業工事諸費 | 696,600 | |
| 冲縄港湾整備事業工事諸費 | 冲縄港湾整備事業工事諸費 | 449,756 | |
| 冲縄公園事業工事諸費 | 冲縄公園事業工事諸費 | 59,324 | |
| 冲縄土地改良事業工事諸費 | 冲縄土地改良事業工事諸費 | 324,837 | |
| 冲縄特定開発事業推進調査費 | 冲縄特定開発事業推進調査費 | 71,000 | |
| 計 | 計 | 214,354,605 | |
| 国土土 | 国土土 | 14,543,233 | |
| 災害対策総合推進調整費 | 災害対策総合推進調整費 | 139,000 | |
| 國土計画基礎調査 | 國土計画基礎調査 | 451,000 | |
| 定住構想推進調査費 | 定住構想推進調査費 | 262,000 | |
| 國土調査 | 國土調査 | 8,975,577 | |
| 豪雪地帯対策特別事業費 | 豪雪地帯対策特別事業費 | 290,000 | |
| 振興山村開発総合特別事業費 | 振興山村開発総合特別事業費 | 538,325 | |

| | |
|-------------------|---------------|
| 小笠原諸島振興事業費 | 1,929,808 |
| 離島振興特別事業費 | 838,782 |
| 奄美群島農業試験場施設整備費 | 298,385 |
| 揮発油税等財源離島道路整備事業費 | 21,708,000 |
| 離島振興事業費 | 110,324,035 |
| 航空機燃料税財源離島空港整備事業費 | 1,521,000 |
| 農村総合整備計画調査費 | 289,000 |
| 農林漁業用揮発油税財源身替費 | 3,256,000 |
| 離島農道等整備事業費 | 59,642,591 |
| 水資源開発事業費 | 10,453,000 |
| 國土総合開発事業調整費 | 235,464,716 |
| 計 | 6,674,468,494 |
| | |
| 總理府所管合計 | |
| | |
| 法務省 | |
| 法務本省 | |
| 法務記務本省 | 86,862,024 |
| 法務登記務 | 30,730,678 |
| 法務訴訟 | 862,936 |
| 外国人登録事務費 | 1,717,085 |
| 法務省施設費 | 9,161,350 |
| 計 | 129,334,073 |
| 法務総合研究所 | |
| 法務総合研究所 | 786,564 |
| 国連犯罪防止アジア地域研修 | 206,298 |
| 協力費 | 992,862 |
| 計 | 25,480,782 |
| 法務局 | |
| 法務記務局費 | 1,209,531 |
| 法務諸官署費 | 26,690,313 |
| 檢察官署費 | 64,766,089 |
| 檢察官署費 | 2,917,169 |
| 計 | 67,683,268 |
| | |
| 檢察 | |
| 檢察官署費 | 2,917,169 |
| 計 | 67,683,268 |

昭和六十年三月九日 衆議院会議録第十三号(二) 昭和六十年度一般会計予算及び同報告書

四六六

| 文 化 部 | 文 化 部 | 文 化 部 | 文 化 部 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|---|---|
| 費 費 費 費 | 設 施 施 施 | 振 興 興 興 | 332,332 |
| 費 費 費 費 | 設 施 施 施 | 777,347 | 434,347 |
| 文化財保存事業費 | 文化振興事業費 | 777 | 2,530,777 |
| 文化財保存施設整備費 | 文化振興事業費 | 975 | 10,399,975 |
| 文化財保存施設整備費 | 文化振興事業費 | 998 | 8,449,998 |
| 國立博物館施設費 | 國立博物館施設費 | 63 | 2,582,563 |
| 國立博物館施設費 | 國立博物館施設費 | 89 | 260,889 |
| 國立美術館施設費 | 國立美術館施設費 | 602 | 1,854,602 |
| 國立美術館施設費 | 國立美術館施設費 | 417 | 916,417 |
| 文化庁研究所施設費 | 文化庁研究所施設費 | 59 | 2,215,859 |
| 文化庁研究所施設費 | 文化庁研究所施設費 | 70 | 406,170 |
| 日本芸術院 | 日本芸術院 | 708 | 348,708 |
| 計 | 計 | 337 | 36,323,337 |
| 文 部 省 所 管 合 計 | 文 部 省 所 管 合 計 | 4,574,101,887 | 4,574,101,887 |
| 厚 生 省 厚 生 本 省 厚 生 本 省 厚 生 本 省 厚 生 本 省 | 省 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 | 51,328,864 2,271,604 16,689,551 99,885,290 8,870,050 33,137,946 100,985,154 63,796,176 118,388,418 3,754,620 1,081,537,279 51,732,451 984,113,196 | 5,923,332 434,347 2,530,777 10,399,975 8,449,998 2,582,563 260,889 1,854,602 916,417 2,215,859 406,170 348,708 36,323,337 4,574,101,887 4,574,101,887 |
| 厚 生 省 厚 生 本 省 厚 生 本 省 厚 生 本 省 厚 生 本 省 | 省 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 | 51,328,864 2,271,604 16,689,551 99,885,290 8,870,050 33,137,946 100,985,154 63,796,176 118,388,418 3,754,620 1,081,537,279 51,732,451 984,113,196 | 5,923,332 434,347 2,530,777 10,399,975 8,449,998 2,582,563 260,889 1,854,602 916,417 2,215,859 406,170 348,708 36,323,337 4,574,101,887 4,574,101,887 |

| | |
|---------------|---------------|
| 婦人保護費 | 1,565,330 |
| 社会福祉諸費 | 33,908,277 |
| 社会福祉施設整備費 | 82,298,341 |
| 災害救助等諸費 | 840,000 |
| 児童保護費 | 484,079,266 |
| 特別児童扶養手当等給付諸費 | 90,249,789 |
| 母子福祉費 | 4,800,000 |
| 児童扶養手当給付諸費 | 265,189,229 |
| 社会保険国庫負担金 | 681,773,733 |
| 厚生年金保険国庫負担金 | 913,527,925 |
| 健康保険組合補助 | 5,430,865 |
| 厚生年金基金等助成費 | 15,292,680 |
| 国民健康保険助成費 | 2,018,970,282 |
| 国民年金国庫負担金 | 1,868,721,324 |
| 遺族及留守家族等援護費 | 148,428,576 |
| 環境衛生施設整備費 | 154,834,471 |
| 農業者年金実施費 | 1,019,684 |
| 児童手当国庫負担金 | 64,749,759 |
| 計 | 9,451,850,180 |
| 厚生本省試験研究機関 | |
| 厚生本省試験研究所 | 8,836,500 |
| 血清等製造及検定費 | 645,591 |
| 厚生本省試験研究所施設費 | 161,388 |
| 計 | 9,643,479 |
| 検疫所 | |
| 検疫所 | 4,439,968 |
| 国立らい療養所運営費 | 23,815,473 |
| 国立らい療養所施設費 | 4,354,281 |
| 計 | 28,169,754 |

| | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 國立更生援護機關 | 國立更生援護所運營費 | 5,691,488 |
| 國立更生援護所施設費 | 583,344 | |
| 計 | 6,275,832 | |
| 地方醫務局 | 地方醫務局 | 1,069,762 |
| 地 | 地 | 1,284,925 |
| 麻藥取締官事務所 | 麻藥取締官事務所 | |
| 厚生省 | 厚生省所管合計 | 9,502,763,100 |
| 農林水產省 | 農林水產本省 | |
| 農林水產本省施設費 | 農林水產本省施設費 | 71,892,410 |
| 農業保險費 | 農業保險費 | 275,619 |
| 農業金融費 | 農業金融費 | 160,426,024 |
| 農業統計情報費 | 農業統計情報費 | 157,547,609 |
| 農業振興費 | 農業振興費 | 9,007,498 |
| 農業構造改善対策費 | 農業構造改善対策費 | 93,622,333 |
| 農業者年金等実施費 | 農業者年金等実施費 | 55,142,299 |
| 土地改良事業開連受託工事費 | 土地改良事業開連受託工事費 | 89,026,102 |
| 農蚕園芸振興費 | 農蚕園芸振興費 | 1,134,310 |
| 農業改良資金助成費 | 農業改良資金助成費 | 43,794,033 |
| 水田利用再編対策費 | 水田利用再編対策費 | 10,000,000 |
| 國產大豆等保護対策費 | 國產大豆等保護対策費 | 239,267,475 |
| 農業改良普及対策費 | 農業改良普及対策費 | 20,954,760 |
| 畜産振興費 | 畜産振興費 | 37,540,476 |
| 家畜伝染病予防費補助費 | 家畜伝染病予防費補助費 | 89,481,595 |
| 飼料需給安定費 | 飼料需給安定費 | 908,426 |
| 食品流通等対策費 | 食品流通等対策費 | 1,200,000 |
| 卸売市場施設整備費 | 卸売市場施設整備費 | 13,422,631 |
| 糖価安定対策費 | 糖価安定対策費 | 11,500,000 |
| 土地改良事業等指導監督費 | 土地改良事業等指導監督費 | 29,013,937 |
| | | 240,051 |

昭和二十年四月 総理大臣總裁第十一号 〔昭和二十年度一號〕 計算及の回歸始轉

〇一七〇

| | | |
|-------------------------|-----------------------------|---------------|
| | 海 岸 事 業 費 | 7,028,953 |
| | 土 地 改 良 事 業 費 | 522,312,524 |
| | 農 用 地 開 發 事 業 費 | 65,614,199 |
| | 特 定 地 域 農 業 開 發 事 業 費 | 27,809,541 |
| | 農 林 水 產 用 植 物 油 稅 費 | 30,235,000 |
| | 農 道 整 補 事 業 費 | 31,550,900 |
| | 農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業 費 | 2,053,000 |
| | 計 | 1,822,003,695 |
| 農 林 水 產 技 術 會 議 | 農 林 水 產 技 術 會 議 費 | 1,450,787 |
| 農 林 水 產 本 省 試 驗 研 究 機 關 | 農 林 水 產 本 省 試 驗 研 究 所 費 | 32,007,542 |
| 農 林 水 產 本 省 檢 查 指 導 機 關 | 農 林 水 產 本 省 檢 查 指 導 所 費 | 18,902,195 |
| | 農 林 水 產 本 省 檢 查 指 導 機 關 | 1,228,535 |
| | 計 | 16,102,512 |
| 地 方 農 政 局 | 地 方 農 政 局 費 | 49,399,918 |
| | 地 方 農 政 局 施 設 費 | 103,937 |
| | 海 岸 事 業 工 事 諸 費 | 280,047 |
| | 土 地 改 良 事 業 等 工 事 諸 費 | 11,081,637 |
| | 農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業 工 事 諸 費 | 3,400 |
| | 計 | 60,968,939 |
| 北 海 道 統 計 情 報 事 務 所 | 北 海 道 統 計 情 報 事 務 所 費 | 3,725,491 |
| 食 食 種 管 理 費 | 食 食 種 管 理 費 | 4,570,576 |
| | 計 | 456,082,465 |
| | | 460,652,941 |

| | | |
|----------|----------------|-------------|
| 林野厅 | 林業振興費 | 5,478,512 |
| | 農業用揮発油稅財源身替費 | 47,919,228 |
| | 森林開發公司事業助成費 | 41,481 |
| | 森林道整備事業費 | 129,577,500 |
| | 森林道整備事業費 | 17,272,500 |
| | 森林道整備事業費 | 35,009,000 |
| | 森林道整備事業費 | 53,971,000 |
| | 森林道整備事業費 | 5,114,000 |
| | 森林道整備事業費 | 12,282,000 |
| | 森林道整備事業費 | 5,697,000 |
| | 森林道整備事業費 | 3,723,000 |
| | 森林道整備事業費 | 5,892,691 |
| | 計 | 321,977,907 |
| 水产厅 | 片費 | 4,950,518 |
| | 施設費 | 1,870,946 |
| | 造船費 | 654,346 |
| | 渔业調查費 | 14,759,749 |
| | 渔业振興費 | 68,683,857 |
| | 漁港整備事業指導監督費 | 18,807 |
| | 海岸事業費 | 8,989,000 |
| | 漁港施設費 | 78,698,000 |
| | 漁林漁業用揮発油稅財源身替費 | 2,414,000 |
| | 漁港開港道整備事業費 | 14,896,000 |
| | 沿岸漁場整備開発事業費 | 728,000 |
| | 漁港施設災害復旧事業費 | 1,000 |
| 水產庁試驗研究所 | 真珠水產 | 5,536,549 |
| | 大 学 校 | 77,053 |
| | 計 | 1,721,017 |

(外) 報 告

| 北海道さけ・ますすふ化場 | | 1,185,356 |
|-------------------|---------|---------------|
| 計 | | 2,942,649,455 |
| 農林水産省 | 通商産業本省 | 通商産業本省所管合計 |
| 通商産業省 | 通商産業本省 | 通商産業本省施設費 |
| 通商産業本省 | 通商産業本省 | 商工鉱業統計調査費 |
| 中小商業等統計調査 | | 53,721,164 |
| 経済協力費 | | 504,153 |
| 工業再配置促進対策費 | | 1,858,977 |
| 民間輸送機開発費 | | 2,686,649 |
| 電子計算機産業振興対策費 | | 16,550,208 |
| 情報処理振興対策費 | | 9,504,574 |
| 民間航空機用ジェットエンジン開発費 | | 1,371,439 |
| 織維工業構造改善対策費 | | 4,779,430 |
| 工業用水道事業費 | | 1,638,351 |
| 計 | | 3,828,928 |
| 通商産業検査所 | 通商産業検査所 | 通商産業検査所院費 |
| 通商産業技術院 | 工業技術院 | 工業技術院費 |
| 鉱工業技術振興費 | | 3,333,720 |
| 大型工業技術研究開発費 | | 1,971,399 |
| 大型工業技術研究開発費 | | 14,177,528 |
| エネルギー技術研究開発費 | | 7,452,333 |
| エネルギー技術研究開発費 | | 2,453,322 |
| 工業技術院試験研究所 | | 4,205,397 |
| 工業技術院試験研究所 | | 120,311 |
| 工業技術院試験研究所 | | 29,800,330 |
| 計 | | 426,524 |
| | | 58,480,344 |

| | | |
|-----------------------|---|--|
| 資源エネルギー庁 | 資源エネルギー庁 エネルギー対策工 石油燃料源石油及石油代替工 業化学一対策費 地下資源対策費 | 2,341,521 787,708 455,000,000 5,134,446 |
| 中小企業庁 | 中小企業対策費 計 | 468,263,675 1,027,630 |
| 通商産業局 | 中小企業対策費 通商産業局 商工鉱業統計調査 エネルギー対策費 計 | 148,258,254 149,285,884 11,792,028 322,183 252,424 12,366,585 1,404,267 794,173,818 |
| 鉱山保安監督官署 通商産業省所管合計 | 鉱山保安監督官署 省費 | 2,341,521 787,708 455,000,000 5,134,446 468,263,675 1,027,630 148,258,254 149,285,884 11,792,028 322,183 252,424 12,366,585 1,404,267 794,173,818 |
| 運輸省 | 運輸本省 日本国有鉄道事業助成費 本州四国連絡公団事業助成費 地方鉄道軌道整備助成費 海運助成費 光事業 造船業経営安定対策費 船員雇用促進対策事業 港湾等事業指導監督費 海岸事業 港湾事業 港湾事業 | 73,996,713 593,200,000 79,930,578 2,187,260 48,032,773 10,799,446 2,042,842 1,290,000 210,207 134,021 24,325,400 230,600 159,131,000 |

昭和十六年四月一日 案議會付議案第十一回開會 | 議事處付議及の回釋如前

四十四

| | |
|----------------------------|---------------|
| 空港整備事業費 航空機燃料税財源空港整備事業費 | 37,767,413 |
| 日本国有鉄道防災事業費 | 41,259,587 |
| 港湾施設災害復旧事業費 | 9,000,000 |
| 港湾灾害復旧事業工事諸費 | 900,900 |
| 港湾施設災害関連事業費 | 1,600 |
| 計 | 2,000 |
| 運輸本省試験研究機關 地港地船海員海上難審象 | 1,084,442,340 |
| 運輸本省試験研究所 地港地船海員海上難審象 | 4,627,832 |
| 運輸本省試験研究所施設費 計 | 352,696 |
| 運輸本省教育機關 地港地船海員海上難審象 | 4,980,528 |
| 運輸本省試験研究所 地港地船海員海上難審象 | 10,704,839 |
| 運輸本省試験研究所 地港地船海員海上難審象 | 14,273,887 |
| 運輸本省試験研究所 地港地船海員海上難審象 | 3,092,221 |
| 運輸本省試験研究所 地港地船海員海上難審象 | 1,043,073 |
| 運輸本省試験研究所 地港地船海員海上難審象 | 531,729 |
| 運輸本省試験研究所 地港地船海員海上難審象 | 100,950,986 |
| 運輸本省試験研究所 地港地船海員海上難審象 | 1,243,533 |
| 運輸本省試験研究所 地港地船海員海上難審象 | 6,208,007 |
| 運輸本省試験研究所 地港地船海員海上難審象 | 8,704,890 |
| 運輸本省試験研究所 地港地船海員海上難審象 | 117,207,415 |
| 運輸本省試験研究所 地港地船海員海上難審象 | 1,719,441 |
| 運輸本省試験研究所 地港地船海員海上難審象 | 38,596,193 |
| 運輸本省試験研究所 地港地船海員海上難審象 | 4,135,674 |
| 運輸本省試験研究所 地港地船海員海上難審象 | 330,926 |
| 運輸本省試験研究所 地港地船海員海上難審象 | 314,093 |

| | | | | |
|-------------|-------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | 氣象研究所 | 2,142,089 |
| | 運輸省所管合計 | | 計 | 45,518,980 |
| 郵政省 | 郵政本省 | 郵政本省 | 省費 | 1,283,514,453 |
| | | 電氣通信監理施設費 | 電氣通信監理施設費 | 9,353,434 |
| | | 計 | 計 | 1,072,002 |
| | 電波研究所 | 電波研究所 | 省費 | 57,654 |
| | | 電波研究所施設費 | 電波研究所施設費 | 11,388,090 |
| | | 計 | 計 | 3,544,554 |
| 地方電氣通信監理局 | 地方電氣通信監理局 | 地方電氣通信監理局 | 省費 | 664,864 |
| 郵政省所管合計 | | | 計 | 4,209,418 |
| 勞働省 | 勞働本省 | 勞働本省 | 省費 | 8,834,150 |
| | | 勞働統計調査 | 勞働統計調査 | 24,426,658 |
| | | 失業者災害補償保險費 | 失業者災害補償保險費 | 44,296,519 |
| | | 失業対策事業費 | 失業対策事業費 | 757,018 |
| | | 特定地域開拓就労事業費 | 特定地域開拓就労事業費 | 1,550,000 |
| | | 職業転換対策事業費 | 職業転換対策事業費 | 46,664,967 |
| | | 政府職員等失業者退職手当金 | 政府職員等失業者退職手当金 | 6,068,000 |
| | | 雇用保険国庫負担金 | 雇用保険国庫負担金 | 21,289,205 |
| | | 計 | 計 | 1,413,109 |
| 労働本省研究機関 | 労働本省研究所 | 労働本省研究所 | 省費 | 293,122,000 |
| 中央労働委員会 | 中央労働委員会 | 中央労働委員会 | 計 | 415,165,518 |
| 公共企業体等労働委員会 | 公共企業体等労働委員会 | 公共企業体等労働委員会 | 省費 | 585,075 |
| 労働保護官署 | 労働保護官署 | 労働保護官署 | 計 | 742,280 |
| | | | 省費 | 804,989 |
| | | | 計 | 23,098,386 |

| | | 労働統計調査費 |
|----------------|---------|---------------|
| | | 計 |
| 建設省 | 職業安定官署 | 165,729 |
| 建設省 | 職業安定官署 | 23,259,005 |
| 建設省 | 労働省所管合計 | 48,667,839 |
| 建設省 | 建設本官 | 489,223,896 |
| 建設官 | 官府營繕費 | 20,864,717 |
| 河川地区画整理組合 | 貸付金 | 21,852,972 |
| 河川管理 | 費 | 1,630,000 |
| 河川管理施設整備 | 費 | 1,160,013 |
| 河川鉱害復旧事業 | 費 | 193,503 |
| 建設事業指導監督 | 費 | 583,000 |
| 治水事業 | 費 | 503,551 |
| 急傾斜地崩壊対策等事業 | 費 | 677,938,559 |
| 海岸事業 | 費 | 28,138,000 |
| 海岸事業工事諸費 | 費 | 21,629,000 |
| 港湾油所等助源道路整備事業 | 費 | 1,416,000 |
| 道路整備事業費 | 費 | 1,315,853,000 |
| 住宅建設等事業費 | 費 | 192,961,000 |
| 住宅対策諸事業費 | 費 | 329,568,000 |
| 都市計画事業諸費用 | 費 | 395,400,000 |
| 都市計画事業費 | 費 | 697,885,087 |
| 河川等災害復旧事業工事諸費用 | 費 | 21,255,000 |
| 河川等災害復旧事業費 | 費 | 78,580,400 |
| 都市災害復旧事業費 | 費 | 600,000 |
| 河川等災害関連事業費 | 費 | 37,013,000 |
| 計 | | 3,845,364,802 |

| | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 國 土 地 球 院 | 國 土 地 球 院 | 國 土 地 球 院 | 國 土 地 球 院 |
| 建設本省試驗研究機關 | 建設本省試驗研究所施設費 計 | 建設本省試驗研究所施設費 計 | 建設本省試驗研究機関 |
| 地 方 建 設 局 | 地 方 建 設 局 | 地 方 建 設 局 | 地 方 建 設 局 |
| 道路災害復旧事業工事諸費 | 道路災害復旧事業工事諸費 | 道路災害復旧事業工事諸費 | 道路災害復旧事業工事諸費 |
| 公 園 事 業 工 事 諸 費 |
| 建 設 省 所 管 合 計 | 建 設 省 所 管 合 計 | 建 設 省 所 管 合 計 | 建 設 省 所 管 合 計 |
| 自 治 省 | 自 治 本 省 | 自 治 本 省 | 自 治 省 |
| 自 地 方 交 付 稅 交 付 本 省 | 自 地 方 交 付 稅 交 付 本 省 | 自 地 方 交 付 稅 交 付 本 省 | 自 地 方 交 付 稅 交 付 本 省 |
| 地 方 債 元 利 助 成 費 | 地 方 債 元 利 助 成 費 | 地 方 債 元 利 助 成 費 | 地 方 債 元 利 助 成 費 |
| 地 方 公 営 企 業 助 成 費 | 地 方 公 営 企 業 助 成 費 | 地 方 公 営 企 業 助 成 費 | 地 方 公 営 企 業 助 成 費 |
| 國 有 提 供 施 設 等 所 在 市 郡 村 助 成 交 付 金 | 國 有 提 供 施 設 等 所 在 市 郡 村 助 成 交 付 金 | 國 有 提 供 施 設 等 所 在 市 郡 村 助 成 交 付 金 | 國 有 提 供 施 設 等 所 在 市 郡 村 助 成 交 付 金 |
| 施 設 等 所 在 市 郡 村 調 整 交 付 金 | 施 設 等 所 在 市 郡 村 調 整 交 付 金 | 施 設 等 所 在 市 郡 村 調 整 交 付 金 | 施 設 等 所 在 市 郡 村 調 整 交 付 金 |
| 消 防 厅 | 消 防 厅 | 消 防 厅 | 消 防 厅 |
| 消 防 施 設 等 整 備 費 补 助 所 | 消 防 施 設 等 整 備 費 补 助 所 | 消 防 施 設 等 整 備 費 补 助 所 | 消 防 施 設 等 整 備 費 补 助 所 |
| 消 防 研 究 所 | 消 防 研 究 所 | 消 防 研 究 所 | 消 防 研 究 所 |
| 消 防 計 | 消 防 計 | 消 防 計 | 消 防 計 |
| 自 治 省 所 管 合 計 | 自 治 省 所 管 合 計 | 自 治 省 所 管 合 計 | 自 治 省 所 管 合 計 |
| 歲 出 總 計 | 歲 出 總 計 | 歲 出 總 計 | 歲 出 總 計 |
| | | 52,499,643,415 | |

乙号 繼 続 費

(外) 号(繩)加

| 所 管 | 組 織 | 項 | 総額 (千円) | 年 割 累 | | | | | | 事由 |
|-----|------|----------------|------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---|
| | | | | 昭和 56 年度 (千円) | 昭和 57 年度 (千円) | 昭和 58 年度 (千円) | 昭和 59 年度 (千円) | 昭和 60 年度 (千円) | 昭和 61 年度 (千円) | |
| 總理府 | 防衛本庁 | 昭和56年度甲型警備艦建造費 | 既定 | 61,204,017 | 4,959,618 | 9,607,821 | 18,243,892 | 23,985,175 | 8,497,511 | — |
| | | | 改定 | 61,197,355 | 4,959,618 | 9,607,821 | 13,243,892 | 23,985,175 | 8,490,849 | — |
| | | 昭和57年度甲型警備艦建造費 | 既定 | 113,668,481 | — | — | 2,111,025 | 18,571,816 | 15,152,611 | 56,359,751 |
| | | | 改定 | 113,648,828 | — | — | 2,111,025 | 18,571,316 | 15,152,611 | 56,340,098 |
| | | 昭和57年度潜水艦建造費 | 既定 | 32,156,906 | — | — | 353,186 | 8,348,492 | 11,639,945 | 11,815,283 |
| | | | 改定 | 32,151,497 | — | — | 353,186 | 8,348,492 | 11,639,945 | 11,809,874 |
| | | | | | | | | | | 昭和57年度潜水艦建造費について、外國為替相場の変更に伴い、その総額及び年割額を改定する必要があるため |
| | | | | | | | | | | 昭和58年度潜水艦建造費について、外國為替相場の変更に伴い、その総額及び年割額を改定する必要があるため |
| 所 管 | 組 織 | 項 | 総額 (千円) | 年 割 累 | | | | | | 事由 |
| | | | | 昭和 58 年度 (千円) | 昭和 59 年度 (千円) | 昭和 60 年度 (千円) | 昭和 61 年度 (千円) | 昭和 62 年度 (千円) | | |
| | | 昭和58年度甲型警備艦建造費 | 既定 | 68,280,970 | 1,241,279 | 10,982,831 | 12,203,819 | 30,146,635 | 14,101,056 | 昭和58年度甲型警備艦建造費について、外國為替相場の変更に伴い、その総額及び年割額を改定する必要があるため |
| | | | 改定 | 68,195,446 | 1,241,279 | 10,982,831 | 12,177,983 | 30,114,357 | 14,078,696 | — |

外 告 報

| 所 管 組 織 | 項 目 | 総 額 (千円) | 割 額 | | | | | 事 由 |
|------------------|-------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--|--|
| | | | 昭和 59 年度 (千円) | 昭和 60 年度 (千円) | 昭和 61 年度 (千円) | 昭和 62 年度 (千円) | 昭和 63 年度 (千円) | |
| | 昭和58年度甲型 警備艦建造費 現 定 改 定 | 41,458,282 41,442,125 71,836 | 71,836 5,361,632 5,716,837 | 5,361,632 5,716,837 | 5,722,484 21,327,371 | 21,327,371 21,321,265 | 8,974,909 8,970,555 | 昭和58年度甲型警備艦建造費については、外 国為替相場の変更に伴い、その総額及び年 割額を改定する必要があるため |
| | 昭和58年度潜水 艦建造費 現 定 改 定 | 29,425,645 48,972 7,228,888 | 48,972 7,228,888 9,162,809 | 9,164,283 12,983,802 12,982,285 | — — — | — — — | 昭和58年度潜水艦建造費については、外 国為替相場の変更に伴い、その総額及び年 割額を改定する必要があるため | |
| | 昭和59年度甲型 警備艦建造費 現 定 改 定 | 118,439,237 118,387,234 | 218,914 218,914 | 10,301,541 10,297,518 | 20,548,930 20,532,839 | 62,407,365 62,389,543 | 24,902,487 24,948,925 | — — |
| | 昭和59年度潜水 艦建造費 現 定 改 定 | 30,347,028 30,348,630 | 41,048 41,048 | 6,925,244 6,924,745 | 9,966,665 9,955,234 | 13,414,071 13,412,603 | — — | 昭和59年度甲型警備艦建造費については、外 国為替相場の変更に伴い、その総額及び年 割額を改定する必要があるため |
| | 昭和60年度甲型 警備艦建造費 | 127,845,034 | — | 180,339 | 9,765,797 | 24,576,925 | 62,643,920 | 30,878,153 |

昭和59年度潜水艦建造費について、外
国為替相場の変更に伴い、その総額及び年
割額を改定する必要があるため
昭和59年度潜水艦建造費については、外
国為替相場の変更に伴い、その総額及び年
割額を改定する必要があるため
甲型警備艦の建造については、建造工程
が長期にわたり、一定の計画に従い、工程の
進捗に即応して後年度の負担となる契約を
結ばなければならぬいため

| 所 管 組 織 | 項 目 | 総 額 (千円) | 年 割 額 | | | | 事 由 |
|------------------|------------------|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--|
| | | | 昭和 60 年度 (千円) | 昭和 61 年度 (千円) | 昭和 62 年度 (千円) | 昭和 63 年度 (千円) | |
| | 昭和60年度潜水 艦建造費 | 31,950,433 | | 82,301 | 7,671,636 | 11,043,071 | 18,163,425 潜水艦の建造については、建造工程が長 期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗 に則応して後年度の負担となる契約を結ば なければならないため |

丙号 線 越 明 許 費

| 所 管 組 織 | 事 項 | 所 管 組 織 | 事 項 | 日 工 旅 費 費 費 |
|---|---|------------------|--------|--|
| 皇 室 會 衆 院 院 參 立 國 裁 總 判 理 所 府 | (項) 宮廷費のうち 施設整備費 (項) 衆議院施設費 (項) 參議院施設費 (項) 國立国会図書館施設費 (項) 裁判所施設費 (項) 警察庁施設費 都道府県警察費補助のうち 都道府県警察施設整備費 (項) 恩給費 (項) 北海道治水事業費 北海道急傾斜地崩壊対 策事業費 北海道治水事業工事諸 のうち 超過勤務手当 當費 費 | | | 北海道治山事業費 北海道海岸事業費 揮発油税等財源北海道 道路整備事業費 北海道道路整備事業費 北海道道路事業工事諸 のうち 超過勤務手当 日額旅費 工事雜費 北海道漁港施設費 北海道港湾事業費 航空機燃料税財源北海 道空港整備事業費 |

昭和六十年三月九日 衆議院会議録第十三号(一) 昭和六十年度一般会計予算及び同報告書

(外) 報 告 号

| | |
|---------------------------|--|
| 施設整備費 | 施設施工厅費(国立公園施設整備に係るものに限る。) |
| 国際科学技術博覧会事業費補助金 | 国立公園等施設整備費(国立公園等施設整備に係るものに限る。) |
| 海洋開發調査研究促進のうち | 自然公園等施設整備費補助金 |
| 試験研究費 | |
| 原子力平和利用研究促進のうち | |
| 原子力平和利用研究委託費 | |
| 放射性廃棄物処理処分対策調査研究委託費 | |
| 國立機関原子力試験研究費 | |
| 施設施工旅費 | 沖縄教育振興事業費 |
| 試験研究費 | 沖縄保健衛生等内策諸のうち |
| 施設施工片費 | 保健衛生施設等施設整備費補助金 |
| 施設施工整備費 | 医療施設等施設整備費補助金 |
| 放射能調査研究費のうち | |
| 放射能測定調査委託費 | |
| 科学技術庁試験研究所のうち | |
| 試験研究費 | |
| 研究設備整備費 | 沖縄農業振興費のうち |
| 科学技術庁試験研究所のうち | 特殊病害虫特別防除費補助金(ウミバエ不活性化助金大量増殖施設設置費に限る。) |
| 施設施工旅費 | |
| 施設施工片費 | |
| 施設施工整備費 | |
| (項) 自然公園等施設整備費のうち | 沖縄油税等財源沖縄道路整備事業費 |
| 施設施工旅費(国立公園施設整備に係るものに限る。) | 沖縄開発事業費 航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費 |
| 環境庁 | 森林油業用揮発油税財源 渋身普冲縄農道等整備事業費 沖縄住宅対策諸費 沖縄治水事業工事諸費のうち 超過勤務手当費 |

昭和六十年三月九日 衆議院会議録第十三号(昭和六十年度一般会計予算及び同報告書)

四八六

| 林業地域総合整備事業費 補助 | | 漁港施設災害関連事業 費 | |
|-----------------------|--|------------------------------|---|
| 通商産業省 | 通商産業本省 | (項) 通商産業本省のうち 新規技術開発委託費 | （項）通商産業本省のうち 海外輸送機開発費 |
| 後進地域特別法適用団体 補助率差額 | 農林漁業用揮発油税抜 源身替林道整備事業費 | 日本貿易振興会等委託費 助金 | 海外市場調査等事業費補 助金 |
| 森林開発公団事業費 費 | 森林施設災害復旧事業 費 | 休耕止鉱山鉱害防止等工 事費補助金 | 休耕止鉱山鉱害防止等工 事費補助金 |
| 水産庁施設費 | (東) 水産業振興費のうち 水産物流通対策事業費補助金 助金（水産物加工場事業費補助 点総合（整備事業費補助 に限る。） | 製革業公害対策費補助金 | 海外経済協力事業委託費 (国際機関等協力事業委 託費のうち研究協力推進 事業費に限る。) |
| 海岸事業費 | 漁業振興事業費補助金 補助金（漁業用無線施設等整備 並推進施設整備ペイロッ ト事業費補助金に限る。） | 経済協力費のうち 民間輸送機開発費補助金 | 海外経済協力事業委託費 (国際機関等協力事業委 託費のうち研究協力推進 事業費に限る。) |
| 漁港施設整備事業費 | 沿岸漁業整備事業費補助 金 | 工業再配置促進対策費のうち 民間輸送機開発費補助金 | 海外経済協力費補助金 |
| 沿岸漁業整備事業費補助 金 | 地域改善対策事業費補助 金 | 工業再配置促進対策費のうち 民間輸送機開発費補助金 | 工業再配置促進費補助金 |
| 漁港施設整備開発事業 費 | 海岸事業費 | 電子計算機産業振興対 策費 | 民間輸送機開発費補助金 |
| 漁港施設災害復旧事業 費 | 農林漁業用揮発油税抜 源身替林道整備 事業費 | 電子計算機基礎技術開発 委託費 | 情報処理振興事業協会事 業費補助金 |
| 民間航空機用ジェット エンジン開発費 | 情報処理振興事業協会事 業費補助金 | 民間航空機用ジェット エンジン開発費 | 民間航空機用ジェットエ ンジン開発費補助金 |

報 (号外)

| | | | | | | |
|-----------|--|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| 工 業 技 術 院 | （項） 鉄工業技術振興費のうち 研究開発委託費 重要技術研究開発費補助金 大型工業技術研究開発費のうち 研究開発委託費 大型工業技術研究施設費 | 資源エネルギー庁 | （項） 地下資源対策費のうち 広域地質構造調査等委託費 地下資源探鉱費等補助金 | 中小企業庁 | （項） 中小企業対策費のうち 中小企業指導事業費補助金（中小企業情報化促進技術活性化基金、地域の企業貿易資金補助金、中小企業販賣振興会会員貿易促進工芸補助金、中小企業財産税減免のうち） | （小規模事業指導費補助金（都道府県商工会連合会に限る。）のうち指導施設建設費に限る。） |
| 工 業 技 術 院 | （項） 鉄工業技術振興費のうち 研究開発委託費 重要技術研究開発費補助金 大型工業技術研究開発費のうち 研究開発委託費 大型工業技術研究施設費 | 資源エネルギー庁 | （項） 地下資源対策費のうち 広域地質構造調査等委託費 地下資源探鉱費等補助金 | 中小企業庁 | （項） 中小企業対策費のうち 中小企業指導事業費補助金（中小企業情報化促進技術活性化基金、地域の企業貿易資金補助金、中小企業販賣振興会会員貿易促進工芸補助金、中小企業財産税減免のうち） | （都道府県商工会連合会に限る。） |
| 運 輸 省 | （項） 連輸本省のうち バス運行対策費補助金（都市バス整備費補助金に限る。） 観光レクリエーション地区施設整備費補助金 磁気浮上方式鉄道技術開発費補助金 | （項） 連輸本省のうち 日本国有鉄道事業助成のうち 日本国有鉄道特別施設整備費補助金 日本国有鉄道整備新幹線建設調査費補助金 | （項） 連輸本省のうち 日本国有鉄道事業助成のうち 日本国有鉄道特別施設整備費補助金（新幹線工事費補助金に限る。） | （項） 連輸本省のうち 日本鐵道建設公団事業助成費 日本鐵道建設公団工事費補助金（地方開発援助金に限る。） | （項） 連輸本省のうち 日本鐵道建設公団整備新幹線建設調査費補助金 | （都道府県商工会連合会に限る。） |
| 運 輸 省 | （項） 連輸本省のうち バス運行対策費補助金（都市バス整備費補助金に限る。） 観光レクリエーション地区施設整備費補助金 磁気浮上方式鉄道技術開発費補助金 | （項） 連輸本省のうち 日本国有鉄道事業助成のうち 日本国有鉄道特別施設整備費補助金 日本国有鉄道整備新幹線建設調査費補助金 | （項） 連輸本省のうち 日本国有鉄道事業助成のうち 日本国有鉄道特別施設整備費補助金（新幹線工事費補助金に限る。） | （項） 連輸本省のうち 日本鐵道建設公団事業助成費 日本鐵道建設公団工事費補助金（地方開発援助金に限る。） | （項） 連輸本省のうち 日本鐵道建設公団整備新幹線建設調査費補助金 | （都道府県商工会連合会に限る。） |

昭和六十年三月九日 衆議院会議録第十二号(二) 昭和六十年度一般会計予算及び同報告書

四八八

| | | | |
|------------|------------------------------------|------------------|--|
| | | | 港湾施設災害復旧事業費 港湾災害復旧事業工事諸費 港湾施設災害関連事業費 |
| 運輸本省試験研究機関 | (項) 設備費 | 運輸本省試験研究所施設費 | |
| 海上保安庁 | (項) 海上保安官署施設費 | 航路標識整備費のうち施設施工旅費 | 航路標識整備費のうち施設施工旅費 |
| 気象庁 | (項) 静止気象衛星業務費のうち静止気象衛星打上等委託費 | 航路標識整備費 | 航路標識整備費 |
| 建設本省 | (項) 建設本省のうち都市危険物処理新システム開発費補助金官庁営繕費 | 気象官署施設費 | 都市計画事業費 |
| 国土地理院 | 建設本省試験研究機関 | (項) 國土地理院施設費 | 河川等災害復旧事業費 |
| 地方建設局 | (項) 地方建設局 | (項) 國土地理院施設費 | 河川等災害関連事業費 |
| 消防厅 | (項) 消防厅 | (項) 國土地理院施設費 | 都市災害復旧事業費 |
| 自治省 | | (項) 國土地理院施設費 | 河川等災害復旧事業工事諸費 |
| | | (項) 國土地理院施設費 | 公園事業工事諸費のうち超過勤務手当費 |
| | | | 日額旅費 |
| | | | 工事雜費 |
| | | | 大震災災対策施設等整備費補助金 |
| | | | 海岸事業工事諸費 |
| | | | 海岸事業工事諸費 |

丁号 國庫債務負担行為

| 所 管 | 組 織 | 事 項 | 限 度 額 (千円) | 行 为 年 度 | 國庫の負 担 と なる年 度 | 事 由 |
|---------|---------|----------------------|---------------|------------|------------------------------|---|
| 國 会 | 國立国会図書館 | 國立国会図書館別館 新營 | 2,519,296 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度 及 び 昭和 61 年度 | 國立国会図書館別館の新營には、多くの日数を要するため |
| 總 理 府 | 總務 庁 | 國立国会図書館本館 改修 | 290,779 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度 及 び 昭和 61 年度 | 國立国会図書館本館の改修には、多くの日数を要するため |
| 總 理 府 | 總務 庁 | 外 国 人 恩 給 | 4,594 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度 以 降 | 退職外国人教師 3 名に対し昭和 60 年度以降年額 4,196 千円以内の年金を支給する契約及び退職した 10 名の外国人恩給受給者に対し恩給法の改正による増額措置に準じて昭和 60 年 4 月以降の年金につき年額 398 千円以内を増額して支給する契約をそれぞれ締結が必要があるため |
| 北海道開発庁 | | 公営住宅建設事業費 補助 | 5,417,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度 以 降 3 箇年度 以 内 | 公営住宅建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため |
| | | 公園事業費補助 | 333,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 61 年度 以 降 4 箇年度 以 内 | 公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため |
| | | 下水道事業費補助 | 540,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度 及 び 昭和 61 年度 | 下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため |
| | | 下水道緊急整備事業 費補助 | 17,750,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度 以 降 5 箇年度 以 内 | 水質環境基準の達成等のため緊急に整備を要する公共下水道事業について、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を 5 箇年度にわたって交付する旨の決定を行う必要があるため |
| | | 国管かんがい排水事 業 | 1,200,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度 及 び 昭和 61 年度 | 双方地区ペーベナ導水路第 1 号隧道の建設工事には、多くの日数を要するため |
| | | 畠地帶総合土地改良 ペイロット事業 | 700,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度 以 降 3 箇年度 以 内 | しきがね地区しながねダム取水施設の建設工事には、多くの日数を要するため |
| 防 衛 本 庁 | | 教育訓練用器材購入 | 25,905,420 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度 以 内 | 教育訓練用器材のうち戦闘機 F-15 用飛行訓練装置等の購入には、その生産は、その生産又は輸入に多くの日数を要するため |
| | | 武 器 購 入 | 176,056,095 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度 以 降 5 箇年度 以 内 | 武器のうち戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため |

| | | | |
|------------|-------------|----------|---|
| 通信機器購入 | 41,727,397 | 昭和 60 年度 | 通信機器のうち航空警戒管制用通信機器等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため |
| 弾薬購入 | 141,002,687 | 昭和 60 年度 | 弾薬のうち対戦車誘導弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため |
| 諸器材購入 | 25,555,746 | 昭和 60 年度 | 諸器材のうち戦闘機 F-15 用整備器材等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため |
| 航空機購入 | 30,897,394 | 昭和 60 年度 | 航空機のうち戦闘機 F-15 等 73 機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため |
| 艦船建造 | 25,330,372 | 昭和 60 年度 | 艦船のうち中型掃海艇等 4 艶の建造には、多くの日数を要するため |
| 施設整備 | 26,788,604 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内に多くの日数を要するため |
| 装備品等整備 | 185,953,083 | 昭和 60 年度 | 艦船のうち中型掃海艇等 4 艶の建造には、多くの日数を要するため |
| 研究開発 | 28,781,357 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内に多くの日数を要するため |
| 提供施設整備 | 54,639,360 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内に多くの日数を要するため |
| 防衛施設庁 | 2,472,334 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内に多くの日数を要するため |
| 科学技術庁 | 1,396,100 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内に多くの日数を要するため |
| 宇宙開発事業団出資 | 48,817,590 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内に多くの日数を要するため |
| 日本原子力研究所出資 | 30,704,000 | 昭和 60 年度 | 日本原子力研究所における核融合研究装置及び安全性研究設備の整備等の資金に充てるための国の出資については、その整備等に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため |

| | | | |
|----------------------------|-----------|----------|-------------------------|
| | | | |
| 動力炉・核燃料開発事業団出資 | 9,779,400 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内 降 4 箇年度以内 |
| 動力炉・核燃料開発事業団出資に係る契約の一部変更 | — | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度まで 1 箇年度延長 |
| 航空宇宙研究設備整備 | 1,844,300 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内 降 3 箇年度以内 |
| 短距離離着陸機研究設備整備に係る契約の一部変更 | — | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度まで 1 箇年度延長 |
| 防災科学技術研究設備整備 | 203,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び 昭和 61 年度 |
| 放射線医学研究施設整備 | 345,450 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び 昭和 61 年度 |
| 沖縄開発庁 | 2,575,452 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び 昭和 61 年度 |
| 公立学校施設整備費補助 | 567,450 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内 降 3 箇年度以内 |
| 児童生徒急増市町村公立小中学校施設特別整備事業費補助 | 6,238,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内 降 3 箇年度以内 |

動力炉・核燃料開発事業団における高速増殖炉燃料製造技術開発施設の整備等の資金に充てるための国による出資については、その整備等に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出资契約を結ぶ必要があるため

昭和58年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「動力炉・核燃料開発事業団出資」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を昭和60年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を昭和61年度まで1箇年度延長する必要があるため

航空宇宙技術研究所における遷音速風洞用主送風機駆動設備の整備には、多くの日数を要するため

昭和59年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「短距離離着陸機研究設備整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を昭和60年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を昭和61年度まで1箇年度延長する必要があるため

国立防災科学技術センターにおけるサイクロotron施設の整備には、多くの日数を要するため

放射線医学総合研究所におけるサイクロotron施設の整備には、多くの日数を要するため

公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため

児童生徒急増市町村の公立小中学校施設特別整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を3箇年度にわたって交付する旨の決定を行なう必要があるため

公営住宅建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

(外) 報 加

| | | | | |
|---------------------------------------|------------|------------|-------------------------|---|
| 国 営 公 園 整 備 | 700,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | するものがあるため |
| 法 务 省 法 务 本 省 | 3,904,481 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | 神戸法務総合庁舎ほか 2 件の建設には、多くの日数を要するもの があるため |
| 外 务 省 外 务 本 省 | 9,864,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | ネバール及びスーダンにおける通信施設建設資金に充てるための 国 の援助については、その建設に多くの日数を要するものである ため、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため |
| 国際協力事業団出資 | 2,814,394 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | 国際協力事業団における研修施設の整備の資金に充てるための國 の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるの で、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため |
| 在外公館事務所及び 館長公邸借り入れ | 1,605,993 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | 在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又 は建物の借入には、その契約期間を 1 億年以上とすることを要す るものがあるため |
| 大 藏 省 大 藏 本 省 | 12,893,483 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | 公務員宿舎の建設には、多くの日数を要するものがあるため |
| 文 部 省 文 部 本 省 | 35,993,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | 昭和 61 年度の小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含 む)。の児童及び中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学校部を含 む)の生徒に係る昭和 61 年度前期用の教科書の購入には、その完了 までに多くの日数を要するため |
| 公立学校施設整備費 補助 | 63,601,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | 公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する ものがあるため |
| 児童生徒急増市町村の公立小中学校施設特別整備事業 特別整備事業費補助 | 51,673,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | 児童生徒急増市町村の公立小中学校施設特別整備事業につ いて、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部 に対する補助金を 3 年度にわたって交付する旨の決定を行う必要 があるため |

| | | | | | |
|-------------------------|------------|----------|-------------------------|--|--|
| | | | | | |
| 社会体育施設整備費 補助 | 1,962,200 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | 社会体育施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため | |
| 文部本省所轄機 関 | 623,020 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | 国立青少年教育施設整備 | |
| 農林水産省 | 農林水産本省 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | 農林水産事業団連受託工事 | |
| 指定野菜価格差補給 交付資金交付資金補助 | 679,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | 野菜供給安定基金が昭和60年度において実施する指定野菜の価格安定期事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ価格差補給交付資金の不足に対し補助する旨の契約を結ぶ必要があるため | |
| 国営かんがい排水事 業 | 15,871,270 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度 | 浪岡川地区夕顔開頭首工建設工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため | |
| 農用地開発事業 | 3,411,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度 以 降 4箇年度以内 | 苗場山麓第二地区大谷内ダムの第二期建設工事には、多くの日数を要するため | |
| 民間輸送機開発費補 助 | 1,100,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度 以 降 4箇年度以内 | 民間輸送機開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため | |
| 民間航空機用ジェット エンジン開発費補助 | 376,294 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度 | 民間航空機用ジェットエンジン開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため | |
| 工業用水道事業費補 助 | 3,704,413 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度 | 工業用水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため | |
| 海岸保全施設整備事 業費補助 | 833,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度 以 降 3箇年度以内 | 海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため | |
| 運輸省 | 運輸本省 | 250,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | |

(外) 報 告

| | | | | | | |
|------------|----------------------|------------|----------|--------------------|---|--|
| | | | | | | |
| 運輸本省試験研究機関 | 衛星用地上局機器製作 | 90,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 衛星用地上局機器の製作には、多くの日数を要するため | |
| 海上保安庁 | レーザー測距装置購入 | 333,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 3箇年度以内 | 可搬式レーザー測距装置の購入には、その製作に多くの日数を要するため | |
| | 中型測量船代船建造 | 2,223,202 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 500トン型巡視船 2隻の代船建造には、多くの日数を要するため | |
| 気象庁 | 電子計算機借り入れ | 2,014,088 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 中型測量船の代船建造には、多くの日数を要するため | |
| | 静止気象衛星資料処理用電子計算機借り入れ | 19,208 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度 | 地図活動等総合監視システム用の電子計算機の借り入れには、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめその借り入れ契約を結ぶ必要があるため | |
| 建設省 | 觀測船代船建造 | 91,529 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度 | 静止気象衛星資料処理用の電子計算機の借り入れには、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめその借り入れ契約を結ぶ必要があるため | |
| | 静止気象衛星打上げ等 | 1,339,800 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 4箇年度以内 | 静止気象衛星の打上げ等には、多くの日数を要するものがあるため | |
| 建設省 | 官庁省繕修 | 1,558,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 海洋気象觀測船の代船建造には、多くの日数を要するため | |
| | 海岸保全施設整備事業費補助 | 14,778,652 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 官庁施設の省繕工事には、多くの日数を要するものがあるため | |
| | | 390,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 3箇年度以内 | 海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため | |

| | | | | |
|-----------------|-------------|----------|--------------------|---|
| 公営住宅建設事業費 補助 | 156,289,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 3 億年度以内 | 公営住宅建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため |
| 住宅地区改良事業費 補助 | 22,055,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 3 億年度以内 | 住宅地区改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため |
| 国営公園整備 | 3,930,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 5 億年度以内 | 国営昭和記念公園ほか 2箇所の施設の整備及び国営みちのく杜の湖畔公園ほか 2箇所の整備に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |
| 公園事業費補助 | 17,227,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度以降 4 億年度以内 | 公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため |
| 古都及び緑地保全事業費補助 | 528,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度以降 4 億年度以内 | 古都及び緑地保全事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため |
| 下水道事業費補助 | 66,402,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 5 億年度以内 | 下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため |
| 下水道緊急整備事業費補助 | 224,225,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 5 億年度以内 | 水質環境基準の達成等のため緊急に整備を要する公共下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を 5 億年度にわたって交付する旨の決定を行いう必要があるため |
| 河川等災害復旧事業費補助 | 2,800,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度 | 昭和 59 年に発生した災害に係る河川等復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため |

昭和六十年三月九日 衆議院会議録第十三号】 昭和六十年度一般会計予算及び同報告書

四九六

昭和六十年度一般会計予算に関する報告書

一 本予算の要旨

本予算は、経費の徹底した節減合理化に努め、特に一般歳出については、全体として前年度同額以下に圧縮し、公債発行額を可能な限り縮減することによつて、財政の健全化を図ることを主眼として編成されたものである。

次に、本予算の概要是次のとおりである。(単位未満四捨五入)

歳入

1 租税及印紙収入

三八、五五〇、〇〇〇百万円

2 専売納付金

五、五九一百万円

3 宣業益金及官業収入

一五、九三四百万円

4 政府資産整理収入

一三〇、九七八百万円

5 雑収入

一一、一一七、一四一百万円

6 公債金

一一、六八〇、〇〇〇百万円

歳出

1 社会保障関係費

九、五七三、六四四百万円

(1) 公債金(建設公債)

五、九五〇、〇〇〇百万円

(2) 特例公債金

五、七三〇、〇〇〇百万円

(3) 恩給支給費

一一、六八〇、〇〇〇百万円

(4) 遺族及び留守家族等援護費

一四九、九〇五百万円

(5) 地方財政関係費

九、六九〇、〇八〇百万円

(6) 防衛関係費

九、六九〇、〇八〇百万円

(7) 公共事業関係費

六、三六八、九〇〇百万円

(8) 文教及び科学技術の振興費

二、三五七、五〇八百万円

(9) 義務教育費

一、〇六二、六六〇百万円

(10) 国立学校特別会計へ繰入

三八一、五七五百万円

(11) 科学技術振興費

三八五、〇九二百万円

(12) 教育振興助成費

五七〇、三二一一百万円

(13) 育英事業費

八三、七七七百万円

(14) 文教施設費

一一〇、一二二四、一五八百万円

(15) 國債費

一一〇、一二二四、一五八百万円

(16) 恩給関係費

一一、八六三、六八九百万円

(17) 旧軍人遺族等恩給費

一、五七八、六九三百万円

(18) 文官等恩給費

一、二二四、七八二百万円

(19) 退職者等恩給費

一、一〇九、三〇九百万円

(20) 遺族及び留守家族等援護費

一、一〇九、九〇五百万円

(21) 地方交付税交付金

九、六九〇、〇八〇百万円

(22) 社会福祉費

二、〇〇四、二二一一百万円

(23) 社会保険費

五、六五八、四一二二百円

(24) 保健衛生対策費

四六一、一三五百万円

(25) 失業対策費

三六七、三四九百万円

(26) 文教及び科学技術の振興費

四、八四〇、九三三百万円

文教及び科学技術の振興については、教職員定数の改善、文教関係施設の整備、私学助成の推進等を図ることとしている。

(1) 義務教育費国庫負担金
二、三五七、五〇八百万円
(2) 国立学校特別会計へ繰入
一、〇六二、六六〇百万円
(3) 科学技術振興費
三八一、五七五百万円
(4) 文教施設費
三八五、〇九二百万円
(5) 教育振興助成費
五七〇、三二一一百万円
(6) 育英事業費
八三、七七七百万円
(7) 國債費
一一〇、一二二四、一五八百万円
(8) 恩給関係費
一一、八六三、六八九百万円
(9) 旧軍人遺族等恩給費
一、五七八、六九三百万円
(10) 文官等恩給費
一、二二四、七八二百万円
(11) 退職者等恩給費
一、一〇九、三〇九百万円
(12) 遺族及び留守家族等援護費
一、一〇九、九〇五百万円
(13) 地方財政関係費
九、六九〇、〇八〇百万円
(14) 防衛関係費
九、六九〇、〇八〇百万円
(15) 公共事業関係費
六、三六八、九〇〇百万円
(16) 文教及び科学技術の振興費
二、三五七、五〇八百万円
(17) 義務教育費
一、〇六二、六六〇百万円
(18) 国立学校特別会計へ繰入
三八一、五七五百万円
(19) 科学技術振興費
三八五、〇九二百万円
(20) 教育振興助成費
五七〇、三二一一百万円
(21) 育英事業費
八三、七七七百万円
(22) 國債費
一一〇、一二二四、一五八百万円
(23) 恩給関係費
一一、八六三、六八九百万円
(24) 旧軍人遺族等恩給費
一、五七八、六九三百万円
(25) 文官等恩給費
一、二二四、七八二百万円
(26) 退職者等恩給費
一、一〇九、三〇九百万円
(27) 遺族及び留守家族等援護費
一、一〇九、九〇五百万円
(28) 地方財政関係費
九、六九〇、〇八〇百万円
(29) 防衛関係費
九、六九〇、〇八〇百万円
(30) 公共事業関係費
六、三六八、九〇〇百万円
(31) 文教及び科学技術の振興費
二、三五七、五〇八百万円

| | | | |
|---|--------------|-----------------|------------|
| (1) 治山治水対策事業費 | 一、〇八一、六一一百万円 | (5) 総合農政費 | 一八五、七五〇百万円 |
| (2) 道路整備事業費 | 一、八二六、〇〇〇百万円 | (6) 生鮮食料品流通等対策費 | 三五、六一三百万円 |
| (3) 港湾漁港空港整備事業費 | 五一一、八四八百万円 | (7) 林業振興費 | 四七、五九六百万円 |
| (4) 住宅対策費 | 七五七、七二二百万円 | (8) 水産業振興費 | 六四、二四九百万円 |
| (5) 下水道環境衛生等施設整備費 | 九七〇、二六六百万円 | (9) 日本国有鉄道関係助成費 | 六〇一、五〇〇百万円 |
| (6) 農業基盤整備費 | 八七八、九一七百万円 | (10) 海運助成費 | 一〇、七九九百万円 |
| (7) 林道工業用水等事業費 | 一六九、五七一百万円 | (11) 給与改善費 | 七三、二八六百万円 |
| (8) 調整費等 | 一〇、七〇六百万円 | (12) 予備費 | 三五〇、〇〇〇百万円 |
| (9) 災害復旧等事業費 | 一六一、二六〇百万円 | | |
| 8 経済協力費 | 五八六、三四六百万円 | | |
| 9 中小企業対策費 | 一一六、一五七百万円 | | |
| 中小企業対策としては、中小企業の近代化及び構造改善を促進するため、中小企業指導事業、近代化促進施策等の充実を図ることとしている。 | 六一八、七七九百万円 | | |
| 10 エネルギー対策費 | | | |
| エネルギー対策としては、石油代替エネルギー対策、原子力利用の安全確保のための研究、新エネルギー技術及び省エネルギー技術の研究開発等の推進を図ることとしている。 | | | |
| 11 食糧管理費 | 六九五、三五〇百万円 | | |
| この経費は、一般会計から食糧管理特別会計へ繰り入れるために必要な経費及び稻から他作物への作付転換を推進するために必要な経費等である。 | 三三五、一〇七百万円 | | |
| 12 その他の事項経費 | | | |
| (1) 沖縄関係経費 | 一、三八四百万円 | | |
| (2) 北方対策費 | 九四、六〇六百万円 | | |
| (3) 青少年対策費 | 三六、三三三百万円 | | |
| (4) 文化関係費 | | | |

二 本予算の可決理由

本予算は、経費の徹底した節減合理化に努め、特に一般歳出については、全体として前年度同額以下に圧縮し、公債発行額を可能な限り縮減することによって、財政の健全化を図ることとしており、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党・革新共同の松本善明君外二名提出の「昭和六十年度一般会計予算、昭和六十年度特別会計予算及び昭和六十年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

昭和六十一年三月九日

予算委員長 天野 光晴

衆議院議長 坂田 道太殿

昭和六十年度特別会計予算

右
国会に提出する。

昭和六十一年一月二十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

昭和 60 年度 特別会計予算
予 算 総 則

(歳入歳出予算)

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和60年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

| | |
|--------------------|--------------------------|
| 農林省及び 通商産業省所管 | 電源開発促進対策 |
| 総理府、大蔵省及び 自治省所管 | 交付税及び譲与税配付金 |
| 法務省所管 | 登造印資 |
| 大蔵省所管 | 幣刷 |
| | 運用 |
| | 整理 |
| | 為替 |
| | 業 |
| | 投保 |
| | 地 |
| | 石炭並びに石油及び石油 代替エネルギー対策 |
| | 特定国有財産整備 |
| | 國庫 |
| | 厚生省所管 |
| | 立生員立民雇共済 |
| | 学校保病年管 |
| | 農林水産省所管 |
| | 農業経営基盤強化措置 |
| | 国有林野事業 |
| | 特定土地改良工事 |
| | アルコール事業 |
| | 輸出保険 |

| | |
|-------|------------------|
| 運輸省所管 | 特自動車損害賠償責任保 険 |
| 郵政省所管 | 港湾検査整備 |
| 労働省所管 | 航空便政事務 |
| | 郵政便政事務 |
| | 簡易生命保険及郵便年金 |
| | 労働保険 |
| | 道路整備 |
| | 都市開発資金金融通 |

(繰越明許費)

第2条 各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することが
できる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

(国庫債務負担行為)

第3条 各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により昭和60年度において國が債務を負
担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(歳入歳出予算等の内訳)

第4条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予定計算書」、「繰越
明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添附する。

(国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額)

第5条 国債整理基金特別会計において、「財政法」第5条ただし書の規定により、政府が昭和60年度
において発行する公債を日本銀行に受けさせができる金額は、同行の保有する公債の借換
のため必要な金額とする。

(災害復旧等国庫債務負担行為の限度額)

第6条 次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「財政法」第15条第2項の規定により昭和60年度
において災害復旧その他の緊急の必要がある場合に國が債務を負担する行為の限度額は、それぞれ右
欄に掲げるとおりとする。

| 特 別 会 計 | 限 度 | 額 |
|-------------------|-----|-------------|
| 國 立 学 校 | | 4,000,000千円 |
| 國 立 病 院 病 院 施 工 定 | | 1,000,000 |
| 療 養 所 施 工 定 | | 1,000,000 |

| 国 有 林 野 事 業 | 国 有 林 野 事 業 勘 定 | 2,000,000 |
|-----------------|------------------------------------|---|
| 特 定 土 地 改 良 工 事 | 治 山 勘 定 | 3,000,000 |
| 港 湾 整 備 | 港 湾 整 備 勘 定 | 2,000,000 |
| 空 港 整 備 | 特 定 港 湾 施 工 事 勘 定 | 5,000,000 |
| 道 路 整 備 | | 1,000,000 |
| 治 水 | 治 水 勘 定 | 2,000,000 |
| | 特 定 多 目 的 ダ ム 建 設 工 事 勘 定 | 40,000,000 |
| | | (翌年度における国債の整理又は償還のための起債限度額) |
| | | 第7条 国債整理基金特別会計法の規定により昭和60年度において翌年度における国債の整理又は償還のため起債する場合のその限度額は、1,000,000,000千円とする。 |
| | | (借入金の限度額) |
| | | 第8条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。 |
| 特 别 会 計 | 根 拠 規 定 | 限 度 領 |
| 交付税及び譲与税配付金 | 「交付税及び譲与税配付金特別会計法」 | 交付税及び譲与税配付金勘定 5,694,115,000千円 |
| 特 定 国 有 財 産 整 備 | 「特 定 国 有 財 産 整 備 特 別 会 計 法」第11条第2項 | 2,900,000 |
| 国 立 学 校 | 「国 立 学 校 特 別 会 計 法」第7条第2項及び附則第9項 | 23,900,000 |
| 国 立 病 院 | 「国 立 病 院 特 別 会 計 法」第8条の2第2項 | 病院勘定 23,000,000 |
| 国 有 林 野 事 業 | 「国 有 林 野 事 業 特 別 会 計 法」第6条第2項 | 12,200,000 |
| 特 定 土 地 改 良 工 事 | 「特 定 土 地 改 良 工 事 特 別 会 計 法」第14条第2項 | 232,000,000 |
| 空 港 整 備 | 「空 港 整 備 特 別 会 計 法」第7条第2項 | 79,700,000 |
| 郵 政 事 業 | 「郵 政 事 業 特 別 会 計 法」第16条第3項 | 194,300,000 |
| 郵 便 費 金 | 「郵 便 費 金 特 別 会 計 法」第12条の2第2項 | 79,600,000 |

| | | |
|---------------|----------------------------------|-------------|
| 道 路 整 備 | 「道 路 整 備 特 別 会 計 法」 | 120,000,000 |
| 都 市 開 發 資 金 通 | 「都 市 開 發 資 金 通 特 別 会 計 法」第12条第2項 | 19,000,000 |

(一時借入金等の最高額)
第9条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金(国庫余裕金の繰替使用に関する法律)第1条の規定によるものを含む。)の最高額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

| 特 別 会 計 | 根 拠 規 定 | 最 高 額 |
|--------------------|------------------------------------|----------------------------|
| 電源開発促進対策 | 「電源開発促進対策特別会計法」第11条第2項 | 電源立地勘定 1,000,000千円 |
| 交付税及び譲与税配付金 | 「交付税及び譲与税配付金特別会計法」第13条第2項 | 交付税及び譲与税配付金勘定 8,000,000 |
| 登 記 | 「登記特別会計法」(仮称) | 7,500,000 |
| 印 刷 局 | 「印刷局特別会計法」第6条第3項 | 500,000 |
| 外 国 為 替 資 金 | 「外国為替資金特別会計法」第4条第2項 | 13,000,000,000 |
| 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー | 「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー特別会計法」第12条第2項 | 石炭勘定 10,000,000 |
| 特定国有財産整備 | 「特 定 国 有 財 産 整 備 特 別 会 計 法」第13条第2項 | 3,000,000 |
| 国 立 学 校 | 「国 立 学 校 特 別 会 計 法」第9条第3項 | 2,000,000 |
| 国 立 病 院 | 「国 立 病 院 特 別 会 計 法」第9条第3項 | 4,500,000 |
| 国 有 林 野 事 業 | 「国 有 林 野 事 業 特 別 会 計 法」第6条第4項 | 病院勘定 4,000,000 |
| アルコール専売事業 | 「アルコール専売事業特別会計法」第6条第3項 | 140,000,000 |
| 輸 出 保 険 | 「輸出保険特別会計法」第12条第4項 | 3,500,000 |
| 特 许 | 「特許特別会計法」第12条第2項 | 240,000,000 |
| 空 港 整 備 | 「空 港 整 備 特 別 会 計 法」第9条第2項 | 7,000,000 |
| 郵 政 事 業 | 「郵 政 事 業 特 別 会 計 法」第17条第2項 | 25,000,000 |
| 都 市 開 發 資 金 通 | 「都 市 開 發 資 金 通 特 別 会 計 法」第13条第3項 | 151,000,000 |
| | | 150,000 |

| | | | |
|---|---|--|------------------------|
| (特別給与の支出) | | (給与総額) | |
| 第11条 前条に規定するもののほか、造幣局、印刷局、国有林野事業及び郵政事業の各特別会計において、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、大蔵大臣の承認を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和60年度において給与準則の適用を受ける職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。 | | 第12条 次の表の左欄に掲げる各特別会計において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ右欄に掲げる経費を増額することができる。 | |
| 1 交付税及び譲与税配付金 | 交付税及び譲与税配付金勘定における地方道路税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税及び特別とん税の収入の増加 | 2 食糧管理特別会計における「食糧管理特別会計法」第4条第2項の規定による証券、借入金及び一時借入金の最高額は、2,900,000,000千円とする。 | 3 登記記 |
| 4 資金運用部 | 6,888,011千円 28,804,218 130,297,049 1,406,755,719 | 5 國債整理基金 | 6 地震再保険 |
| 7 国立学校 | 他の収入の増加 | 7 國立学校 | 再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加 |
| 8 国立病院 | 附属病院収入その他の収入の増加 | 8 国立病院 | 再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加 |
| 9 厚生保険、船員保険、国民年金 | 保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加 | 10 厚生保険 | 再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加 |
| 11 船員保険 | 児童手当拠出金収入の増加 | 12 国民年金 | 再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加 |
| 13 農業共済再保險、漁業共済保險 | 再保険料収入又は保険料収入の増加 | 14 交通安全対策特別交付金勘定における | 再保険金又は保険金に必要な経費 |

| | |
|----------------------|--|
| 2 交通反則者納金の収入の増加 | かる交通反則者納金の収入の増加 |
| 3 登記記 | 登記印紙収入の増加 |
| 4 資金運用部 | 注文品の製造数量の増加又は原材料の値上がり等に伴う売渡価格の変更による収入の増加 |
| 5 國債整理基金 | 国債、借入金、一時借入金又は短期証券の償還金、利子、割引料並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計又は日本国有鉄道からの収入金の増加 |
| 6 地震再保険 | 再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加 |
| 7 國立学校 | 附属病院収入その他の収入の増加 |
| 8 国立病院 | 病院勘定における病院収入その他の収入又は療養所勘定における療養所収入その他の収入の増加 |
| 9 厚生保険、船員保険、国民年金 | 保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加 |
| 10 厚生保険 | 業務勘定における児童手当拠出金収入の増加 |
| 11 船員保険 | 児童手当拠出金収入の増加 |
| 12 国民年金 | 業務勘定における印紙完納収入の増加 |
| 13 農業共済再保險、漁業共済保險 | 再保険料収入又は保険料収入の増加 |
| 14 交通安全対策特別交付金勘定における | 再保険金又は保険金に必要な経費 |

| 14 農業経営基盤強化措置 | 農業改良資金貸付金償還金収入の増加 | 農業改良資金貸付金に必要な経費 |
|--|--|--|
| 15 国有林野事業勘定に限る。 | 業務収入の増加 | 立木の販売及び素材等の生産又は販売に係る作業量の増加並びにこれに伴い必要となる林道事業又は新種事業の事業量の増加並びに分収育林事業の事業量の増加のため直接必要な経費 |
| 16 アルコール専売事業 | アルコールの売渡し数量の増加又は取納アルコールの値上がり等に伴う売渡し価格の変更による収入の増加 | アルコールの取納又は売渡しのため直接必要な経費 |
| 17 特許 | 特許印紙収入の増加 | 当該収入に対応する事務量の増加のため直接必要な経費 |
| 18 自動車損害賠償責任再保険 | 再保険料収入、保険料収入又は賦課金収入の増加 | 再保険金、保険金又は保障金に必要な経費 |
| 19 自動車検査登録 | 検査登録印紙収入の増加 | 検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費 |
| 20 郵便貯金 | 郵便貯金の受入額の増加等に伴う収入の増加 | 郵便貯金の利子又は郵政事業特別会計への繰入れに必要な経費 |
| 21 簡易生命保険及郵便年金 | 契約者の増加等による保険勘定における保険料収入の増加又は年金勘定における年金収入の増加 | 保険勘定における保険金若しくは郵政事業特別会計への繰入れ又は年金勘定における年金若しくは郵政事業特別会計への繰入れに必要な経費 |
| 22 郵政事業 | 業務外収入以外の収入の増加 | 当該収入に対応する業務に直接必要な経費 |
| 23 労働保険 | 労災勘定又は雇用勘定における徴収勘定より受入の額のうち統保険料に相当する金額の増加 | 労災勘定における保険給付又は雇用勘定における失業給付に必要な経費 |
| 24 都市開発資金金融通 | 貸付金の繰上償還による運用金回収収入の増加 | 徴収勘定における保険料収入の増加 徴収勘定における他勘定への繰入 に必要な経費 |
| 2 造幣局特別会計において、予算において予定した数量をこえる補助貨幣の製造により又は原材料の値上がり等に伴う補助貨幣の製造費の増加によりその製造に直接必要な経費に不足を生ずることは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。この場合において、当該増額に係る経費を支弁するために必要な金額は、補助貨幣回収準備資金からこの会計の歳入に組み入れることができる。 | | |
| 3 労働保険特別会計において、予算において予定した数量をこえる補助貨幣の製造により又は原材料の値上がり等に伴う補助貨幣の製造費の増加によりその製造に直接必要な経費に不足を生ずることは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。この場合において、当該増額に係る経費を支弁するために必要な金額は、雇用安定資金からこの会計の歳入に組み入れることができる。 | | |
| 4 食糧管理特別会計の各勘定において、次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる措置をとることができる。 (1) 国内麦管理勘定において、国内麦の買入数量が予算において予定した数量に比して著しく増加するため、国内麦買入費又は国内麦管理費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額 (2) 国内麦管理勘定において、国内麦の買入数量が予算において予定した数量に比して著しく減少することにより、輸入食糧管理勘定において、予算において予定した数量を著しくこえて輸入食糧を買い入れる必要が生じたため、輸入食糧買入費又は輸入食糧管理費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額 (3) 業務勘定において、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費(これらの経費の支出に伴い必要となる経費を含む。次項において同じ。)に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額 (4) 国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定において、業務勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額。ただし、当該不足が前号に規定する事由以外の事由により生ずる場合は、当該不足する勘定以外の勘定の業務勘定への繰入れに必要な経費について、当該不足する勘定の当該経費の額分に相当する額を減額しなければならない。 (5) 調整勘定において、国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額 (6) 国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定において、調整勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額 (7) 調整勘定において、国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定における経費の財源の不足をうめるため、当該各勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。当該各勘定のその不足額を限度とする当該各勘定への繰入れに必要な経費の増額 | | |

- 5 国立学校、国立病院、国民年金（福祉年金勘定に限る。）、国有林野事業、特定土地改良工事、港湾整備、空港整備、道路整備及び治水の各特別会計において、一般会計からの受入金（当該受入金に関する増加する収入を含む。）又はその他の収入（借入金を除く。以下この項において同じ。）が予算額に比して増加する場合には、第1項の規定によるもの（ほか、当該増加額の範囲内で、事業のため直接必要な経費（その他の収入が増加する場合にあっては、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費に限る。）の支出に充てるため、当該特別会計の経費を増額することができる。）
- 6 前各項の規定により経費を増額する場合には、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4項（郵政事業特別会計にあつては、「郵政事業特別会計法」第26条）並びに第36条の規定の例による。この場合において、第1項第22号に掲げる経費の増額については、大臣の承認を受けなければならない。

（予算の移用）

- 第13条 「財政法」第38条第1項ただし書の規定により、各特別会計において移用することができる場合は、第1表から第3表までに掲げる各項の経費の金額を当該各項の間ににおいて相互に移用する場合とする。

第1表 特別会計（勘定区分のある特別会計にあつては、各勘定）の各項の間の移用

| 特 別 会 計 | 勘 定 | 計 | 移用することができる項 |
|---|-----|---|-------------|
| 登記、資金運用部、外国為替資金、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策、国立学校、厚生保険、船員保険、國立病院、国民年金、特定土地改良工事、特許、自動車損害賠償責任再保険、金、労働保険、都市開発資金金融通 | 各 項 | | |

第2表 特別会計の一部の勘定の項の間の移用

| 特 別 会 計 | 勘 定 | 移用することができる項 |
|---------|--------------------------------|-------------------|
| 食 糧 管 理 | 国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料 | 返還金等他勘定へ繰入の項を除く各項 |
| 農業共済再保険 | 農業、家畜、果樹、園芸施設 | 各 項 |

| (保険契約の限度額) | | | | |
|---|---------|-------|-----------|--|
| 第14条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による保険契約（再保険契約を含む。）の金額の限度は、昭和60年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。 | | | | |
| 特 別 会 計 | 根 拠 規 定 | 限 度 領 | 地 震 再 保 险 | 「地震保険に関する法律」第3条第3項 |
| | | | | 1回の地震等により支払うべき再保険金の総額 1,271,500,000 |

| 特 別 会 計 | 根 拠 規 定 | 限 度 領 | 地 震 再 保 险 | 「地震保険に関する法律」第3条第3項 |
|---------|---------|-------|-----------|--|
| | | | | 1回の地震等により支払うべき再保険金の総額 1,271,500,000 |
| | | | | |

| 特 別 会 計 | 根 拠 規 定 | 限 度 領 | 地 震 再 保 险 | 「地震保険に関する法律」第3条第3項 |
|---------|---------|-------|-----------|--------------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

の運用 2,220,787,000 千円並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」第3条第1項第6号及び第13号から第15号までに掲げる権券(商工組合中央金庫の発行するものを除く。)及び金銭信託に対する運用 430,000,000 千円のほか、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ中欄又は右欄に掲げるとおりとする。

| | | |
|--|---|--|
| 輸出代金保険 為替変動保険 輸出手形保険の保険契約 に基づいて成立する保険 関係 | 9,200,000,000 500,000,000 1,000,000,000 | |
| 輸出金融保険の保険契約 に基づいて成立する保険 関係 | 80,000,000 1,000,000,000 | |
| 海外投資保険 | 720,000,000 | |

(電源開発促進対策特別会計の電源開発促進税収入の各勘定への帰属)
 第15条 「電源開発促進対策特別会計法」第3条の3の規定により昭和60年度において電源立地勘定及び電源多様化勘定の歳入に組み入れる電源開発促進税収入の金額は、電源立地勘定にあっては電源開発促進税収入の445分の160に相当する金額とし、電源多様化勘定にあっては電源開発促進税収入の445分の285に相当する金額とする。
 (外国為替資金特別会計の決算上の剰余金の一般会計への繰入れ)
 第16条 「外國為替資金特別会計法」第13条の規定により昭和60年度において外國為替資金特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、310,000,000 千円とする。
 (石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の原単位開税収入の各勘定への帰属)
 第17条 「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法」第4条の規定により昭和60年度において石炭勘定及び石油及び石油代替エネルギー勘定の歳入に組み入れる原油及び重油等に係る開税収入(以下この条において「開税収入」という。)の金額は、石炭勘定にあつては開税収入の額のうち115,300,000千円とし、石油及び石油代替エネルギー勘定にあつては開税収入の額から115,300,000千円を控除した額とする。
 (郵政事業特別会計の作業資産保有の最高額)
 第18条 郵政事業特別会計において、「郵政事業特別会計法」第15条の規定により昭和60年度において同会計に属する現金をもつて事業上必要な作業資産を保有する最高額は、39,900,000 千円とする。
 (資金及び積立金の長期運用予定期額)
 第19条 昭和60年度における「資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第2条第1項に規定する長期運用予定期額は、資金運用部資金の一般会計において新たに発行される昭和60年度の国債(「昭和60年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」(仮称)の規定により発行される国債を含む。)に対する運用 3,800,000,000 千円及び資金運用部資金の「国債整理基金特別会計法」の規定による起債に応ずるため

(外) 参照

| | | |
|---------------|-------------|-------------|
| 14 環境衛生金融公庫 | 195,200,000 | 0 |
| 15 沖縄振興開発金融公庫 | 87,300,000 | 10,000,000 |
| 16 日本開發銀行 | 769,000,000 | 0 |
| 17 日本輸出入銀行 | 693,000,000 | 0 |
| (公団、事業団等) | | |
| 18 日本道路公團 | 109,300,000 | 750,500,000 |
| 19 森林開発公團 | 17,800,000 | 0 |
| 20 船舶整備公團 | 18,000,000 | 0 |
| 21 首都高速道路公團 | 8,500,000 | 60,500,000 |
| 22 水資源開発公團 | 54,700,000 | 32,000,000 |
| 23 阪神高速道路公團 | 7,800,000 | 57,800,000 |
| 24 日本鉄道建設公團 | 43,100,000 | 0 |
| 25 新東京国際空港公團 | 2,400,000 | 17,600,000 |
| 26 本州四国連絡橋公團 | 10,900,000 | 80,200,000 |
| 27 農用地開発公團 | 18,500,000 | 0 |
| 28 地域振興整備公團 | 36,200,000 | 0 |
| 29 住宅・都市整備公團 | 427,500,000 | 140,000,000 |
| 30 労働福祉事業団 | 17,100,000 | 0 |
| 31 雇用促進事業団 | 5,200,000 | 0 |
| 32 年金福祉事業団 | 815,000,000 | 0 |
| 33 金属鉱業事業団 | 3,800,000 | 0 |
| 34 公害防止事業団 | 46,400,000 | 0 |
| 35 中小企業事業団 | 10,400,000 | 5,200,000 |
| 36 社会福祉・医療事業団 | 98,800,000 | 0 |
| 37 帝都高速度交通営団 | 6,900,000 | 18,000,000 |
| 38 日本青年英会 | 15,100,000 | 0 |
| 39 海外経済協力基金 | 385,700,000 | 0 |
| 40 日本私学振興財団 | 18,800,000 | 18,800,000 |
| 41 電源開発株式会社 | 36,200,000 | 0 |
| 42 商工組合中央金庫 | 72,300,000 | 0 |
| 43 地方公共団体 | | |

2. 予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項第9号から第43号までに掲げる区分ごとの長期運用予定期の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定期を増額することができる。

(俸給予算等の制限)

第20条 俸給予算の執行に当たつては、歳入歳出予定期算書に掲げる政府職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であつても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行つてはならない。

| 甲号 補入歳出予算 | | 歳 | | 入 | | 歳 | | 出 | |
|--------------------|-------------------|----------------------------|-------------------|----------------------------------|----------------------|------------------------|---|--|---|
| 所 管 | 特 別 会 計 | 歳 | 項 | 金 額 (千円) | 歳 | 項 | 金 額 (千円) | 歳 | 項 |
| 総理府、大蔵省及 び通商産業省 | 電源開発促進対策 | 電源立地勘定 | 租 税 | 80,600,000 80,600,000 | 電源開発促進税 | 7,997,974 7,997,974 | 電源立地対策費 事務取扱費 諸支出国債整理基金特別会計へ 予備費 | 87,746,912 482,547 100 9,173 1,000,000 | |
| | | 前年度剰余金受入 | | | 前年度剰余金受入 | | | | |
| | | 雜 収 入 | | 640,158 640,158 | 雜 収 入 | | | | |
| | | 合 計 | | 89,238,132 | 合 計 | | | 89,238,132 | |
| 電源多様化勘定 | 租 税 | 143,600,000 143,600,000 | 電源多様化対策費 事務取扱費 | 156,090,371 621,003 | | | | | |
| | | 前年度剰余金受入 | | | 前年度剰余金受入 | | | | |
| | | 雜 収 入 | | 15,174,935 15,174,935 | 雜 収 入 | 10,000 10,000 | 諸支出国債整理基金特別会計へ 予備費 | 100 73,461 2,000,000 | |
| | | 合 計 | | 158,784,935 | 合 計 | | | 158,784,935 | |
| 総理府、大蔵省及 び自治省 | 交付税及び譲与税配 付金 | 他会計より受入 | | 9,690,0980,000 9,690,0980,000 | 地方交付税交付金 地方譲与税譲与金 | | | 9,322,714,718 462,000,000 | |
| | 交付税及び譲与税配 付金勘定 | 一般会計より受入 | | 434,500,000 298,400,000 | 諸支出国債整理基金特別会計へ | | | 500 6,063,515,000 | |
| | 租 税 | 地 方 道 路 税 | | | | | | | |

| | | 石 油 ガ ス 税 航 空 機 燃 料 税 自 動 車 重 量 税 特 別 と ん 税 金 | 備 費 |
|-------------------|--|---|--------|
| 借入金 | | 16,000,000 9,500,000 148,300,000 11,300,000 5,694,115,000 | 予 |
| 借入金 | | 5,694,115,000 | |
| 前年度剰余金受入 | | 25,150,726 | |
| 前年度剰余金受入 | | 25,150,726 | |
| 雜 收 入 | | 1,800 | |
| 合 計 | | 15,898,847,526 | |
| 交通反則者納金 | | 15,849,247,526 | |
| 交通反則者納金 | | 66,294,624 | |
| 前年度剰余金受入 | | 66,294,624 | |
| 前年度剰余金受入 | | 8,792,514 | |
| 雜 收 入 | | 8,792,514 | |
| 合 計 | | 75,609,390 | |
| 合 計 | | 70,032,390 | |
| 事務取扱費 | | 15,849,247,526 | |
| 施設整備費 | | 64,135,806 | |
| 国債整理基金特別会計へ 繰入 | | 5,596,584 | |
| 予備費 | | 300,000 | |
| 登記用紙収入 | | 49,590,612 | |
| 登記用紙収入 | | 3,000,778 | |
| 他会計より受入 | | 135,000 | |
| 一般会計より受入 | | 2,846,939 | |
| 雜 收 入 | | 610 | |
| 合 計 | | 610 | |
| 合 計 | | 55,573,329 | |
| 法務省登記記 | | 55,573,329 | |

(外) 報 録

69

| | | | | | |
|-------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|------------|
| 大 藏 省 | 造 币 局 | 補助貿易回収準備資金より受入 | 16,779,880 | 事 業 費 | 10,155,015 |
| | | 補助貿易回収準備資金より受入 | 1,698,746 | 予 備 費 | 100,000 |
| | | 事 業 収 入 | 1,698,746 | | |
| | | 776,389 | | | |
| 印 刷 局 | 事 業 収 入 | 19,255,015 | 合 計 | 19,255,015 | |
| | 事 業 収 入 | 71,631,116 | 事 業 備 費 | 70,041,376 | |
| | 事 業 収 入 | 6,322,549 | 予 備 費 | 500,000 | |
| | 事 業 収 入 | 6,322,549 | 合 計 | 70,541,376 | |
| 資 金 運 用 部 | 資 金 運 用 収 入 | 77,953,665 | 事 業 費 | 3,008,080 | |
| | 運 用 利 潤 金 収 入 | 11,503,689,354 | 支 出 | 11,500,683,374 | |
| | 他 会 計 よ り 受 入 | 11,503,689,354 | 予 備 費 | 100,000 | |
| | 一 般 会 計 よ り 受 入 | 2,000 | 合 計 | 11,503,691,454 | |
| | 雜 収 入 | 100 | | | |
| | 雜 収 入 | 100 | | | |
| | 合 計 | 11,503,691,454 | | | |
| 國 債 整 理 基 金 | 他 会 計 よ り 受 入 | 20,728,262,263 | 國 債 整 理 基 金 支 出 | 29,788,310,846 | |
| | 他 会 計 よ り 受 入 | 20,728,262,263 | | | |
| 公 債 金 | 公 債 金 | 8,957,326,252 | | | |
| 運 用 収 入 | 運 用 収 入 | 112,722,321 | | | |
| | | 112,722,321 | | | |

昭和大十年三月九日 総理大臣總裁第十一回印江 昭和大十年度財政外債成の回報印中

四〇六

| | | | | |
|------------|-------|----------------|--------------------|----------------|
| | 雜 取 入 | 10 | | |
| 合 計 | | 29,798,310,846 | 10 | |
| 外國為替資金 | | | | |
| 外國為替等売買差益 | | 105,000,000 | 事務取扱費 | 29,798,310,846 |
| 運用 収 入 | | 105,000,000 | 支 出 | 508,364 |
| 運用 収 入 | | 851,357,219 | 諸國債整理基金特別会計へ 繰入 | 1,006,245 |
| 雜 収 入 | | 851,357,219 | 予 備 費 | 486,331,121 |
| 雜 収 入 | | 110 | | 468,511,599 |
| 合 計 | | 956,357,329 | | |
| 產業投資 | | | | |
| 運用 収 入 | | 31,851,976 | 產業投資支出 | 31,400,000 |
| 運用 収 入 | | 2,415,374 | 一般会計へ繰入 | 26,000,000 |
| 運用 利殖金 収 入 | | 29,436,601 | 事務費 | 47,111 |
| 前年度剩余金受入 | | 25,802,413 | 國債整理基金特別会計へ 繰入 | 7,278 |
| 前年度剩余金受入 | | 25,802,413 | 予 備 費 | 1,200,000 |
| 雜 収 入 | | 1 | | |
| 資產処分 収 入 | | 1,000,000 | | |
| 合 計 | | 58,654,389 | | |
| 地震再保險 | | | | |
| 再保險料 収 入 | | 10,958,863 | 再保険費 | 58,654,389 |
| 再保險料 収 入 | | 10,958,863 | 事務取扱費 | 21,561,734 |
| 雜 収 入 | | 10,646,536 | 予 備 費 | 43,165 |
| 雜 収 入 | | 10,646,536 | | 500 |
| 合 計 | | 21,605,399 | | |

| | | | | | |
|----------------|----------------------|-----------|-------------|------------------|-------------|
| 大蔵省、通商産業省及び労働省 | 石油並びに石油及び石油代替エネルギー対策 | 租税 | 115,300,000 | 石油鉱業合理化安定対策費 | 38,713,091 |
| 石炭勘定 | | 租税 | 115,300,000 | 鉱害対策費 | 58,051,692 |
| 前年度剰余金受入 | | 租税 | 10,430,000 | 産炭地域振興対策費 | 8,301,405 |
| 雑 収 入 | | 租税 | 10,430,000 | 事務処理費 | 2,590,404 |
| 雑 収 入 | | 租税 | 120,000 | 炭鉱離職者援護対策費 | 6,592,392 |
| 合 計 | 石油及び石油代替エネルギー対策 | 租税 | 120,000 | 産炭地域開発雇用対策費 | 11,042,119 |
| 租税 | 石油及び石油代替エネルギー対策 | 租税 | 125,850,000 | 諸支出国管整理基金特別会計へ繰入 | 100 |
| 他会計より受入 | 石油生産流通合理化対策費 | 租税 | 9,200,000 | 備 費 | 58,797 |
| 債還金収入 | 石油代替エネルギー対策費 | 租税 | 455,000,000 | 予合計 | 200,000 |
| 一般会計より受入 | 石油代替エネルギー対策費 | 租税 | 455,000,000 | 石油代替エネルギー対策費 | 395,050,938 |
| 債還金収入 | 事務処理費 | 租税 | 1,547,740 | 事務処理費 | 17,063,167 |
| 前年度剰余金受入 | 金 | 租税 | 1,547,740 | 諸支出 | 56,616,732 |
| 前年度剰余金受入 | 予備費 | 租税 | 6,657,036 | 金 | 655,939 |
| 雑 収 入 | 予備費 | 租税 | 6,657,036 | 100 | 3,000,000 |
| 合 計 | 合計 | 租税 | 1,000 | 合計 | 125,850,000 |
| 大蔵省及び建設省 | 特定国有財産整備 | 特定国有財産整備費 | 472,405,776 | 特定国有財産整備費 | 472,405,776 |
| 国有企业財産処分收入 | 事務取扱費 | 特定国有財産整備費 | 40,937,771 | 事務取扱費 | 68,357,778 |
| 他会計より受入 | 国債整理基金特別会計へ繰入 | 特定国有財産整備費 | 2,291,210 | 国債整理基金特別会計へ繰入 | 464,872 |
| | | 合計 | | 合計 | 281,634 |

| | 借入金 | 一般会計より受入 | 予備費 |
|-------------------|---------------|-------------------|---------------|
| 前年度剰余金受入 | 2,900,000 | 2,291,210 | 50,000 |
| 前年度剰余金受入 | 21,840,054 | 21,840,054 | |
| 前年度剰余金受入 | 21,840,054 | 21,840,054 | |
| 雜収入 | 1,185,249 | 1,185,249 | |
| 合計 | 69,154,284 | 合計 | 69,154,284 |
| 文部省立学校 他会計より受入 | 1,062,660,146 | 国立学校 一般会計より受入 | 923,094,058 |
| 借入金 | 1,062,660,146 | 大学附属病院 研究所以 | 388,365,407 |
| 附屬病院受入 | 23,900,000 | 施設整備費 | 103,481,460 |
| 授業料及入学検定料 | 23,900,000 | 船舶建造費 | 144,856,190 |
| 学校財産処分収入 | 314,940,166 | 國債整理基金特別会計へ 繰入 | 1,789,063 |
| 授業料及入学検定料 | 314,940,166 | 予備費 | 44,240,432 |
| 積立金より受入 | 120,160,879 | 50,000 | |
| 学校財産処分収入 | 120,160,879 | | |
| 積立金より受入 | 28,991,014 | | |
| 雜収入 | 28,991,014 | | |
| 前年度剰余金受入 | 2,300,000 | | |
| 雜収入 | 30,875,547 | | |
| 前年度剰余金受入 | 30,875,547 | | |
| 合計 | 22,508,858 | 合計 | 1,606,336,610 |

| | | | | | |
|-----|--------------|----------------|----------------|-------------------|---------------|
| 厚生省 | 厚生保険 健康勘定 | 保険収入 | 3,972,488,814 | 保険給付費 | 3,112,209,944 |
| | | 保険料収入 | 3,410,566,084 | 老人保健拠出金 | 567,885,382 |
| | | 一般会計より受入 | 554,817,648 | 退職者給付拠出金 | 228,741,001 |
| | | 日雇拠出金収入 | 7,105,082 | 保健施設費等業務勘定へ 繰入 | 45,688,911 |
| | 積立金より受入 | 93,900,000 | 積立金より受入 | 93,900,000 | 積立金より受入 |
| | 借入金 | 1,386,308,841 | 借入金 | 1,386,308,841 | 借入金 |
| | 雜収入 | 10,063,875 | 雜収入 | 10,063,875 | 雜収入 |
| | 合計 | 5,462,761,580 | 合計 | 5,462,761,580 | 合計 |
| | 年金勘定 | 保険収入 | 11,767,897,160 | 保険給付費 | 7,158,410,775 |
| | | 保険料収入 | 7,596,808,389 | 福祉施設費等業務勘定へ 繰入 | 286,905,970 |
| | | 一般会計より受入 | 913,527,925 | 諸支出金 | 1,079,310 |
| | 船員保険特別会計より受入 | 1,000 | 予備費 | 429,504,646 | |
| | 人道運用収入 | 3,257,559,836 | | | |
| | 雜収入 | 8,967,520 | | | |
| | 合計 | 11,776,864,680 | 合計 | 7,825,900,701 | 合計 |
| | 児童手当勘定 | 被用者児童手当交付金 | 68,114,992 | 被用者児童手当交付金 | 68,332,959 |
| | | 非被用者児童手当交付金 | 68,114,992 | 非被用者児童手当交付金 | 52,867,832 |
| | | 業務取扱費 | 64,749,759 | 業務取扱費 | 4,638,641 |
| | | 諸支出金 | 64,749,759 | 諸支出金 | 297,788 |
| | | 福祉施設費 | 3,000,000 | 福祉施設費 | 8,935,644 |
| | 積立金より受入 | 3,000,000 | 予備費 | 2,712,388 | 予備費 |
| | 積立金より受入 | 3,000,000 | | | |

(外) 報

| 雜 収 入 | | 雜 収 入 | | 雜 収 入 | |
|-------------------------|-------------|-----------------------|-------------|-----------------------|-------------|
| 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 1,915,501 | 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 1,915,501 | 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 1,915,501 |
| 合 計 | 10 | 合 計 | 10 | 合 計 | 10 |
| 業 務 勘 定 | | 業 務 勘 定 | | 業 務 勘 定 | |
| 他 會 計 よ り 受 入 | | 他 會 計 よ り 受 入 | | 他 會 計 よ り 受 入 | |
| 他 勘 定 よ り 受 入 | | 他 勘 定 よ り 受 入 | | 他 勘 定 よ り 受 入 | |
| 兒 童 手 当 収 入 | | 兒 童 手 当 収 入 | | 兒 童 手 当 収 入 | |
| 雜 収 入 | | 雜 収 入 | | 雜 収 入 | |
| 前 年 度 剩 余 金 受 入 | | 前 年 度 剩 余 金 受 入 | | 前 年 度 剩 余 金 受 入 | |
| 合 計 | | 合 計 | | 合 計 | |
| 船 員 保 險 | | 保 險 収 入 | | 保 險 収 入 | |
| 保 險 収 入 | | 保 險 料 収 入 | | 保 險 料 収 入 | |
| 一 般 會 計 よ り 受 入 | 200,671,095 | 老 人 保 險 搞 付 費 | 200,481,802 | 老 人 保 險 搞 付 費 | 200,481,802 |
| 厚 生 保 險 特 別 會 計 よ り 受 入 | 55,002,810 | 退 職 者 給 付 提 出 金 | 11,900,020 | 退 職 者 給 付 提 出 金 | 11,900,020 |
| 運 用 収 入 | 1,000 | 業 務 取 扱 費 | 4,024,126 | 業 務 取 扱 費 | 4,024,126 |
| 兒 童 手 当 収 入 | 26,874,171 | 諸 支 出 | 2,857,545 | 諸 支 出 | 2,857,545 |
| 積 立 金 よ り 受 入 | 604,432 | 福 祉 施 設 費 | 215,374 | 福 祉 施 設 費 | 215,374 |
| 兒 童 手 当 収 入 | 604,432 | 年 金 福 祉 事 業 团 出 資 | 9,747,535 | 年 金 福 祉 事 業 团 出 資 | 9,747,535 |
| 積 立 金 よ り 受 入 | 40,200,000 | 兒 童 手 当 提 出 金 厚 生 保 險 | 580,988 | 兒 童 手 当 提 出 金 厚 生 保 險 | 580,988 |
| 雜 収 入 | 40,200,000 | 特 別 會 計 よ り 受 入 | 予 備 費 | 特 別 會 計 よ り 受 入 | 予 備 費 |
| | 876,378 | | | | 11,599,186 |

外 報 審

75

| | | |
|----------|-------------------|-------------|
| 前年度剰余金受入 | 10 | 876,878 |
| 前年度剰余金受入 | 10 | 876,878 |
| 合計 | 合計 | 332,352,415 |
| 國立病院 | 病院経営費 | 301,833,101 |
| 病院勘定 | 看護婦等養成費 | 3,498,018 |
| 病院収入 | 施設整備費 | 25,463,561 |
| 他会計より受入 | 国債整理基金特別会計へ 繰入 | 28,804,843 |
| 借入金 | 予備費 | 100,000 |
| 積立金より受入 | | |
| 雑収入 | | |
| 積立金より受入 | | |
| 積立金より受入 | | |
| 借入金 | | |
| 積立金より受入 | | |
| 雑収入 | | |
| 合計 | 合計 | 359,698,523 |
| 療養所勘定 | 療養所経営費 | 255,319,897 |
| 療養所収入 | 看護婦等養成費 | 2,871,486 |
| 他会計より受入 | 施設整備費 | 18,191,059 |
| 借入金 | 国債整理基金特別会計へ 繰入 | 21,548,522 |
| 積立金より受入 | 予備費 | 100,000 |
| 雑収入 | | |
| 積立金より受入 | | |
| 借入金 | | |
| 積立金より受入 | | |
| 雑収入 | | |
| 合計 | 合計 | 359,698,523 |
| 療養所勘定 | 療養所経営費 | 255,319,897 |
| 療養所収入 | 看護婦等養成費 | 2,871,486 |
| 他会計より受入 | 施設整備費 | 18,191,059 |
| 借入金 | 国債整理基金特別会計へ 繰入 | 21,548,522 |
| 積立金より受入 | 予備費 | 100,000 |
| 雑収入 | | |
| 積立金より受入 | | |
| 借入金 | | |
| 積立金より受入 | | |
| 雑収入 | | |
| 合計 | 合計 | 359,698,523 |

| | | | | | | | |
|------------|------------|---------------|--|-------------------|---------------|--|--|
| | | | | | | | |
| 國民年金 | 合計 | 10,800,943 | | 合計 | 298,030,914 | | |
| 國民年金勘定 | 保険収入 | 2,913,979,836 | | 國民年金給付費 | 2,350,716,196 | | |
| | 保険料収入 | 1,889,999,698 | | 諸支出金 | 9,910,375 | | |
| | 一般会計より受入 | 843,066,022 | | 福祉施設費等業務勘定へ 繰入 | 30,282,262 | | |
| | 運用収入 | 181,814,116 | | 予備費 | 25,900,000 | | |
| 雜収入 | | 5,251,585 | | | | | |
| 合計 | | 5,251,585 | | | | | |
| 福祉年金勘定 | 他会計より受入 | 980,610,360 | | 福祉年金給付費 | 980,610,360 | | |
| | 一般会計より受入 | 980,610,360 | | 諸支出金 | 1,000 | | |
| | 雜収入 | 180,543 | | 予備費 | 4,898,287 | | |
| 前年度剰余金受入 | | 4,718,744 | | | | | |
| 合計 | | 4,718,744 | | | | | |
| 業務勘定 | 他会計より受入 | 985,509,647 | | 合計 | 985,509,647 | | |
| | 一般会計より受入 | 95,044,942 | | 業務取扱費 | 96,672,400 | | |
| | 印紙売捌収入 | 95,044,942 | | 旅費 | 499,149 | | |
| 他勘定より受入 | 印紙売捌収入 | 1,874,051,350 | | 施設整備費 | 1,819,466,359 | | |
| | 印紙売捌収入 | 1,874,051,350 | | 印紙收入国民年金勘定へ 繰入 | | | |
| 國民年金勘定より受入 | 30,282,262 | | | 諸支出金 | 1,000 | | |
| | 30,282,262 | | | 福祉施設費 | 24,598,449 | | |
| 雜収入 | 1,644,803 | | | 年金福祉事業団出資 | 5,682,813 | | |
| | 1,644,803 | | | 予備費 | 55,083,901 | | |

| 農林水産省 | | 食糧管理 | | 前年度剰余金受入 | |
|----------|--|----------|---------------|---------------|---------------|
| 国内米管理勘定 | | 食糧管理収入 | | 前年度剰余金受入 | |
| 合計 | | 合計 | | 981,804 | 981,804 |
| | | | | 2,002,005,161 | 2,002,005,161 |
| 他会計より受入 | | 国内米売払代 | 1,165,209,940 | 国内米買入費 | 1,368,972,700 |
| 他勘定より受入 | | 国内米売払代 | 1,165,209,940 | 国内米管理費 | 227,930,062 |
| 他勘定より受入 | | 一般会計より受入 | 109,000,000 | 返還金等他勘定へ繰入 | 1,477,417,210 |
| 他勘定より受入 | | 調整勘定より受入 | 2,019,475,430 | 予備費 | 280,000,000 |
| 雜 収 入 | | 調整勘定より受入 | 2,019,475,430 | | |
| 雜 収 入 | | 雜 収 入 | 10,634,602 | | |
| 合計 | | 合計 | 3,304,319,972 | | |
| 国内麦管理勘定 | | 国内麦管理収入 | 51,516,586 | 国内麦買入費 | 142,720,863 |
| 他勘定より受入 | | 国内麦売払代 | 51,516,586 | 国内麦管理費 | 11,754,933 |
| 他勘定より受入 | | 調整勘定より受入 | 164,492,335 | 返還金等他勘定へ繰入 | 31,536,659 |
| 雜 収 入 | | 調整勘定より受入 | 164,492,335 | 予備費 | 30,000,000 |
| 雜 収 入 | | 雜 収 入 | 3,594 | | |
| 合計 | | 合計 | 3,594 | | |
| 輸入食糧管理勘定 | | 輸入食糧管理収入 | 216,012,515 | 輸入食糧買入費 | 215,643,800 |
| 他勘定より受入 | | 輸入食糧売払代 | 361,977,546 | 輸入食糧管理費 | 8,484,918 |
| 他勘定より受入 | | 調整勘定より受入 | 191,117,629 | 返還金等他勘定へ繰入 | 128,980,271 |
| 雜 収 入 | | 調整勘定より受入 | 191,117,629 | 予備費 | 200,000,000 |
| 雜 収 入 | | 雜 収 入 | 13,814 | | |

昭和六十年三月九日 衆議院会議録第十三号(二) 昭和六十年度特別会計予算及び同報告書

五一六

| | | | |
|-------------------|---|---|---------------|
| 農産物等安定勘定 | 合 | 計 | 553,108,989 |
| 他勘定より受入 | | | 4,442,047 |
| 雜 収 入 | | | 4,442,047 |
| 合 計 | | | 4,442,057 |
| 輸入飼料勘定 | | | |
| 輸入飼料充拠代 | | | 145,292,460 |
| 他会計より受入 | | | 145,292,460 |
| 一般会計より受入 | | | 1,200,000 |
| 他勘定より受入 | | | 1,200,000 |
| 調整勘定より受入 | | | 88,260,517 |
| 雜 収 入 | | | 88,260,517 |
| 合 計 | | | 10,274 |
| 業務勘定 | | | |
| 他勘定より受入 | | | 154,217,108 |
| 検査印紙収入 | | | 154,217,108 |
| 検査印紙収入 | | | 4,348,588 |
| 雜 収 入 | | | 4,348,588 |
| 合 計 | | | 278,687 |
| 調整勘定 | | | |
| 他会計より受入 | | | 347,000,000 |
| 国債整理基金特別会計へ 繰入 | | | 1,512,388,108 |

| | | | | | |
|-----------------------|--|-------------------|--------------------|--|---------------|
| | | | | | |
| 他勘定より受入 | | 347,000,000 | | | 2,501,202,221 |
| 食糧証券及借入金收入 | | 1,583,903,329 | | | |
| 食糧証券及借入金收入 | | 2,082,697,000 | | | |
| 合計 | | 4,013,600,329 | 合計 | | 4,013,600,329 |
| 農業共済再保險 再保險金支払基金勘定 | | | 再保險金支払財源他勘定 へ織入 | | |
| 農業共済再保險金支払基 金收入 | | 9,184,180 | 9,346,938 | | |
| 一般会計より受入 | | 500,000 | | | |
| 前年度繰越資金受入 | | 8,686,180 | | | |
| 雜 収 入 | | 160,758 | | | |
| 雜 収 入 | | 160,758 | | | |
| 合計 | | 9,346,938 | 合計 | | 9,346,938 |
| 農業勘定 | | | 農業再保險費 | | |
| 農業再保險収入 | | 69,748,216 | 47,480,368 | | |
| 再保険料 | | 1,878,413 | 21,810,584 | | |
| 一般会計より受入 | | 67,387,372 | 459,343 | | |
| 前年度繰越資金受入 | | 472,431 | | | |
| 雜 収 入 | | 2,077 | | | |
| 雜 収 入 | | 2,077 | | | |
| 合計 | | 69,750,293 | 合計 | | 69,750,293 |
| 家畜勘定 | | | 家畜再保險費 | | |
| 家畜再保險収入 | | 39,407,940 | 23,124,560 | | |
| 再保険料 | | 3,246,235 | 6,497,349 | | |
| 一般会計より受入 | | 26,367,327 | 10,160,170 | | |
| 前年度繰越資金受入 | | 9,794,378 | | | |
| | | 家畜共済組合連合会等交 替金 | | | |
| | | 予備費 | | | |

昭和二十年四月一日 著者原田謙一郎 聖和二十年度農業共済組合会計及回収状況

四一八

| | | | | | | | |
|-------------------|----------------------------|-----------|---------------------|------------|-----------------------|------------|------------|
| | 雜 収 入 | 374,139 | 雜 収 入 | 374,139 | 合 計 | 374,139 | |
| 果 樹 勘 定 | 果 樹 再 保 險 受 入 | | 再 保 險 料 | 10,251,129 | 果 樹 再 保 險 費 | 39,782,079 | |
| | | | 一 般 會 計 より 受 入 | 126,144 | 農 業 共 濟 組 合 連 合 會 交 付 | 4,378,100 | |
| | | | 前 年 度 繰 越 資 金 受 入 | 5,325,852 | 予 備 費 | 896,712 | |
| | 支 払 基 金 受 入 | 8,346,938 | | 4,799,133 | | 13,344,261 | |
| | 再 保 險 金 支 払 基 金 勘 定 より 受 入 | 8,346,938 | | | | | |
| 園芸施設勘定 | 園芸施設再保険受入 | | 雜 収 入 | 21,006 | 雜 収 入 | 21,006 | |
| | 一 般 會 計 より 受 入 | 2,441,537 | | 合 計 | 18,619,073 | 合 計 | 18,619,073 |
| | 前 年 度 繰 越 資 金 受 入 | 2,170,415 | | | | | |
| 支 払 基 金 受 入 | 再 保 險 金 支 払 基 金 勘 定 より 受 入 | 1,000,000 | 金 | 2,171,122 | 園芸施設再保険費 | 441,613 | |
| | 前 年 度 繰 越 資 金 受 入 | 1,000,000 | 共 济 金 | | 農 業 共 濟 組 合 連 合 會 交 付 | 1,822,260 | |
| 雜 収 入 | 再 保 險 金 支 払 基 金 勘 定 より 受 入 | 238,181 | 予 備 費 | | | 1,415,845 | |
| | | 238,181 | | | | | |
| 合 計 | 雜 収 入 | 3,679,718 | 合 計 | 3,679,718 | 合 計 | 3,679,718 | |
| 業 務 勘 定 | 他 會 計 より 受 入 | 1,072,479 | 農 業 共 济 再 保 險 業 務 費 | | | | |
| | 一 般 會 計 より 受 入 | 1,072,479 | 予 備 費 | | | | |
| 雜 収 入 | | 72 | | | | | |
| 前 年 度 繰 越 資 金 受 入 | | 72 | | | | | |
| | | 10 | | | | | |

| | | | | |
|----------------------------|------------|-----|------------------------------|------------|
| 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 1,072,561 | 10 | 合 計 | 1,072,561 |
| 森 林 保 險 | | | | |
| 森 林 保 險 收 入 | 12,203,952 | | 森 林 保 險 費 料 | 2,341,611 |
| 保 險 料 | | | 森 林 保 險 業 務 費 費 | 1,290,265 |
| 前 年 度 繼 越 資 金 受 入 | 3,586,321 | | 予 備 | 9,169,983 |
| 雜 収 入 | 8,618,631 | | | |
| 雜 収 入 | 597,907 | | | |
| 雜 収 入 | 597,907 | | | |
| 計 | 12,801,859 | 合 | 計 | 12,801,859 |
| 漁 船 再 保 險 及 渔 業 共 濟 保 險 | | | | |
| 漁 船 普 通 保 險 勘 定 | | | | |
| 漁 船 再 保 險 受 入 | 38,961,845 | | 漁 船 再 保 險 費 料 | 23,312,900 |
| 再 保 險 料 | 16,254,576 | | 漁 船 保 險 振 興 費 | 928,083 |
| 一 般 會 計 上 り 受 入 | 6,870,909 | | 漁 船 保 險 中 央 会 交 付 金 | 446,045 |
| 前 年 度 繼 越 資 金 受 入 | 10,836,360 | 予 備 | 費 | 11,830,709 |
| 雜 収 入 | 2,545,892 | | | |
| 雜 収 入 | 2,545,892 | | | |
| 合 計 | 36,507,737 | 合 | 計 | 36,507,737 |
| 漁 船 特 殊 保 險 勘 定 | | | | |
| 漁 船 特 殊 再 保 險 受 入 | 190,270 | | 漁 船 特 殊 再 保 險 費 料 | 169,228 |
| 特 殊 再 保 險 料 | 169,223 | | 漁 船 保 險 振 興 費 | 73,879 |
| 前 年 度 繼 越 資 金 受 入 | 21,047 | | 國 構 整 理 基 金 特 別 會 計 → 繰 入 | 5,325 |
| 借 入 金 | 150,000 | | 予 備 | 209,398 |
| 借 入 金 | 150,000 | | | |
| 雜 収 入 | 167,550 | | | |
| 雜 収 入 | 167,550 | 合 | 計 | 507,920 |
| 合 計 | 507,920 | | | 507,920 |

昭和十年三月九日 業務収支簿収入川取引 昭和十年度販賣水道料金及び回収出納

四月〇

| | | | | |
|-----------------|--------------------------|-----------|-------------------|-----------|
| 漁船乗組員給与保険 勘定 | 給与再保険収入 | 25,321 | 給与再保険費 | 22,520 |
| | 前年度繰越資金受入 | 22,520 | 国債整理基金特別会計へ 繰入 | 3,550 |
| 借入金 | 予備費 | 2,801 | | |
| | 借入金 | 100,000 | | |
| 雑収入 | | 28,217 | | |
| 合計 | 合計 | 153,538 | | 127,468 |
| 漁業共済保険勘定 | | | | |
| 漁業共済保険収入 | | | | |
| 保険料 | | | | |
| 一般会計より受入 | | 9,920,615 | 漁業共済保険費 | 2,727,880 |
| 前年度繰越資金受入 | | 10 | 漁業共済組合連合会交付 金 | 6,001,782 |
| 雑収入 | | 8,700,277 | 予備費 | 1,210,504 |
| 合計 | 合計 | 1,229,528 | | |
| 業務勘定 | | | | |
| 他会計より受入 | | | | |
| 一般会計より受入 | | 9,940,116 | | |
| 雑収入 | | 836,174 | | |
| 前年度剰余金受入 | | 836,174 | | |
| 合計 | 合計 | 10,501 | | |
| 農業経営基盤強化措 置 | | | | |
| 自作農創設特別措置収入 | | | | |
| 農地等売払収入 | 業務取扱費 | 834,180 | | |
| 農地等貸付収入 | 予備費 | 2,000 | | |
| 前年度剰余金受入 | | 836,190 | | |
| 合計 | 合計 | 10 | | |
| | | 836,190 | | |
| | 事務取扱費 | 2,301,258 | | |
| | 農地等買入諸費 | 1,730,412 | | |
| | 元地会計所屬農地売払収 入等他の会計へ繰入 | 1,536,335 | | |

| | | | |
|----------------|-------------|--------------------------|-------------|
| 償還金収入 | 1,610,000 | 農地保有合理化促進対策 農業改良資金貸付金 | 5,257,762 |
| 他会計より受入 | 1,610,000 | 予備費 | 87,426 |
| 積立金より受入 | 10,000,000 | | |
| 一般会計より受入 | 10,000,000 | | |
| 積立金より受入 | 1,200,000 | | |
| 維 収 入 | 2,480,789 | | |
| 合 計 | 23,199,193 | 合 計 | 23,199,193 |
| 国有林野事業 | | | |
| 国有林野事業勘定 | | | |
| 国有林野事業収入 | 295,408,760 | 国有林野事業費 | 543,709,458 |
| 業務収入 | 238,761,068 | 予備費 | 3,000,000 |
| 林野売払代入 | 32,026,372 | | |
| 雜取入 | 24,621,320 | | |
| 他会計より受入 | 10,424,698 | | |
| 他勘定より受入 | 10,484,698 | | |
| 一般会計より受入 | 8,807,000 | | |
| 治山勘定より受入 | 8,807,000 | | |
| 借入金 | 232,000,000 | | |
| 借入金 | 232,000,000 | | |
| 合 計 | 546,700,458 | 合 計 | 546,700,458 |
| 治山勘定 | | | |
| 他会計より受入 | 144,077,100 | 治山事業費 | 546,700,458 |
| 地方公共団体工事費負担金収入 | 144,077,100 | 北海道治山事業費 | 126,560,824 |
| 地方公共団体工事費負担金収入 | 4,728,136 | 離島治山事業費 | 11,440,582 |
| 地方公共団体工事費負担金収入 | 4,728,136 | 沖縄治山事業費 | 1,635,070 |
| 雜 収 入 | 13,277 | 治山事業工事諸費 | 344,850 |
| | | | 8,124,196 |

| | 雜 収 入 | 予 備 費 | 81,244 |
|-------------------|-------------|-------------|------------|
| 前年度剩余金受入 | 68,053 | 68,053 | |
| 合 計 | 148,986,566 | 148,986,566 | |
| 特定土地改良工事 | | | |
| 他会計より受入 | | | |
| 借 入 金 | 70,725,696 | 70,725,696 | |
| 受託工事費受入 | 11,633,526 | 11,633,526 | |
| 土地改良事業費負担金等 収入 | 20,298,487 | 20,298,487 | |
| 土地改良事業費負担金受 入 | 19,241,453 | 19,241,453 | |
| 他用途転売等受入 | 1,057,034 | 1,057,034 | |
| 雜 収 入 | 599,600 | 599,600 | |
| 前年度剩余金受入 | 1,611,542 | 1,611,542 | |
| 合 計 | 184,568,851 | 184,568,851 | |
| 通商産業省 | | | |
| アルコール専売事業 | | | |
| 事 業 収 入 | 39,411,870 | 39,411,870 | |
| 雜 収 入 | 15,822 | 15,822 | |
| 合 計 | 39,427,692 | 合 計 | 39,427,692 |
| 輸出保険 | | | |
| 保 险 料 受 入 | 51,211,314 | 51,211,314 | |
| 保 险 料 受 入 | 事 業 収 入 | 費 用 | |
| | 予 備 費 | 33,586,676 | |
| | 費 用 | 250,000 | |
| | 合 計 | 33,836,676 | |
| | 事 業 収 入 | 保 险 料 受 入 | |
| | 予 備 費 | 263,616,346 | |
| | 費 用 | 1,761,282 | |

(外) 報 表

85

| | | | | |
|----------------------|-------------|-------------------|-------------------|------------|
| | 借 入 金 | 185,747,654 | 國債整理基金特別会計へ 譲入 | 15,321,430 |
| 運 用 収 入 | 2,280,000 | 予 備 費 | | 30,217,463 |
| 雜 収 入 | 81,677,603 | | | |
| 前 年 度 剰 余 金 受 入 | 80,000,000 | | | |
| 前 年 度 剰 余 金 受 入 | 30,000,000 | | | |
| 合 計 | 310,916,571 | 合 計 | 310,916,571 | |
| | | | | |
| 特 許 印 紙 収 入 | 34,690,181 | 事 務 取 扱 費 | 33,294,286 | |
| 他 会 計 よ り 受 入 | 34,690,181 | 施 設 整 備 費 | 1,106,878 | |
| 雜 収 入 | 11,576 | 國債整理基金特別会計へ 譲入 | 94,687 | |
| 前 年 度 剰 余 金 受 入 | 11,576 | 予 備 費 | 5,644,514 | |
| 合 計 | 972,754 | | | |
| | | | | |
| 自 動 車 損 害賠償責任 再保険 | 4,465,834 | 事 務 取 扱 費 | 4,465,834 | |
| 保 險 劍 定 | 4,465,834 | 施 設 整 備 費 | 4,465,834 | |
| 價 運 金 収 入 | 40,140,345 | 國債整理基金特別会計へ 譲入 | 40,140,345 | |
| 雜 収 入 | 合 計 | 予 備 費 | | |
| | | | | |
| 再保険料及保険料収入 | 468,518,088 | 再保険及保険費 | 471,914,774 | |
| 保 險 劍 定 | 468,518,088 | 他 劍 定 へ 輸 入 | 3,618,659 | |
| 價 運 金 収 入 | 23,000 | 予 備 費 | 1,117,116,945 | |
| 雜 収 入 | 23,000 | | | |
| | | | | |
| 再保険料及保険料収入 | 75,797,738 | | | |
| 價 運 金 収 入 | 75,797,738 | | | |
| 雜 収 入 | 75,797,738 | | | |

昭和六十一年四月九日 案議院令議事録第十一回(丁) 昭和六十一年度港湾事業費支拂金回収計画

四二四

| | | | |
|-----------------------------|---------------|-----------------|---------------|
| 前年度剰余金受入 | 1,048,311,542 | 前年度剰余金受入 | 1,048,311,542 |
| 合 計 | 1,592,650,378 | 合 計 | 1,592,650,378 |
| 保 障 勘 定 | | 保 障 費 | |
| 保 障 事 業 受 入 | 3,168,571 | 業 务 勘 定 へ 繙 入 | 5,640,696 |
| 他 勘 定 より 受 入 | 3,304,311 | 予 備 費 | 1,200,888 |
| 雜 収 入 | 6,138,007 | | 84,800,832 |
| 前年度剰余金受入 | 79,081,012 | | |
| 合 計 | 91,641,901 | | |
| 業 務 勘 定 | | | |
| 他 勘 定 より 受 入 | 1,515,231 | 業 務 取 扱 費 | 981,138 |
| 他 勘 定 より 受 入 | 1,515,231 | 保 障 業 務 委 託 費 | 588,115 |
| 雜 収 入 | 60 | 予 備 費 | 1,000 |
| 前年度剰余金受入 | 10 | | |
| 合 計 | 1,515,301 | | |
| 港 湾 整 備 | | | |
| 他 会 計 よ り 受 入 | 243,256,892 | 港 湾 事 業 費 | 182,646,844 |
| 港 湾 整 備 勘 定 | 243,256,892 | 北 海 道 港 湾 事 業 費 | 50,392,170 |
| 他 勘 定 よ り 受 入 | 2,585,756 | 離 島 港 湾 事 業 費 | 25,505,300 |
| 特 定 港 湾 施 設 工 事 勘 定 よ り 受 入 | 2,585,756 | 沖 縄 港 湾 事 業 費 | 22,544,243 |
| 港湾管理者工事費負担金 | 55,310,411 | 埠頭整備資金賃付金 | 978,000 |

四(号)報外

87

| | | | |
|---------------------------------|-------------|---|-------------|
| 港湾管理者工事費負担金 受託工事料付金収入 | 55,810,411 | 北海道埠頭整備資金貸付 受託工事費 | 106,000 |
| 徴還金収入 | 2,002,580 | 受託工事費 港湾事業等工事諸費 | 24,876,000 |
| 徴還金収入 | 2,002,580 | 予備費 | 26,178,400 |
| 受託工事料付金収入 | 26,519,000 | | 1,387,142 |
| 前年度剩余金受入 | 4,288,502 | | |
| 前年度剩余金受入 | 4,288,502 | | |
| 徴 取 入 | 705,458 | | |
| 徴 取 入 | 705,458 | | |
| 合 計 | 334,613,589 | 合 計 | 334,613,589 |
| 特定港湾施設工事勘定 港湾管理者工事費負担金 受入 | 7,650,615 | エネルギー港湾施設工事 費 鉄鋼港湾施設工事費 物資別専門埠頭港湾施設 工事費 | 20,334,850 |
| 受益者工事費負担金 受入 | 6,324,585 | 受託工事費 工事諸費港湾整備勘定へ 繰入 | 846,900 |
| 受益者工事費負担金 受入 | 6,324,585 | 受託工事費 | 2,819,200 |
| 受益者工事費負担金 受入 | 13,035,300 | 工事諸費港湾整備勘定へ 繰入 | 446,850 |
| 受託工事料付金収入 | 493,000 | 受託工事費 | 2,585,756 |
| 受託工事料付金収入 | 493,000 | 予備費 | 264,657 |
| 前年度剩余金受入 | 282,363 | | |
| 前年度剩余金受入 | 282,363 | | |
| 徴 取 入 | 2,850 | | |
| 合 計 | 27,798,213 | 合 計 | 27,798,213 |
| 自動車検査登録 検査登録印紙収入 | 25,613,874 | 業務取扱費 施設整備費 | 25,577,777 |
| 他会計より受入 | 1,383,583 | 予備費 | 5,547,980 |
| | | | 7,384,873 |

| | |
|--------------------|---------------|
| 一般会計より受入 | 1,383,533 |
| 雜 収 入 | 134,197 |
| 前年度剩余金受入 | 11,359,026 |
| 合 計 | 38,490,630 |
| 空港整備 | |
| 他会計より受入 | |
| 空港使用料 収入 | 92,382,901 |
| 地方公共団体工事費負担 金収入 | 128,112,488 |
| 借 入 金 | 5,592,170 |
| 空港等財産処分 収入 | 26,000,000 |
| 債還金 収入 | 26,000,000 |
| 空港等財産処分 収入 | 3,703,078 |
| 債還金 収入 | 288,532 |
| 雜 収 入 | 6,988,778 |
| 前年度剩余金受入 | 5,800,922 |
| 合 計 | 263,823,859 |
| 業務 収 入 | |
| 郵政事業 | |
| 業務 収 入 | 2,409,404,135 |
| 受託業務 収入 | 1,234,725,222 |
| 局舎其他施設費 | 1,095,232,772 |

外局(報)題

89

| | | | |
|-------------|---------------|----------------------|---------------|
| 業務外収入 | 78,446,131 | 借入金償還 | 115,166,228 |
| 資本収入 | 1,829,500,027 | 予備費 | 20,000,000 |
| 借設備負担金 | 1,829,500,027 | | |
| 合計 | 222,167,316 | | |
| 郵便貯金 | | | |
| 事業収入 | 6,885,744,253 | 支払利息 | 5,908,382,484 |
| 借入金 | 6,934,673,250 | 諸支出金 | 1,733,691 |
| 合計 | 3,071,003 | 郵政事業特別会計へ繰入 織入 | 597,131,750 |
| 簡易生命保険及郵便年金 | | 国債整理基金特別会計へ 繰入 | 497,596,378 |
| 保険勘定 | 79,600,000 | 予備費 | 12,500,000 |
| 保険料収入 | 79,600,000 | 合計 | 7,017,344,253 |
| 運用収入 | 4,411,537,958 | | |
| 雜取入 | 4,411,537,958 | 保険費 | 3,880,073,059 |
| 保険料 | 1,954,833,353 | 郵政事業特別会計へ繰入 | 435,827,751 |
| 運用収入 | 1,954,833,353 | 簡易保険郵便年金福祉事 業団交付金 | 9,237,574 |
| 雜取入 | 906,760 | 簡易保険郵便年金福祉事 業団交付金 | 16,236,176 |
| 合計 | 906,760 | 予備費 | 2,000,000 |
| 年金勘定 | 6,267,278,071 | 合計 | 4,292,874,560 |
| 掛金収入 | 117,735,380 | 年金費 | 14,976,967 |
| 運用収入 | 117,735,380 | 郵政事業特別会計へ繰入 予備費 | 5,559,265 |
| 合計 | 24,983,279 | | 20,000 |
| 年金勘定 | 24,983,279 | | |
| 掛金収入 | | | |
| 運用収入 | | | |

(外) 報 告 号

| 労働省 労働保険勘定 | | 収 入 | 収 入 | 計 |
|------------|---------------|-----------|---------------|-----|
| 合 | | 5,000 | 5,000 | 合 計 |
| 他勘定より受入 | 1,614,174,277 | 保険給付費 | 752,645,918 | |
| 一般会計より受入 | 1,044,129,728 | 業務取扱費 | 32,883,386 | |
| 未経過保険料受入 | 1,560,000 | 施設整備費 | 1,384,200 | |
| 支払備金受入 | 25,911,917 | 労働福祉事業費 | 186,386,563 | |
| 他勘定へ繰入 | 542,572,632 | 労働福祉事業団出資 | 20,048,256 | |
| 雜 収 入 | 39,619,507 | 他勘定へ繰入 | 58,042,557 | |
| 雜 収 入 | 39,619,507 | 予備費 | 602,392,909 | |
| 合 計 | 1,653,798,784 | 合 計 | 1,653,798,784 | |
| 雇用勘定 | | | | |
| 保険収入 | | | | |
| 他勘定より受入 | 1,682,040,403 | 失業給付費 | 1,322,993,608 | |
| 一般会計より受入 | 1,388,918,403 | 業務取扱費 | 46,473,745 | |
| 運用収入 | 233,122,000 | 施設整備費 | 3,254,572 | |
| 積立金より受入 | 57,039,868 | 雇用安定等事業費 | 245,505,516 | |
| 運用収入 | 57,039,868 | 雇用促進事業団出資 | 59,671,773 | |
| 他勘定へ繰入 | 245,077,000 | 他勘定へ繰入 | 16,851,290 | |
| 積立金より受入 | 245,077,000 | 雇用安定資金へ繰入 | 10,000,000 | |
| 雜 収 入 | 5,288,414 | 予備費 | 285,205,188 | |
| 合 計 | 5,288,414 | 合 計 | 1,989,395,685 | |
| 徵収勘定 | | | | |
| 保険収入 | | | | |
| 保險料収入 | 2,430,761,655 | 保險料返還金 | 47,792,963 | |
| 保印紙収入 | 2,428,079,894 | 業務取扱費 | 25,966,447 | |
| 他勘定へ繰入 | 2,631,761 | 他勘定へ繰入 | 2,433,048,181 | |

外 口 報 表

91

| | | 他勘定より受入 | 予 備 費 |
|-----------------|--|---|--|
| | | 他勘定より受入 | 74,393,847 |
| 雜 収 入 | | 雜 収 入 | 2,286,476 |
| 前年度剰余金受入 | | 前年度剰余金受入 | 365,593 |
| 合 計 | | 合 計 | 2,507,807,571 |
| 建設省道整備租税他会計より受入 | | 道路事業費 北海道道路事業費 街路事業費 北海道街路事業費 建設機械整備費 北海道建設機械整備費 冲縄道路事業費 離島道路事業費 地方道路整備臨時交付金 日本道路公団等事業助成費 料道路整備等資金貸付 有料道路整備等資金貸付 附帯工事費負担金 附帯工事費負担金 受託工事納付金 受託工事納付金 前年度剰余金受入 | 1,302,593,000 205,791,000 358,192,000 27,059,000 7,466,000 4,684,923 24,891,000 70,598,200 111,000,000 111,000,000 1,800,229,400 1,800,229,400 120,000,000 120,000,000 307,634,723 307,634,723 8,280,000 8,280,000 35,115,000 35,115,000 66,871,000 66,871,000 1,194,000 1,194,000 3,971,000 3,971,000 合 計 |
| 雜 収 入 | | 雜 収 入 | 1,000,000 |
| 合 計 | | 合 計 | 2,454,245,123 |

| | | | | |
|----------------|-------------------|-------------|---------------|-------------|
| 治水勘定 | 他会計より受入 | 704,876,225 | 河川事業費 | 418,549,550 |
| 他勘定より受入 | 一般会計より受入 | 704,876,225 | 北海道河川事業費 | 76,460,955 |
| 地方公共団体工事費負担金收入 | 特定多目的ダム建設工事勘定より受入 | 12,991,201 | 河川総合開発事業費 | 96,481,372 |
| 電気事業者等工事費負担金收入 | 地方公共団体工事費負担金收入 | 154,890,065 | 北海道河川総合開発事業費 | 6,694,231 |
| 附帯工事費負担金收入 | 電気事業者等工事費負担金收入 | 154,890,065 | 水資源開発公団交付金 | 36,998,978 |
| 受託工事納付金收入 | 附帯工事費負担金收入 | 6,013,000 | 砂防事業費 | 156,519,760 |
| 前年度剩余金受入 | 受託工事納付金收入 | 6,013,000 | 北海道砂防事業費 | 8,443,660 |
| 前年度剩余金受入 | 受託工事納付金收入 | 31,903,000 | 建設機械整備費 | 804,000 |
| 前年度剩余金受入 | 受託工事費 | 2,120,000 | 北海道建設機械整備費 | 186,000 |
| 雜収入 | 前年度剩余金受入 | 2,120,000 | 離島治水事業費 | 6,974,100 |
| 合計 | 雜収入 | 1,257,000 | 沖縄治水事業費 | 5,867,630 |
| 他会計より受入 | 雜収入 | 1,257,000 | 附帯工事費 | 5,740,000 |
| 特定多目的ダム建設工事勘定 | 一般会計より受入 | 926,001,037 | 受託工事費 | 28,764,091 |
| 地方公共団体工事費負担金收入 | 一般会計より受入 | 102,319,775 | 治水事業工事諸費 | 72,378,653 |
| 電気事業者等工事費負担金收入 | 地方公共団体工事費負担金收入 | 102,319,775 | 事務費 | 349,057 |
| 受託工事納付金收入 | 電気事業者等工事費負担金收入 | 28,385,593 | 予備費 | 841,000 |
| 前年度剩余金受入 | 受託工事納付金收入 | 69,648,134 | 合計 | 926,001,037 |
| | | 102,319,775 | 多目的ダム建設事業費 | 153,926,000 |
| | | 28,385,593 | 北海道多目的ダム建設事業費 | 22,078,000 |
| | | 69,648,134 | 沖縄多目的ダム建設事業費 | 9,955,000 |
| | | 69,648,134 | 受託工事費 | 6,102,799 |
| | | 6,354,000 | 国債整理基金特別会計へ繰入 | 3,567,502 |
| | | 6,354,000 | 工事諸費等治水勘定へ繰入 | 12,991,201 |
| | | 1,928,000 | 予備費 | 163,000 |

官 報 (号 外)

| 所管 | 特別会計 | 事業項目 | 所管 | 特別会計 | 事業項目 |
|----------|----------|------------------------------|-----|----------------|---|
| 法務省 | 登記 | (現)施設整備費 (現)事業費のうち 施設費 | 文部省 | 国立学校 | (現)国立学校のうち 受託研究謝金 受託研究旅費 施設整備費 |
| 大蔵省 | 造幣局 | (現)事業費のうち 生産費 | | | |
| | 印刷局 | (現)事業費のうち 建設費 | | | |
| 大蔵省及び建設省 | 特定国有財産整備 | (現)特定国有財産整備費 | 厚生省 | 厚生保険 児童手当勘定 | (現)福祉施設費のうち 施設施工旅費 |

(外) 号 (標) 面

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| 國立病院勘定 | (項) 病院経営費のうち 受託研究旅費 受託研究旅費 受託研究旅費 受託研究旅費 | 施設施工費 施設施工費 施設施工費 施設施工費 施設施工費 | 福祉施設整備費 児童健全育成事業費補助金(見量セシター整備費に限る。) |
| 病養所勘定 | (項) 施設整備費のうち 施設施工旅費 施設施工旅費 施設施工旅費 施設施工旅費 | 施設施工費 施設施工費 施設施工費 施設施工費 | 施設施工費 施設施工費 施設施工費 施設施工費 |
| 保健施設費のうち 施設施工費 施設施工費 施設施工費 施設施工費 | 不動産購入費 健増施設整備費 不動産購入費 施設施工費 | 不動産購入費 健増施設整備費 不動産購入費 施設施工費 | 保健施設費 施設施工旅費 保健施設費 施設施工旅費 |
| 国民年金勘定 | (項) 福祉年金給付費 施設施工旅費 施設施工旅費 施設施工旅費 施設施工旅費 | 施設施工旅費 施設施工旅費 施設施工旅費 施設施工旅費 施設施工旅費 | 福祉施設整備費のうち 施設施工旅費 施設施工旅費 施設施工旅費 施設施工旅費 |
| 老人ホーム等施設整備費 体育施設整備費 不動産購入費 | 厚生年金病院施設整備費 厚生年金会館等施設整備費 | 厚生年金病院施設整備費 厚生年金会館等施設整備費 | 老人ホーム等施設整備費 体育施設整備費 不動産購入費 |
| 船員保険 | (項) 福祉施設費のうち 施設施工費 施設施工費 | 農林水産省 | 食糧管理勘定 |
| | | | (項) 輸入食糧買入費 (項) 輸入飼料買入費 |

| | | | |
|---------------|----------------|---------|-------------|
| | | 業務勘定 | |
| (項) 事務費 | 施設施工料 | 施設整備費 | 施設購入不動産賃貸料 |
| 北海道港湾事業費 | 離島港湾事業費 | 沖縄港湾事業費 | 埠頭整備資金貸付金 |
| 受託工事費 | 港湾事業等工事諸費のうち | 超過勤務手当費 | 港湾事業費 |
| 港湾事業等工事諸費のうち | 北海道港湾事業費 | 日工事費 | 北海道港湾事業費 |
| 特定土地改良工事 | (項) 土地改良事業費のうち | 超過勤務手当費 | 北海道港湾事業費 |
| 国営かんがい排水事業費 | 直轄干拓事業費 | 日工事費 | 北海道港湾事業費 |
| 国営農用地開発事業費 | 国営農用地開発事業費 | 日工事費 | 北海道港湾事業費 |
| 受託工事費 | 超過勤務手当費 | 日工事費 | 北海道港湾事業費 |
| 土地改良事業工事諸費のうち | 土地改良事業工事諸費のうち | 日工事費 | 北海道港湾事業費 |
| 特定港湾施設工事勘定 | (項) 施設施工費 | 超過勤務手当費 | 北海道港湾事業費 |
| 鉄鋼港湾施設工事費 | 物資別専門埠頭港湾施設工事費 | 日工事費 | 北海道港湾事業費 |
| 自動車検査登録 | (項) 施設整備費 | 超過勤務手当費 | 北海道港湾事業費 |
| 空港整備 | (項) 空港整備事業費 | 日工事費 | 北海道空港整備事業費 |
| 受託工事費 | 離島空港整備事業費 | 日工事費 | 離島空港整備事業費 |
| 空港整備事業費 | 沖縄空港整備事業費 | 日工事費 | 沖縄空港整備事業費 |
| 航空路整備事業費 | 航空機整備事業費 | 日工事費 | 航空機整備事業費 |
| 航空機整備事業費 | 航空機整備事業費 | 日工事費 | 航空機整備事業費 |
| 空港等整備事業工事諸費 | 空港等整備事業工事諸費 | 日工事費 | 空港等整備事業工事諸費 |
| 通商産業省 | 特許 | 施設整備費 | 施設整備費 |
| 通 輸 省 | 港 湾 整 備 | | |

| | | 道 路 整 備 | | 建 設 省 | | 道 路 整 備 | | (項) 道 路 事 業 費 | | | |
|----------------|--|---|--|--|--|---|--|--|--|--|--|
| | | 工 事 費 | | 工 事 費 | | 工 事 費 | | 北海道道路事業費 | | | |
| | | 施 設 施 工 費 | | 施 設 施 工 費 | | 施 設 施 工 費 | | 北海道道路事業費 | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 郵 政 事 業 | | (項) 局舎其他施設費のうち 業務旅費(施設費に係るものに限る) 備品費(施設費に係るものに限る) 機械器具整備費(大型機械器具購入費に限る) 施 設 費 | | (項) 施設整備費 労働福祉事業費のうち 施設施工旅費 施設施工厅費 施設費 産業医学助成費補助金(産業医養成施設整備費補助金に限る。) | | (項) 施設整備費 附帶工事費のうち 附帶工事費 道路附属物等復旧費 受託工事費のうち 受託工事費 道路事業工事諸費のうち 超通勤務手当費 | | (項) 治水勘定 道路事業工事諸費のうち 超通勤務手当費 日工事費 水 | | (項) 治水勘定 道路事業工事諸費のうち 受託工事費 道路附属物等復旧費 受託工事費 道路事業工事諸費のうち 超通勤務手当費 日工事費 水 | |
| 雇 力 保 险 | | (項) 施設整備費 雇用安定等事業費のうち 施設施工旅費 施設施工厅費 施設費 勤労婦人青少年福祉施設整備費補助金 | | (項) 河川事業費 北海道河川事業費 河川総合開発事業費 北海道河川総合開発事業費 水資源開発公園交付金 砂防事業費 北海道砂防事業費 | | | | | | | |

官 報 (号 外)

| 丁号 国庫債務負担行為 | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---------------------|----------------|---------------------|------------------|---------------------------------|---|---|----------|------------------------------------|------------------------------------|---------------------------|----------------|---------------------------|
| 所 管 省 | 特 別 会 計 | 事 項 | 限 度 額 (千円) | 行 為 年 度 | 国 庫 の 負 担 年 度 | | | | | | | | |
| 経理府、大蔵省 及び通商産業省 | 電源開発促進対策 電源多様化勘定 | 動力炉・核燃料開発事業団出資 | 86,168,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 5 年度以内 | 動力炉・核燃料開発事業団における高爐増強炉の原型炉等の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため | 昭和 59 年度電源開発促進対策特別会計国庫債務負担行為(事項)「動力炉・核燃料開発事業団出資に係る契約の一部変更」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、昭和 60 年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を昭和 62 年度まで 1 年度延長する必要があるため | 都市開発資金融通 | (項) 都市開発資金貸付金 | 工事雜費 | 特定多目的ダム建設工事勘定 | (項) 多目的ダム建設事業費 | 離島治水事業費 |
| 大蔵省 | 造幣局 | 機械購入 | 727,550 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 貨幣製造用機械の購入には、その製作に多くの日数を要するものがあるため | 印刷事業に必要な原材料の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため | 受託工事費 | 受託工事費のうち 治水事業工事諸費のうち 超過勤務手当費 | 受託工事費のうち 治水事業工事諸費のうち 超過勤務手当費 | 受託工事費のうち 冲縄多目的ダム建設事業費 | 沖縄治水事業費 | |
| 印刷局 | | 原材 買 入 | 100,000 | 昭和 60 年度 | | | | 都市開発資金融通 | (項) 都市開発資金貸付金 | 受託工事費 | 受託工事費のうち 北海南多目的ダム建設事業費 | 受託工事費 | 受託工事費のうち 北海南多目的ダム建設事業費 |

(外) 報 告

| | | | | | | |
|-----------|--------------------------|------------------------------|------------|-----------------------------|--|--|
| 文 部 省 | 國 立 学 校 | 特 定 国 有 財 產 整 備 | 24,107,517 | 昭 和 60 年 度 | 昭 和 60 年 度 及 び昭 和 61 年 度 | 特 定 国 有 財 產 整 備計画による施設の整備には、多 くの日数を要するものがあるため |
| | 施 設 整 備 | 科 学 施 工 打 上 用 ロ ケ ッ ツ 製 作 | 3,913,300 | 昭 和 60 年 度 | 昭 和 60 年 度 及 び昭 和 61 年 度 | 宇宙科学研究所における科学衛星打上げ用ロケットの製作には、多 くの日数を要するため |
| | 實 習 船 建 造 | 42,000,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭 和 60 年 度 及 び昭 和 61 年 度 | 国 立 学 校、大 学 附 屬 病 院 及 び 研 究 所 の 施 設 の 整 備 に は、多 く の 日 数 を 要 す る も の が あ る た め | |
| 厚 生 省 | 國 立 病 院 | 1,514,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭 和 60 年 度 及 び昭 和 61 年 度 | 東京商船大学における実習船の代船建造には、多くの日数を要す るため | |
| | 施 設 整 備 | 380,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭 和 60 年 度 及 び昭 和 61 年 度 | 國 立 痢 疾 痘 治 療 器 構 造 中 心 の 施 設 の 整 備 に は、多 く の 日 数 を 要 す る た め | |
| | 施 設 整 備 | 15,650,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭 和 60 年 度 及 び昭 和 61 年 度 | 國 立 病 院 特 別 施 設 整 備 に は、多 く の 日 数 を 要 す る も の が あ る た め | |
| | 施 設 整 備 | 460,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭 和 60 年 度 及 び昭 和 61 年 度 | 國 立 武 藏 疾 痘 所 の 施 設 の 整 備 に は、多 く の 日 数 を 要 す る も の が あ るため | |
| | 國 立 疾 痘 所 特 別 施 設 整 備 | 11,100,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭 和 60 年 度 及 び昭 和 61 年 度 | 國 立 疾 痘 所 の 特 別 施 設 整 備 に は、多 く の 日 数 を 要 す る も の が あ るため | |
| 農 林 水 産 省 | 食 糧 管 理 | | | | | |
| | 輸 入 食 糧 管 理 勘 定 | 輸 入 食 糧 買 入 | 85,100,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭 和 61 年 度 | 外 国 か ら の 食 糧 の 買 入 れ に は、多 く の 日 数 を 要 す る も の が あ る た め |
| | 輸 入 飼 料 勘 定 | 輸 入 飼 料 買 入 | 48,500,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭 和 61 年 度 | 外 国 か ら の 飼 料 の 買 入 れ に は、多 く の 日 数 を 要 す る も の が あ る た め |
| | 業 務 勘 定 | 施 設 整 備 | 80,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭 和 60 年 度 及 び昭 和 61 年 度 | 京 都 農 林 水 産 総 合 行 厅 の 施 設 の 整 備 に は、多 く の 日 数 を 要 す る も の |

| 国有林野事業 國有林野事業 園有林野事業 勘定 | 低質林等地ごしらえ 事業 | 189,510 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 |
|----------------------------------|---------------------------------|-----------|----------|------------------------|
| 特定土地改良工 事 | 国営かんがい排水事 業 | 310,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 |
| | 額戸川農業水利事 業大柿ダム第四期 建設工事 | 250,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 |
| | 諸戸川農業水利事 業高瀬左岸幹線隧 道建設工事 | 3,500,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以 降 4 箇年度以内 |
| | 会津北部農業水利 事業日中ダム第三 期建設工事 | 5,000,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以 降 3 箇年度以内 |
| | 迫川上流農業水利第 二期建設工事 | 1,110,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 |
| | 大利根用水農業水 利事業新川機場 建設工事 | 6,500,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以 降 5 箇年度以内 |
| | 米見農業水利事業 五位ダム第二期建 設工事 | 1,770,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以 降 4 箇年度以内 |
| | 黒部川沿岸農業水 利事業黒西隧道建 設工事 | 1,498,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 |
| | 東播用水農業水利 事業大川瀬ダム建 設工事 | 707,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以 降 3 箇年度以内 |
| | 東播用水農業水利 事業川代導水路第 五期建設工事 | 288,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 |
| | 東播用水農業水利 事業大川瀬導水路 第七期建設工事 | 400,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以 降 3 箇年度以内 |

低質林等の立木の販売とその跡地に新植するための堆ごしらえとを一体として実施する事業には、多くの日数を要するものがあるため

| | | | | |
|-----------------------------|-----------|------------|------------------------|---|
| 吉井川農業水利事業日田原井戻撤去工事 | 720,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 | 吉井川農業水利事業日田原井戻の撤去工事には、多くの日数を要するため |
| 耳納山麓農業水利事業合所ダム取水門扉建設工事 | 420,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 | 耳納山麓農業水利事業合所ダム取水門扉の建設工事には、多くの日数を要するため |
| 上場農業水利事業赤坂ダム建設工事 | 2,300,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 | 上場農業水利事業赤坂ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 筑後川下流白石農業水利事業有明 3 号排水機場建設工事 | 788,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 | 筑後川下流白石農業水利事業有明 3 号排水機場の建設工事には、多くの日数を要するため |
| 受 托 工 事 | | | | |
| 会津北部農業水利事業日中ダム第三期建設工事 | 4,000,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以 降 4 箇年度以内 | 会津北部農業水利事業日中ダムの第三期建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため |
| 黒部川沿岸農業水利事業黒西隧道建設工事 | 600,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以 降 4 箇年度以内 | 黒部川沿岸農業水利事業黒西隧道の建設工事には、多くの日数を要するため |
| 東播用水農業水利建設工事 | 1,502,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 | 東播用水農業水利事業大川瀬ダムの建設工事には、多くの日数を要するため |
| 東播用水農業水利第五期建設工事 | 693,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度以 降 3 箇年度以内 | 東播用水農業水利事業川代導水路の第五期建設工事には、多くの日数を要するため |
| 東播用水農業水利第七期建設工事 | 282,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 | 東播用水農業水利事業大川瀬導水路の第七期建設工事には、多くの日数を要するため |
| 加古川西部農業水利第二期建設工事 | 60,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度以 降 3 箇年度以内 | 加古川西部農業水利事業大屋導水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため |
| 耳納山麓農業水利事業合所ダム取水門扉建設工事 | 420,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 | 耳納山麓農業水利事業合所ダム取水門扉の建設工事には、多くの日数を要するため |
| 運 輸 省 | | | | |
| 港 湾 整 備 | | | | |
| 直轄港湾改修事業 | 9,860,000 | 昭 和 60 年 度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 | 新潟港ほか 9 港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため |

| | | | | |
|---|-----------------|-----------|-------------------------|---|
| 港湾改修事業費補助 | 9,559,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | 港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため |
| 港湾環境整備事業費 補助 | 700,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | 港湾環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを行ふことを要するものがあるため |
| 北海道直轄港湾改修 事業 | 2,300,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | 北海道直轄港湾改修事業には、多くの日数を要するものがあるため |
| 北海道港湾改修事業 費補助 | 250,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | 北海道港湾改修事業には、多くの日数を要する旨の決定を行ふことを要するものがあるため |
| 沖縄直轄港湾改修事 業 | 2,000,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | 沖縄直轄港湾改修事業には、多くの日数を要するものがあるため |
| 特定港湾施設 工事勘定 | | | | |
| エネルギー港湾施設 工事 | 1,000,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | エネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 能代港整備工事 | 2,000,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | 能代港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 相馬港整備工事 | 2,000,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度 | 相馬港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 名古屋港整備工事 | | | | |
| 名古屋港におけるエネル ギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため | | | | |
| 空港整備 | 空港整備 | 3,000,000 | 昭和 60 年度 | 東京国際空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため |
| 沖縄空港整備 | 沖縄空港整備 | 784,000 | 昭和 60 年度 | 沖縄空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため |
| 航空路整備 | 航空路整備 | 1,924,671 | 昭和 60 年度 | 道東航空路監視レーダー並びに東京国際空港及び那覇空港における国内航空通信施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため |
| 衛星用地上局機器等 製作 | 衛星用地上局機器等 製作 | 594,000 | 昭和 60 年度 | 衛星用地上局機器及び航空機搭載用機器の製作には、多くの日数を要するため |

昭和大十年川内丸山 索道事業運営費計上(中) 昭和大十年度起業部積合回収計画

四〇

| | | | | | | |
|-----|-----------------|------------------------|-------------|----------|------------------------|---|
| 郵政省 | 郵政事業 | 事業用品購入調製等 | 5,190,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度 | 郵政事業に必要な事業用品の購入、調製等には、その調達に多くの日数を要するものがあるため |
| | | 機械器具購入 | 8,167,296 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 | 機械器具のうち窓口端末機等の購入には、その製作に多くの日数を要するものがあるため |
| | | 局舎等施設整備 | 58,390,320 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以 降 3 年度以内 | 局舎その他施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため |
| | | 土地建物借入れ | 年額 834,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以 降所要の年限 | 郵政事業に必要な土地及び建物の借入れには、その契約期間を 1 箇年以上とするこことを要するものがあるため |
| 労働省 | 簡易生命保険及 郵便年金 | 簡易保険郵便年金福 祉事業団出資 | 6,308,206 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 | 簡易保険郵便年金福祉事業団における施設の整備の資金に充てる ための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものが あるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため |
| | 労働保険 | 雇用促進事業団出資 | 30,348,863 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以 降 3 箇年度以内 | 雇用促進事業団における移転就職者用宿舎施設及び雇用職業総合 研究所施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その 整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る 出資契約を結ぶ必要があるため |
| 建設省 | 道路整備 | 直轄道路新設及び改 築事業 | 115,528,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以 降 5 箇年度以内 | 一般国道神奈川 1 号西久保高架橋ほか 59 箇所の新設及び改築工事 並びに一般国道横岡 1 号ほか 63 箇所の新設及び改築事業に必要な用 地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |
| | | 直轄道路共同溝事業 | 4,422,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以 降 3 箇年度以内 | 一般国道神奈川 1 号共同溝ほか 10 箇所の共同溝工事には、多くの 日数を要するものがあるため |
| | 一般国道改修費補助 | 昭和 60 年度以 降 5 箇年度以内 | 16,105,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以 降 5 箇年度以内 | 道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその 事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるた め |
| | 地方道改修費補助 | 昭和 60 年度以 降 5 箇年度以内 | 17,219,000 | 昭和 60 年度 | | 道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその 事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるた め |

| | | | | |
|-------------|------------|----------|----------------------|--|
| 北海道直轄道路改築事業 | 9,272,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内 | 一般国道 285 号新浜厚真橋ほか 3 箇所の改築工事及び一般国道 5 号ほか 2 箇所の改築事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |
| 北海道地方道改修費補助 | 576,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため |
| 土地区画整理事業費補助 | 3,240,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度以内 | 土地区画整理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため |
| 街路事業費補助 | 48,904,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内 | 街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため |
| 北海道街路事業費補助 | 642,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度以内 | 街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため |
| 離島道路事業費補助 | 666,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度及び昭和 61 年度以内 | 離島道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため |
| 沖縄直轄道路改築事業 | 1,910,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため |
| 道路改築附帯工事 | 9,543,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内 | 一般国道 58 号(明治橋(その 2))ほか 2 箇所の改築工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 道路改築受託工事 | 68,410,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内 | 公益事業者(河川管理者等)の負担に係る一般国道神奈川 1 号共同溝ほか 10 箇所の共同溝附帯工事及び河川管理者等の負担に係る一般国道東京 6 号中川大橋ほか 13 箇所の橋梁架設附帯工事等には、多くの日数を要するものがあるため |
| 治水 | | | | 日本道路公团等からの委託に係る一般国道神奈川 1 号茅ヶ崎高架橋ほか 8 箇所の道路改築工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 治水勘定 | 41,926,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内 | 鳴瀬川ほか 29 河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに北上川ほか 16 河川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |

| | | | | |
|---------------------|------------|----------|--------------------|--|
| 直轄河川港甚災害対策特別緊急事業 | 5,484,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度以降 3 箇年度以内 | 木曾川ほか 1 河川の激甚災害対策特別緊急事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |
| 河川改修費補助 | 6,980,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 5 箇年度以内 | 河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため |
| 都市河川改修費補助 | 11,164,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 5 箇年度以内 | 河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため |
| 準用河川改修費補助 | 76,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 5 箇年度以内 | 河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため |
| 北海道直轄河川改修事業 | 1,495,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 石狩川ほか 2 河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 北海道直轄河川港甚災害対策特別緊急事業 | 990,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 石狩川の激甚災害対策特別緊急工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 直轄河川総合開発事業 | 1,240,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度及び昭和 62 年度 | 白川立野ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |
| 直轄流域調整河川事業 | 8,335,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 3 箇年度以内 | 利根川広域導水路ほか 1 専水路の建設工事及び筑後川佐賀導水路の建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |
| 沖縄直轄河川総合開発事業 | 2,500,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 3 箇年度以内 | 比謝川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 河川総合開発事業費補助 | 33,262,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 5 箇年度以内 | 河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため |
| 治水ダム建設事業費補助 | 9,853,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 3 箇年度以内 | 治水ダム建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため |
| 北海道治水ダム建設事業費補助 | 232,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度及び昭和 62 年度 | 治水ダム建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため |

| | | | | |
|--------------------------|------------|----------|---------------------|--|
| 離島河川総合開発事業費補助 | 232,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度 及び昭和 62 年度 | 河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため |
| 直轄砂防事業 | 3,740,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 3 箇年度以内 | 最上川水系ほか10水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 砂防事業費補助 | 414,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 3 箇年度以内 | 砂防事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため |
| 地すべり対策事業費補助 | 207,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 3 箇年度以内 | 地すべり対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため |
| 北海道直轄砂防事業 | 414,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度以降 4 箇年度以内 | 石狩川水系の砂防事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |
| 河川改修附帯工事 | 240,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 道路管理者の負担に係る北上川改修附帯工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 河川改修受託工事 | 10,781,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 3 箇年度以内 | 愛知県等からの委託に係る木曾川尾西取水場涵管ほか11箇所の樋管等の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 流域調整河川事業受託工事 | 1,021,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 3 箇年度以内 | 水資源開発公団から委託に係る利根川・那珂川霞ヶ浦導水路の機場の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 多目的ダム建設事業 特定多目的ダム建設工事 | 2,540,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 3 箇年度以内 | 紀の川大瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |
| 岩木川浅瀬石川ダム建設工事 | 2,650,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 3 箇年度以内 | 岩木川浅瀬石川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 阿賀野川大川ダム 建設工事 | 450,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 阿賀野川大川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 小瀬川新栄ダム建 設工事 | 9,900,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 3 箇年度以内 | 小瀬川新栄ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |

外局(報)

| | | | | |
|--------------------------|------------|----------|-------------------------------------|---|
| 最上川寒河江ダム 建設工事 | 11,221,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内 降 4 間年度以内 | 最上川寒河江ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 相模川宮ヶ瀬ダム 建設工事 | 8,984,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内 降 5 間年度以内 | 相模川宮ヶ瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |
| 横田川蓮ダム建設 工事 | 6,614,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内 降 3 間年度以内 | 横田川蓮ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 雄物川玉川ダム建 設工事 | 13,644,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内 降 3 間年度以内 | 雄物川玉川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 阿武隈川三春ダム 建設工事 | 10,810,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内 降 3 間年度以内 | 阿武隈川三春ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |
| 芦田川八田原ダム 建設工事 | 2,600,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 降 3 間年度以内 | 芦田川八田原ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 松浦川巣木ダム建 設工事 | 1,608,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 降 3 間年度以内 | 松浦川巣木ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 阿武隈川七ヶ宿ダ ム建設工事 | 20,370,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 降 3 間年度以内 | 阿武隈川七ヶ宿ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 利根川渡良瀬水池 総合開発建設工 事 | 580,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 降 3 間年度以内 | 利根川渡良瀬水池総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 信濃川三国川ダム 建設工事 | 5,000,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 降 3 間年度以内 | 信濃川三国川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 大井川長島ダム建 設工事 | 4,874,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 降 3 間年度以内 | 大井川長島ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 太田川温井ダム建 設工事 | 5,180,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 降 3 間年度以内 | 太田川温井ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |
| 高瀬川小川原湖総 合開発建設工事 | 800,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 62 年度 降 3 間年度以内 | 高瀬川小川原湖総合開発の建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |
| 黒部川宇奈月ダム 建設工事 | 1,695,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 降 3 間年度以内 | 黒部川宇奈月ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |

| | | | | |
|----------------|-----------|----------|--------------------|---|
| 荒川荒川調節池総合開発工事 | 980,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 荒川荒川調節池総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 加古川加古川大堰建設工事 | 5,990,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内 | 加古川加古川大堰の建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |
| 赤川月山ダム建設工事 | 3,180,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内 | 赤川月山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 吉井川苦田ダム建設工事 | 6,000,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度以内 | 吉井川苦田ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |
| 庄内川小里川ダム建設工事 | 1,000,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度及び昭和 62 年度 | 庄内川小里川ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |
| 吉野川富郷ダム建設工事 | 3,710,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以内 | 吉野川富郷ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |
| 淀川猪名川総合開発建設工事 | 3,000,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度以内 | 淀川猪名川総合開発の建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |
| 渡川中筋川ダム建設工事 | 1,406,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 渡川中筋川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 北海道多目的ダム建設事業 | | | | |
| 石狩川定山渓ダム建設工事 | 5,580,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 石狩川定山渓ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 後志利別川美利河ダム建設工事 | 3,100,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 後志利別川美利河ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 沙流川総合開発建設工事 | 1,900,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度及び昭和 62 年度 | 沙流川総合開発の建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |
| 石狩川滝里ダム建設工事 | 5,000,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度以内 | 石狩川滝里ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |
| 石狩川忠別ダム建設工事 | 1,000,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 61 年度及び昭和 62 年度 | 石狩川忠別ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため |

外 報 号

| | | | | |
|-------------------------------|-----------|----------|------------------------|---|
| 沖縄多目的ダム建設事業 沖縄北部河川総合開発建設工事 | 2,000,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 | 沖縄北部河川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 羽地大川羽地ダム 建設工事 | 500,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及 び昭和 61 年度 | 羽地大川羽地ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 渡那福地川渡那ダム 建設工事 | 3,100,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以 降 3 間年度以内 | 渡那福地川渡那ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| ダム事業受託工事 | 3,016,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以 降 4 間年度以内 | 三重県等からの委託による鶴川蓮ダムほか 5 ダムの選択取水設 備工事等には、多くの日数を要するものがあるため |

昭和六十年度特別会計予算に関する報告書

一 本予算の要旨

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等三十八特別会計に関するもので、一般会計に準じて、資金の重点的配分と経費の効率的使用に努め、事業の適切な運営を図る所とする。

なお、六十年度においては、登記特別会計(仮称)を新設する所とする。あくまでも特別会計は六十年三月三十一日をもつて廃止することとしている。また、自作農創設特別措置特別会計は農業経営基盤強化措置特別会計(仮称)に改組することとしている。

主な特別会計予算の概要是次のとおりである。(単位未満四捨五入)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳 入(百円)

歳 出(百円)

- (1) 交付税及び譲与税配付金勘定 一五、八九三、八四八 一五、八四九、二四八
- (2) 交通安全対策特別交付金勘定 七五、六〇九 七〇、〇三一

交付税及び譲与税配付金勘定においては、地方交付税交付金等の財源に充てるため、一般会計から九兆六千九百億八千万円を受け入れるほか、五十年度から五十八年度までの間の借入金五兆六千九百四十一億一千五百万円を資金運用部資金から借り入れることとしている。

2 登記特別会計(仮称)

歳 入(百円)

歳 出(百円)

五五、五七三

五五、五七三

本会計は、登記関係の事務について、登記申請、登記簿謄本の請求件数の増加等に対処し、登記事務処理体制の改善を行い、登記事務の円滑、適正な運営を進めていくため、六十年度において

新たに設けられるものである。

六十年度においては登記関係手数料を元々上昇させ、ローリング化を中心とする登記事務処理体制の改善に着手する所とする。

3 資金運用部特別会計

歳 入(百円)

歳 出(百円)

一一、五〇三、六九一

一一、五〇三、六九一

資金運用部資金の長期運用計画は、次のとおりである。

国債特別会計

政府関係機関

公团、事業団等

地方公共団体

計

4 国債整理基金特別会計

歳 入(百円)

歳 出(百円)

一九、七九八、三一一 一九、七九八、三一一

六十年度においては「国債整理基金特別会計法」の改正を予定し、国債の大量の償還・償換えに因る対処するため、年度内に償還される借換国債を歳入歳出外として発行・償還すること及び翌年度における国債の整理又は償還のため国会の議決を経た額を限度として借換国債を発行する

いふができるようになるとある」とあるが、国債の償還財源の充実に資するため、日本たばこ産業株式会

社の株式の一部及び日本電信電話株式会社の株式の一部を、一般会計から無償で本会計に所属替をすることとしている。

また、六十年度においては、国債の償還財源の一般会計からの受入れについては、前年度首国債総額(割引国債に係る発行価格差減額を除く。)の百分の一・六に相当する額及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する額の受入れは行わないこととしている。

5 外国為替資金特別会計

歳入(百万円)
九五六、三五七

歳出(百万円)
九五六、三五七

六十年度においては、外國為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をすることができる限度額を、五十九年度の実績見込等を勘案して十三兆円としている。

なお、五十九年度において生ずる決算上の剩余のうち三千百億円を一般会計に繰り入れることとし、残額を積立金として整理することとしている。

6 産業投資特別会計

歳入(百万円)
五八、六五四

歳出(百万円)
五八、六五四

六十年度においては、「産業投資特別会計法」の改正を予定し、特別会計設置の目的を改め、規定の整備を図るとともに、日本たばこ産業株式会社の株式の一部及び日本電信電話株式会社の株式の一部を、本会計の資本に資するため、一般会計から無償で本会計に所属替をする等の措置を講ずることとしている。

また、「日本開発銀行法」及び「日本輸出入銀行法」の改正により、両銀行からの本会計への国庫納付金の増額を図ることとしている。

なお、六十年度においては、新たに基盤技術の研究促進等のための出融資を行なはか、中小企業対策等を推進することとして、合計三百十四億円の産業投資支出を行うこととしている。

7 国立学校特別会計

歳入(百万円)
一、六〇六、三三七

歳出(百万円)
一、六〇六、三三七

授業料及入学検定料については、入学料を六十一年度入学者から、検定料を六十一年度入学志願者から改定することとし、増収分四十三億四千八百万円を見込んでいたが、附属官・ろう・養護学校等については現行どおり据え置くなどの配慮を加えることとしている。

8 原生保険特別会計

(1) 健康勘定

歳入(百万円)
五、四六二、七六一

歳出(百万円)
五、四六二、七六一

年金勘定
一、七七六、八六五
一三七、七八〇
一三七、七八〇

児童手当勘定
四二七、五六七
四二七、五六七

健診勘定においては、歳出では、六十年四月から分娩費及び埋葬料の給付改善を行うとともに高額医療費貸付事業を実施することとして保険給付費等を見込み、歳入では、五千五百四十八億一千八百万円を一般会計から受け入れることとしている。

9 国民年金特別会計

歳入(百万円)
一一、九一九、一二一
九三五、五一〇
九三五、五一〇

歳出(百万円)
一一、九一六、八〇九
九三五、五一〇
九三五、五一〇

(1) 国民年金勘定
(2) 福祉年金勘定
(3) 業務勘定

国民年金勘定においては、保険料の改定等による保険料収入の増加等を見込むとともに、国庫負担金八千四百三十億六千六百万円を一般会計から受け入れることとしている。

福祉年金勘定においては、国庫負担金九千三百六億一千万円を一般会計から受け入れることとしている。

10 食糧管理特別会計

歳入(百万円)
三、三〇四、三一〇
二一六、〇一三
二一六、〇一三

歳出(百万円)
三、三〇四、三一〇
二一六、〇一三
二一六、〇一三

(1) 国内米管理勘定
(2) 国内麦管理勘定
(3) 輸入食糧管理勘定
(4) 農産物等安定勘定
(5) 輸入飼料勘定
(6) 業務勘定
(7) 調整勘定

国内米管理勘定においては、国内米三百九十五万トンを予定している。

農産物等安定勘定においては、自主流通米三百四十五万トン、政府買入数量四百四十万トン、政府売却数量三百九十五万トンを予定している。

11 農業経営基盤強化措置特別会計(仮称)

歳入(百万円)
一三三、一九九
一三三、一九九

本会計は、自作農創設特別措置会計を六十年度以降、農業経営基盤強化措置特別会計に改組し、農業経営基盤の強化に資するための農地保有合理化措置及び「農業改良資金助成法」に規定する農業改良資金の貸付けに関する経理を行うものである。

六十年度においては、農業改良資金の貸付けについては、新たに設ける生産方式改善資金（仮称）に充てるため、百億円を一般会計から受け入れることとしている。

12 自動車損害賠償責任再保険特別会計

| | 歳入(百万円) | 歳出(百万円) |
|----------|-----------|-----------|
| (1) 保険勘定 | 一、五九二、六五〇 | 一、五九二、六五〇 |
| (2) 保障勘定 | 一、九一、六四二 | 一、九一、六四二 |
| (3) 業務勘定 | 一、五一五 | 一、五一五 |

保険勘定においては、保険責任を再保険する車両数を四千三百六十四万両、共済責任を保険する車両数を二百四万六千両と見込むとともに六十年四月十五日から実施される保険料率等の改定を織り込んでいる。

保障勘定においては、六十年四月十五日から実施される賦課金の金額等の改定を織り込んでいる。

13 郵政事業特別会計

| | 歳入(百万円) | 歳出(百万円) |
|-----------|-----------|-----------|
| 四、四六一、〇七一 | 四、四六一、〇七一 | 四、四六一、〇七一 |
| 七、〇一七、三四四 | 七、〇一七、三四四 | 七、〇一七、三四四 |

六十年度においては、五百三十億円の歳入不足を生ずるが、これに五十九年度までの歳入不足見込額九百七十七億円を加えた不足額千五百七億円は借入金をもつて充当することとしている。

14 郵便貯金特別会計

| | 歳入(百万円) | 歳出(百万円) |
|-----------|-----------|-----------|
| 七、〇一七、三四四 | 七、〇一七、三四四 | 七、〇一七、三四四 |
| 二〇、五六六 | 二〇、五六六 | 二〇、五六六 |

六十年度の郵便貯金残高の増加予定額は、六兆四千億円を見込んでいる。

15 簡易生命保険及郵便年金特別会計

| | 歳入(百万円) | 歳出(百万円) |
|-----------|-----------|-----------|
| 六、三六七、二七八 | 六、三六七、二七八 | 六、三六七、二七八 |
| 一四二、七二四 | 一四二、七二四 | 一四二、七二四 |

六十年度の簡易生命保険の新契約予定額は、五百三十億円を見込み、また、郵便年金の新契約予定額は、三十億円を見込んでいる。

16 労働保険特別会計

| | 歳入(百万円) | 歳出(百万円) |
|----------|-----------|-----------|
| (1) 労災勘定 | 一、六五三、七九四 | 一、六五三、七九四 |
| (2) 雇用勘定 | 一、九八九、三九六 | 一、九八九、三九六 |
| (3) 徴収勘定 | 一、五〇七、八〇八 | 一、五〇七、八〇八 |

官報 (号外)

二 本予算の可決理由

本予算は、経済の着実な発展と国民生活の安定・向上に資するため、財源の重点的・効率的配分に努め、事業の適切な運営を図ることとしており、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党・革新共同の松本善明君外二名提出の「昭和六十年度一般会計予算、昭和六十年度特別会計予算及び昭和六十年度政府関係機関予算につき歳回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

昭和六十年三月九日

衆議院議長 坂田 道太殿

予算委員長 天野 光晴

昭和六十年度政府関係機関予算

右

国会に提出する。

昭和六十年一月二十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

雇用勘定においては、求職者給付に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する費用に係る国庫負担金二千九百三十一億二千一百万円を一般会計から受け入れることとしている。

17 道路整備特別会計

| | 歳入(百万円) | 歳出(百万円) |
|-----------|-----------|-----------|
| 一、四五四、二四五 | 一、四五四、二四五 | 一、四五四、二四五 |
| 二、四五四、二四五 | 二、四五四、二四五 | 二、四五四、二四五 |

六十年度においては、新たに地方公共団体に対して交付する地方道路整備臨時交付金のための財源として、揮発油税の一部を一般会計を経由しない特別会計の歳入とするほか、道路整備財源の一部に充てるため、資金運用部資金の借り入れ千二百億円を予定している。

以上のほか、電源開発促進対策、造幣局、印刷局、地震再保険、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策、特定国有財産整備、船員保険、国立病院、農業共済再保険、森林保険、漁船再保険及漁業共済保険、国有林野事業、特定土地改良工事、アルコール専売事業、輸出保険、特許、港湾整備、自動車検査登録、空港整備、治水及び都市開発資金金融通の各特別会計についても適切な運営を図るため所要の予算措置を講じている。

昭和60年度政府関係機関予算

予算総則

第1章 総則

(収入支出予算)

第1条 次に掲げる各政府関係機関の昭和60年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

| 借入金等 | 限度額 |
|--|----------------------------------|
| 長期借入金及び鉄道債券 イ 政府からの長期借入金、政府引受債及び 政府保証債 ロ イ以外のもの | 1,886,000,000千円 1,131,400,000 |
| 短期借入金 | 500,000,000 |

2 前項に規定する鉄道債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

(収入支出予算の彈力余額等)

第5条 国有鉄道において、事業量の増加等により損益勘定の収入金額(次項に規定するものを除く)が同勘定の予算額(次項に規定するものを除く)に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として事業のため直接必要な経費及び資本勘定への繰入れに必要な経費を増額することができる。

2 国有鉄道において、損益勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受け入れるため受け入れる収入金額が予算額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として、その工事に必要な経費を増額することができる。

3 国有鉄道において、資本勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受け、その増加する金額を限度として、工事勘定の経費又は債券及借入金償還の増額に充てることができる。

4 国有鉄道において、国又は地方公共団体等から国有鉄道の財産の移設等の目的をもつて資金を受け入れるときは、運輸大臣の承認を受けて、当該資金を工事勘定の経費の増額に充てることができ。運輸大臣の承認を受けて、当該資金を工事勘定の経費の増額に充てることができる。

第2条 「日本国有鉄道法」(以下この章において「国有鉄道法」という。)第39条の8第1項の規定により昭和60年度において日本国有鉄道(以下この章において「国有鉄道」という。)が債務を負担する行為は、「丁号債務負担行為」に掲げるとおりとする。
(災害復旧等債務負担行為の限度額)

第3条 国有鉄道法第39条の8第2項の規定により昭和60年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国有鉄道が債務を負担する行為の限度額は、1,000,000千円とする。
(借入金等の限度額)

第4条 国有鉄道法第42条の2第2項の規定による長期借入金、短期借入金又は鉄道債券の限度額は、次に掲げるとおりとする。

(2) 職員に対して支給する基本給、扶養手当及び調整手当(以下この章において「基準内給与」と総称する)に要する経費

(3) 職員に対して支給する通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、期末手当、獎勵手当、寒冷地手当、住居手当、超過勤務手当、休職者給与その他国有鉄道が運輸大臣の承認を受けて定める手当(以下この章において「基準外給与」と総称する)に要する経費

(4) 交際費に要する経費
2 前項に規定するもののほか、国有鉄道法第39条の14第2項の規定により国有鉄道が運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、工事勘定のうち総係費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

(報酬の制限)

第7条 国有鉄道がその経費の金額を繰り越して使用する場合において、国有鉄道法第39条の15第1項ただし書の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する給与に要する経費
(給与総額等)

第8条 国有鉄道法第44条第1項の規定により、昭和60年度において、国有鉄道がその職員に対して支給する基準内給与の額を865,916,308千円と、基準外給与の額を457,981,711千円と、給与の総額を1,323,848,019千円とする。ただし、予算の基礎となつた給与基準を実施するため必要を生じた場合、第5条の規定により給与を支出する場合又は給与に関する公共企業体等労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、運輸大臣の認可を受けて、経費の流用、予備費の使用又は第5条の規定による経費の増額により、これらの額が変更されたときは、その変更された額とする。

2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、運輸大臣の認可を受けて、これらの合計額が変更されない範囲内において、それぞれの額が変更されたときは、その変更された額とする。

(特別給与の支出)

第9条 前条に規定するもののほか、国有鉄道は、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、運輸大臣の認可を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和60年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

(貯蔵品保有の最高額)

第10条 国有鉄道が昭和60年度末において保有する貯蔵品の最高額は、50,000,000千円とする。ただし、その最高額の変更について運輸大臣が承認したときは、その変更された額とする。

第3章 国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公营企業金融公庫、環境衛生金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行

(借入金等の限度額)
第11条 次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は債券の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

| 公庫 | 限 度 | 額 |
|---------------------|---|--|
| 國民金融公庫 | 借 入 金 | 1,880,600,000千円 |
| 住 宅 金 融 公 庫 | 政 府 か ら の 借 入 金 住宅金融公庫財形住宅債券 イ 政 府 引 受 債 ロ イ 以 外 の も の 住宅金融公庫住宅土地債券 | 3,480,200,000 2,700,000 72,312,000 24,064,000 |
| 農 林 渔 業 金 融 公 庫 | 借 入 金 | 501,900,000 |
| 中 小 企 業 金 融 公 庫 | 借 入 金 中小企業債券 | 1,424,500,000 175,300,000 |
| 北 海 道 東 北 開 發 公 庫 | 借 入 金 北海道東北開発債券 | 38,000,000 74,000,000 |
| 公 营 企 業 金 融 公 庫 | 公 营 企 業 債 券 | 1,502,400,000 |
| 環 境 捨 生 金 融 公 庫 | 借 入 金 | 195,200,000 |
| 沖 縄 振 興 開 發 金 融 公 庫 | 政 府 か ら の 借 入 金 政府以外の者からの借入金 | 97,300,000 200,000 |

2 大蔵大臣は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に掲げる各公庫において事業資金又は借入金及び債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い、同項の借入金及び債券のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範

用において、当該限度額を増額することができる。

- 3 第1項に規定する住宅金融公庫附形住宅債券、住宅金融公庫住宅地債券、中小企業債券、北海道東北開発債券及び公营企業債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差額をうめるため必要な金額を法令に規定する金額の範囲内で同項のそれぞれの限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む）に加算した金額を限度額とする。

（収入支出予算の強力条項）

第12条 次の表の左欄に掲げる各公庫又は各銀行において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加（第1号にあっては同号に掲げる増額）するときは、大蔵大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として（第1号にあっては予算額をこえて）それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

| 公庫又は銀行 | 要件 | 経費 |
|----------------------------------|--------------------------------|-----------------|
| 1 この章に掲げる各公庫による借入金の借入額及び債券の発行の増額 | 借入金及び債券の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費 | |
| 2 日本開発銀行又は日本輸出入銀行 | 貸付業務に係る事業量の増加 | 貸付業務の増加に直接必要な経費 |

2 次の表の左欄に掲げる各公庫において、中欄に掲げる保険金の支出が増加し、保険金の予算不足を生ずるときは、それぞれの右欄に掲げる金額を限度として保険金の予算を増額することができる。

| 公庫 | 保険金 | 限度額 |
|--------------|--------------------|--|
| 1 住宅金融公庫 | 「住宅融資保険法」に基づく保険金 | 「住宅金融公庫法」の規定による住宅融資保険基金の金額と住宅融資保険積立金の金額の合計額に相当する金額 |
| 2 中小企業信用保険公庫 | 「中小企業信用保険法」に基づく保険金 | 「中小企業信用保険公庫法」第22条第1項の規定による中小企業信用保険準備基金の金額と同条第2項の規定による融資基金の金額の合計額に相当する金額 大蔵大臣の定める金額 |

「機械類信用保険法」に基づく保険金

「機械類信用保険法」第13条第1項の規定による機械類信用保険運営基金の金額と第14条第2項の規定による積立金の金額の合計額に相当する金額を限度として大蔵大臣の定める金額

第13条 次の表の左欄に掲げる各公庫の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、昭和60年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

| 公庫 | 根拠規定 | 限度額 |
|------------|---------------------------------------|--|
| 中小企業信用保険公庫 | 「中小企業信用保険公庫法」第18条第2項 「機械類信用保険法」第7条 | 保険金額の総額 8,000,000,000 貸付金の総額 283,200,000 保険金額の総額 2,040,000,000 |

（適用の制限）

第14条 日本開発銀行又は日本輸出入銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本開発銀行法」又は「日本輸出入銀行法」の規定により、大蔵大臣の承認を受けなければならぬ。経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役職員に対して支給する給与に要する経費
(2) 交際費に要する経費

（俸給予算等の制限）

第15条 この章に掲げる各公庫及び各銀行は、それぞれ支出予算の範囲内であっても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

第4章 補則

第16条 第1条に掲げる政府関係機関が昭和60年度において発行する債券で外貨をもつて支払わなければならないものがあるときは、その額面総額は、外貨による額面総額を昭和59年7月1日及び昭和60年1月1日における「外國為替及び外國貿易管理法」第7条第1項又は第2項に規定する基準外國為替相場又は裁定外國為替相場のそれぞれを平均した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する）により換算した金額とする。

昭和六十年三月九日 衆議院会議録第十三号(一) 昭和六十年度政府関係機関予算及び同報告書

甲号 収入支出予算

| 政 府 関 係 機 関 | | 收 項 | | 入 金 額(千円) | | 支 項 | | 出 金 額(千円) | |
|---------------|---------------------------|---------------|-------------|---------------|--|-----|--|--------------|--|
| 日 本 国 有 鉄 道 定 | 運 輸 収 入 | 3,084,467,000 | 与 其 他 諸 | 2,229,901,111 | | | | | |
| | 管 理 費 | 175,426,000 | 業 守 | 436,185,937 | | | | | |
| | 保 管 費 | 242,167,000 | 共 同 | 629,754,387 | | | | | |
| | 受 手 | 1,214,663,831 | 通 事 | 114,531,806 | | | | | |
| | 諸 費 | | 諸 費 | 10,000,000 | | | | | |
| | 特 別 備 予 | | 利 特 備 | 1,264,291,590 | | | | | |
| | 備 | | 子 及 構 | 2,059,000 | | | | | |
| | 計 | | 整 理 | 40,000,000 | | | | | |
| | | | 特 別 備 予 | 4,726,723,831 | | | | | |
| 資 本 | 合 | 4,726,723,831 | 計 | 4,726,723,831 | | | | | |
| 期 定 | | | | | | | | | |
| 資 本 | 當 金 入 金 | 160,000,000 | 債 券 及 借 入 金 | 935,581,054 | | | | | |
| | 施 設 整 備 費 | 2,517,400,000 | 債 損 工 出 | | | | | | |
| | 特 別 施 設 整 備 費 | 3,961,000 | | | | | | | |
| | 防 災 事 業 費 | 9,000,000 | | | | | | | |
| | 補 助 受 入 | 1,400,000 | | | | | | | |
| | 整 備 新 幹 線 建 設 調 查 費 | 300,000 | | | | | | | |
| | 磁 氣 浮 上 方 式 鉄 道 技 術 開 發 費 | | | | | | | | |
| | 補 助 金 受 入 | | | | | | | | |
| | 合 計 | 2,682,061,000 | 合 計 | 2,682,061,000 | | | | | |
| 工 第 一 勘 定 | 資 本 勘 定 上 り 受 入 | 479,816,115 | 基 一 車 新 線 | | | | | | |
| | 整 備 良 良 | | 般 施 設 整 備 | | | | | | |
| | 設 設 良 良 | | 取 替 改 建 | | | | | | |
| | 建 設 良 良 | | 兩 線 建 設 | | | | | | |
| | 總 良 良 | | 保 管 費 | | | | | | |

| 政府関係機関 | 収 | | 支 | | 子 利 子 利 子 |
|--------|-------------------|--|---|-----------------------------------|----------------------------|
| | 款 | 項 | 金 | 出 | |
| 國民金融公庫 | 事業益金 雜取入 | 事業益金 一般会計より受 入 | 391,235,812 33,173,088 | 事業備 予 | 479,816,115 479,816,115 |
| | | 一 般 用 收 入 | 23,085,754 | 損 金 | 345,672,000 345,672,000 |
| | | 雜 用 收 入 | 1,629,000 | 費 金 | 2,059,000 2,059,000 |
| | 合 計 | 8,458,329 | 424,408,895 | 計 | 347,731,000 347,731,000 |
| 住宅金融公庫 | 事業益金 住宅融資保険料收入 | 事業益金 事 業 益 金 | 1,368,108,000 1,368,108,000 | 事業損 金 事 業 損 金 予 | 481,982,772 481,982,772 |
| | | 事 業 益 金 住宅融資保険料收入 | 1,674,474 | 金 費 金 費 | 1,816,613,126 1,476,897 |
| | 雜 取 入 | 住宅融資保険料收入 一般会計より受 入 貸 付 手 數 料 收 入 雜 用 收 入 | 350,813,973 341,250,000 6,016,000 1,903,901 1,644,072 | 備 金 費 金 計 | 900,000 1,813,960,023 |
| | 合 計 | 1,720,596,447 | 合 | 計 | |

(外) 報 表

117

| | | | |
|-------------|---------------|---|-------------|
| 公 告 企 業 金 費 | 事 業 損 傷 | 金 | 731,312,218 |
| 事 業 益 金 | 事 業 損 傷 | 金 | 51,000 |
| 雜 取 入 | 雜 受 入 | 金 | 682,671,621 |
| 一般會計より受入 | 一般會計より受入 | 金 | 682,671,621 |
| 用 途 雜 受 入 | 用 途 雜 受 入 | 金 | 26,249,320 |
| 合 計 | 合 計 | 金 | 15,592,000 |
| 中小企業信用保険公庫 | 中小企業信 用保 険公 庫 | 金 | 10,390,505 |
| 事 業 益 金 | 事 業 益 金 | 金 | 267,315 |
| 事 業 種 取 入 | 事 業 種 受 入 | 金 | 708,921,441 |
| 保 険 料 取 入 | 保 険 料 受 入 | 金 | 731,363,218 |
| 回 基 錫 取 入 | 回 基 錫 受 入 | 金 | 16,565,074 |
| 金 取 入 | 金 受 入 | 金 | 16,565,074 |
| 收 取 入 | 收 取 入 | 金 | 41,222,781 |
| 合 計 | 合 計 | 金 | 41,222,781 |
| 事 業 種 取 入 | 事 業 種 受 入 | 金 | 86,450,614 |
| 回 基 錫 取 入 | 回 基 錫 受 入 | 金 | 86,450,614 |
| 金 取 入 | 金 受 入 | 金 | 4,348,130 |
| 收 取 入 | 收 取 入 | 金 | 4,348,130 |
| 合 計 | 合 計 | 金 | 26,433 |
| 環 境 衛 生 金 費 | 環 境 衛 生 金 費 | 金 | 148,613,032 |
| 事 業 益 金 | 事 業 益 金 | 金 | 148,613,032 |
| 雜 取 入 | 雜 受 入 | 金 | 26,433 |
| 一般會計より受入 | 一般會計より受入 | 金 | 53,584,099 |
| 用 途 雜 受 入 | 用 途 雜 受 入 | 金 | 53,584,099 |
| 合 計 | 合 計 | 金 | 6,494,284 |
| 事 業 益 金 | 事 業 益 金 | 金 | 6,393,876 |
| 金 費 | 金 費 | 金 | 88,163 |
| 合 計 | 合 計 | 金 | 62,205 |
| 事 業 損 傷 | 事 業 損 傷 | 金 | 60,078,333 |
| 金 費 | 金 費 | 金 | 62,145,945 |
| 合 計 | 合 計 | 金 | 37,000 |

昭和十六年川口大田 未滿區外證券第十一回工 昭和十六年度政府関係機関計算及の回収出納

| 沖縄振興開発金融公庫 | | 事業益金 | 事業損金 | 金費 |
|------------------------------|------|-------------|-------------|---------|
| 雜 収 入 | | 事業益金 | 事業損金 | 金費 |
| 一般会計より受入 | | 44,177,185 | 44,177,185 | 150,000 |
| 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計より受入 | | 12,458,289 | 12,197,841 | |
| 住宅資金貸付手数料收入 | | 1,575 | | |
| 運用収入 | | 77,284 | | |
| 運雜収入 | | 48,750 | | |
| 合計 | | 132,789 | | |
| 日本開発銀行 | 事業益金 | 56,635,424 | 57,965,721 | |
| 雜収入 | 事業益金 | 560,173,959 | 510,532,177 | |
| 合計 | 事業益金 | 2,372,020 | 380,000 | |
| 日本輸出入銀行 | 事業益金 | 1,907,400 | 464,620 | |
| 合計 | 事業益金 | 562,545,979 | 510,912,177 | |
| 日本輸出入銀行 | 事業益金 | 404,165,981 | 376,387,662 | |
| 合計 | 事業益金 | 2,106,305 | 320,000 | |
| 日本輸出入銀行 | 事業益金 | 2,074,687 | | |
| 合計 | 事業益金 | 31,618 | | |
| | 合計 | 406,272,286 | 376,707,662 | |

丁号 債務負担行為

| 政府関係機関 | 事 項 | 限 度 級 (千円) | 行 為 年 度 | 負担となる年度 | 事 由 |
|-----------|-----------|---------------|----------|--------------------|---|
| 日本国有鉄道 | 損益勘定 営業費 | 5,100,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 輸送業務に必要な動力用燃料の購入、役務の調達等には、その円滑な供給等を確保するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことと要するものがあり、また、これに必要な他の物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため |
| 保 寸 守 費 | | 24,000,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 諸施設、車両、自動車及び船舶の保守に必要な物品の購入及び修繕工事の実施には、多くの日数を要するものがあり、また、これに必要な役務の調達等には、その円滑な供給等を確保するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するものがあるため |
| 管 理 共 通 費 | | 400,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 鉄道技術研究所等の業務に必要な物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあり、また、これに必要な役務の調達等には、その円滑な供給等を確保するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するものがあるため |
| 工 事 勘 定 | 基幹施設整備費 | 23,000,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 3箇年度以内 | 基幹施設整備に係る工事の実施、物品の購入並びに用地の買取及び補償には、多くの日数を要するものがあるため |
| 車 両 費 | 一般施設取替改良費 | 72,000,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 3箇年度以内 | 一般施設取替改良に係る工事の実施、物品の購入並びに用地の買取及び補償には、多くの日数を要するものがあるため |
| 新幹線建設費 | | 87,000,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 車両並びに車両の製造及び改造に必要な物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため |
| 総 保 費 | | 27,000,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度以降 3箇年度以内 | 東北新幹線等建設に係る工事の実施、物品及び開業用車両の購入並びに用地の買取及び補償には、多くの日数を要するものがあるため |
| | | 400,000 | 昭和 60 年度 | 昭和 60 年度及び昭和 61 年度 | 工事に係る設計、調査、役務の調達等には、工事を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するものがあり、また、これに係る物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため |

昭和六十年度政府関係機関予算に関する報告書

一 本予算の要旨
本予算は、日本国有鉄道及び国民金融公庫等十一政府関係金融機関に関するもので、一般会計に準じ、資金の重点的配分と効率的使用に努め、事業の適切な運営を期することを主眼として編成されたものである。

主な政府関係機関予算の概要是次のとおりである。(単位:未満四捨五入)

1 日本国鉄道

主な政府関係機関予算の概要是次のとおりである。(単位:未満四捨五入)

2 捐益勘定

主な政府関係機関予算の概要是次のとおりである。(単位:未満四捨五入)

3 資本勘定

主な政府関係機関予算の概要是次のとおりである。(単位:未満四捨五入)

4 工事勘定

主な政府関係機関予算の概要是次のとおりである。(単位:未満四捨五入)

5 特定債務整理特別勘定

主な政府関係機関予算の概要是次のとおりである。(単位:未満四捨五入)

6 国民金融公庫

主な政府関係機関予算の概要是次のとおりである。(単位:未満四捨五入)

7 収入(百万円)

主な政府関係機関予算の概要是次のとおりである。(単位:未満四捨五入)

8 支出(百万円)

主な政府関係機関予算の概要是次のとおりである。(単位:未満四捨五入)

9 3 住宅金融公庫

主な政府関係機関予算の概要是次のとおりである。(単位:未満四捨五入)

10 収入(百万円)

主な政府関係機関予算の概要是次のとおりである。(単位:未満四捨五入)

11 支出(百万円)

主な政府関係機関予算の概要是次のとおりである。(単位:未満四捨五入)

12 4 中小企業金融公庫

主な政府関係機関予算の概要是次のとおりである。(単位:未満四捨五入)

13 5 公营企業金融公庫

主な政府関係機関予算の概要是次のとおりである。(単位:未満四捨五入)

14 6 収入(百万円)

主な政府関係機関予算の概要是次のとおりである。(単位:未満四捨五入)

15 7 支出(百万円)

主な政府関係機関予算の概要是次のとおりである。(単位:未満四捨五入)

16 8 本予算の要旨

主な政府関係機関予算の概要是次のとおりである。(単位:未満四捨五入)

17 9 指定特種会計

主な政府関係機関予算の概要是次のとおりである。(単位:未満四捨五入)

18 10 本予算の要旨

主な政府関係機関予算の概要是次のとおりである。(単位:未満四捨五入)

六十年度においては、一兆一千七百十四億円の貸付けを行うこととし、その原資として、産業投資特別会計からの出資金七億円、公营企業債券の発行による収入一兆五千二十四億円から満期債券償還、貸付回収金等を控除した一兆一千七百十四億円を予定している。

6 日本開発銀行

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書

五五八

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

五五九

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

五六十

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

五五九

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

に改める。
第二条中「二万三千三百四十五人」を「二万三千三百四十三人」に改める。

附則
この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

予算委員長 天野 光晴

衆議院議長 坂田 道太殿

予算委員長 天野 光晴

右
国会に提出する。

昭和六十年一月一十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三
号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、三三五人」を「一、三四四人」
るため、判事の定員を改めるとともに、裁判所の

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図
るため、判事の定員を改めるとともに、裁判所の

二 議案の可決理由

本案は、公益法人等及び協同組合等の法人税の負担水準の現況に顧み、これらの法人の法人税率の引上げ等を因るもので、時宜に適する措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十年三月八日

衆議院議長 坂田 道太殿
大蔵委員長 越智 伊平

〔別紙〕

法人税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について所要の措置を講すべきである。

一 税体系のあり方については、国民の理解と信頼を確保し得るよう一段と公平化に努め社会経済情勢の変化に即応した幅広い意見を聴取し見直すこと。なお、所得税の負担のあり方についても、社会経済情勢の変化に応じて、適宜見直しを行うこと。

一 退職給与引当金、貸倒引当金等の繰入率等について引き続き検討すること。なお、退職給与の保全措置についても引き続き検討すること。

一 準備金、特別償却等各種の租税特別措置については、その整理合理化に更に努力すること。

一 利子・配当課税のあり方については、利子・配当所得の特異性等に留意しつつ、更に検討すること。

一 変動する納税環境、財政再建・財源確保の緊急性及び業務の複雑化にかんがみ、高度の専門的知識を要する職務に従事する国税職員については、年齢構成の特殊性等從来の経緯及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、処遇の改善はもとより中長期的見通しに基づく定

員の一層の増加等につき格段の努力をすること。

一 入場税の減税効果が入場料金に反映されるよう、適切に配慮すること。

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十年一月三十日

内閣總理大臣 中曾根康弘

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律

〔別紙〕

租税特別措置法の一部改正

〔租税特別措置法の一部改正〕

第一条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の五」を「第二十条の四」に、「第四十一条の十六」を「第四十一条の十五」に、「第六十五条の十二」を「第六十六条の三」に、「第七節の二」を「第七節の三」に、「第六十六章の四・第六十六条の五」を「第七節の二」に、「第六十六条の四・第六十六条の五」を「第七節の三」に、「第六十六条の五」を「第七節の三」を「第七節の二」に、「第六十八条」を「第六十八条の二」に改める。

第三条第一項中「昭和四十六年一月一日から昭和六十一年十二月三十日までの間に所得税法の施行地において支払を受けるべき普通預金の利子その他これに類するもので政令で定めるものを昭和六十一年一月一日以後に所得税法の施行地において支払を受けるべき普通預金の利子その他これに類するもので政令で定めるものを昭和四十六年分から昭和六十一年分まで」を「同年以後の各年分」に改め、同条第二項中「昭和四十六年分から昭和六十一年分まで」を「昭和六十一年以後の各年分」に改め、同条第三項中「利子所得」を「利子等」に改める。

第三条の三の見出しを「利子等の支払調査の記載事項が虚偽であると認める場合の源泉徴収等の特例」に改め、同条第一項を次のように改める。

昭和六十一年一月一日以後に、居住者、國合において、当該利子所得を「昭和六十一年一月一日以後に所得税法の施行地において同法第三条第一項に規定する利子等（以下第三条の三の四までにおいて「利子等」という。）の支払を受けた場合において、当該利子等に係る利子

所得（次条第一項に規定する利子所得を除く。）に、「当該利子所得の」を「当該利子等の」に改め、同条第二項及び第三項中「利子所得」を「利子等」に改め、同条第五項中「利子所得」を「利子等」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第六項中「利子所得に係る所得税法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八号。以下この節において「昭和五十五年改正法」という。）附則第八条第二項の規定によりその例によることとさ

れる昭和五十五年改正法による改正前の所得税法（以下この節において「旧所得税法」という。）第二百二十四条及び所得税法第二百一十五条规定によりその例によることとされる昭和五十五年改正法による改正前の所得税法（以下この節において「旧所得税法」という。）第二百二十四条及び所得税法第二百一十五条规定によりその例によることとされる昭和五十五年改正法による改正前の所得税法（以下この節において「旧所得税法」という。）第二百二十五条に、「その他の第一項」を「その他同項」に改める。

第三条の二第一項中「昭和四十六年一月一日から昭和六十一年十二月三十日までの間に所得税法の施行地において支払を受けるべき普通預金の利子その他これに類するもので政令で定めるものを昭和六十一年一月一日以後に所得税法の施行地において支払を受けるべき普通預金の利子その他これに類するもので政令で定めるものを昭和四十六年分から昭和六十一年分まで」を「同年以後の各年分」に改め、同条第二項中「昭和四十六年分から昭和六十一年分まで」を「昭和六十一年以後の各年分」に改め、同条第三項中「利子所得」を「利子等」に改め、「住所」の下に「同法の施行地に住所を有する。」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「前項」を「第一項」に、「受ける利子所得」を

改め、「住所」の下に「同法の施行地に住所を有しない者にあつては、大蔵省令で定める場所とする。」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「前項」を「第一項」に、「受ける利子所得」を「受ける利子等」に、「事業帰属利子所得」を「事業帰属利子等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「利子所得」を「利子等」に、「受ける利子等」に、「事業帰属利子所得」を「事業帰属利子等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三条の三第五項」を「第三条の三第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「同条第三項」を「所得税法第百四十二条第三項」に、「第三条の三第五項」を「第三条の三第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に、「利子所得」を「利子等」に、「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条の次に次の二条を加える。

（国外で発行された公社債等の利子所得の源泉徴収等の特例）

第三条の四 内国法人（所得税法別表第一第一号に掲げる内国法人を除く。以下この条において同じ。）は、昭和六十一年一月一日以後に支払を受けるべき同法の施行地外の地域において発行された公社債又は公社債投資信託の受益証券（政令で定めるものを除く。）の利子又は収益の分配に係る利子等（当該地域において支払われるものに限る。以下この条において「国外公社債等の利子等」という。）について、同法の施行地（以下この条において「国内」という。）における支払の取扱者で政令で定め

別措置法」とする。

昭和六十一年一月一日以後に居住者又は内
國法人に対して支払われる国外公社債等の利
子等の国内における支払の取扱者は、当該居
住者又は内國法人に当該国外公社債等の利子
等の交付をする際、その交付をする金額に百
分の二十の税率を乗じて計算した金額の所得
税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月
十日までに、これを国に納付しなければなら
ない。

前二項の場合において、国外公社債等の利
子等の支払の際に徴収される所得税法第九十
五条第一項に規定する外国所得税（政令で定
めるものを含む。）の額があるときは、第一項
に規定する支払を受けるべき金額及び前項に
規定する交付をする金額は、当該国外公社債
等の利子等の額から当該外国所得税の額に相
当する金額を控除した後の金額とする。

第二項の規定により徴収して納付すべき所
得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に
規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、
同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適
用する。この場合において、国外公社債等の利
子等の支払を受けるべき者が内國法人であ
るときは、当該内國法人に対する法人税法の
規定の適用については、同法第六十八条第一
項及び第一百条第一項中「又は黃金」とあるのは
「若しくは賃金又は租税特別措置法（昭和三十
二年法律第二十六号）第三条の四第一項（国外
で発行された公社債等の利子所得の源泉徴収
等の特例）に規定する国外公社債等の利子等」
と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特

5
国外公債等の利子等につき第二項の規定により所得税が徴収されるべき場合における第三条及び前条の規定の適用については、次に定めるところによる。

7
を引き続き所有していた期間に對応する部分の金額として政令で定める金額については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。
第四項及び第五項に定めるもののほか、国外公社債等の利子等に係る所得税法第二百一十四条及び第二百一十五条の規定の特例その他の第一項から第三項まで及び前項の規定の適

2 所得税法第二百十二条の規定は、前項たゞし書に規定する利子については、適用しない。

第七条を第六条とする。

「昭和六十一年三月三十日」に改め、同条後段を削り、同条を第七条とする。

昭和六十一年一月一日以後に居住者又は内
国法人に対して支払われる国外公社債等の利
子等の国内における支払の取扱者は、当該居
住者又は内国法人に当該国外公社債等の利子
等の交付をする際、その交付をする金額に百
分の二十の税率を乗じて計算した金額の所得
税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月
十日までに、これを国に納付しなければなら

三 第三条第一項又は前条第一項の規定の適
用に規定する控除した後の金額)について
は、当該金額を第三条第一項又は前条第一
項に規定する支払を受けるべき金額又は利
子等の額とみなす。

前二項の場合において、国外公社債等の利子等の支払の際に徵収される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（政令で定めるものを含む。）の額があるときは、第一項に規定する支払を受けるべき金額及び前項に

規定する交付をする金額は、当該国外公社債等の利子等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

四 条文は次条第二項とする。
当該国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者については、当該支払の取扱者を前条第一項及び第二項に規定する支払をする者とみなす。

第十条第二項から第七項まで」を「所得税法第十一条第二項から第八項まで」に、「同条第三項及び第七項」を「同条第二項及び第八項中「非課税特許申込書」とあるのは特別非課税特許申込書」と、同条第三項、第七項及び第八項」に改め、同条第三項から第九項までを削る。

第十一条第二項から第七項まで」を「所得稅法第十二条第二項から第八項まで」に、「同条第三項及び第七項」を「同条第二項及び第八項中「非課稅貯蓄申込書」とあるのは「特別非課稅貯蓄申込書」と、同条第三項、第七項及び第八項」に改め、同条第三項から第九項までを削る。

第六条を削る。

第七条の見出しを「民間国外債の利子の非課

「当該配当所得の」を「当該配当等の」に改め、同条第一項及び第三項中「配当所得」を「配当等」に改め、同条第五項中「配当所得」を「配当等」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八条第一項に規定する金融機関（内国法
人に限る。）又は同条第四項に規定する証券業
者等（内国法人に限る。）が、国外公社債等の
利子等の支払を受ける場合において、政令で
定めるところにより、当該支払を受けるべき
国外公社債等の利子等につきこの項の規定の
適用を受けようとする旨その他大蔵省令で定
める事項を記載した申告書を当該国外公社債
等の利子等の国内における支払の取扱者を経
由して税務署長に提出したときは、当該国外
公社債等の利子等の額のうち、当該金融機関
又は証券業者等が当該国外公社債等の利子等
に係る公社債又は公社債投資信託の受益証券

同条第三項から第九項までを削る。
第六条を削る。

第七条の見出しを「(民間国外債の利子の非課税)」に改め、同条中「昭和四十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に発行した外貨債(外国通貨で表示される債券及び本邦通貨で表示され、確定換算率により外国通貨で支払を行うべき旨の特約がある債券をいう。)」を「昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十日までの間に所得税法の施行地外の地域において発行した債券(利子の支払が当該地域において行われるものに限る。)」に、「又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対して支払う

同条第一項を次のように改める。
昭和六十一年一月一日以後に、居住者、国内に恒久的施設を有する非居住者、内国外法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に對し証券投資信託の収益の分配に係る配当等(前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の支払をする者は、次項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、当該通知に係る証券投資信託の収益の分配に係る配当等につき、当該配当等の額に前条第一項に規定する税率から当該配当等に係る所得税法第百八

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

十二条又は第二百十三条に規定する百分の一
十の税率を控除した率に相当する税率を乗じて
計算した金額の所得税を徴収し、その徴収
の日の属する月の翌月十日までに、これを国
に納付しなければならない。

第八条の三第二項中「配当所得」を「配当等」とする。」を加え、同条第三項を削り、同条第四項とし、同条第五項中「配当所得」を「配当等」に、「前項」を第一項に、「受ける配当所得」を「受け取る配当等」に、「事業帰属配当所得」を「事業帰属配当等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項中「同条第三項」を「同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第八条の三第五項」を「第八条の三第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第三条の二第八項」を「第三条の二第七項」に、「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第七項とする。

第八条の四第一項中「昭和五十五年四月一日から昭和六十一年十二月三十一日までの間に所
得税法の施行地において内国法人から配当所得
(証券投資信託の収益の分配に係るもの)を除く。
以下この条において同じ。)の支払を受けるべき
場合において、当該配当所得」を昭和六十一年
一月一日以後に所得税法の施行地において内国
法人から配当等(証券投資信託の収益の分配に
係るもの)を除く。以下この項において同じ。)の
支払を受けるべき場合において、当該配当等に
係る配当所得」に、「配当所得については、当該配
当所得が次に掲げる配当所得」を「配当等に係る
配当所得について」は、当該配当等が次に掲げる
配当等」に改め、同項第一号及び第二号中「配当
所得」を「配当等」に改め、同条第六項中「支払を
受け」の下に「配当等に係る」を加え、「同項の

居住者が、昭和六十一年一月一日以後に所
得税法の施行地外の地域において発行された
株式に係る配当等（第九条の二第二項の規定
の適用を受けるものに限る。以下この項にお
いて同じ。）の支払を受けるべき場合（おも
て、政令で定めるところにより、当該配当等
に係る配当所得につきこの項の規定の適用を
受けようとする旨その他大蔵省令で定める事
項を記載した申告書を当該配当等の同条第二
項に規定する支払の取扱者を経由して納税地
の所轄税務署長に提出したときは、当該配当
等に係る配当所得について、その一回に支
払を受けるべき金額（同条第三項の規定の適
用を受ける配当等にあつては、同項に規定す
る控除した後の金額。以下この項において同
じ。）が二十五万円（当該配当等の計算の基礎
となつた期間が一年以上であるときは、五十
万円）以上であるものを除き、同法第二十二

第九条の二 内国法人（所得税法別表第一 第二号に掲げる内国法人を除く。次項及び第四項において同じ。）は、昭和六十一年一月一日以後に支払を受けるべき同法の施行地外の地域において発行された公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券又は株式の収益の分配又は利益の配当に係る配当等（当該地域において支払われるものに限る。以下この条において「国外株式等の配当等」という。）につき、同法の施行地（以下この条において「国内」という。）における支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この条において「支払の取扱

第九条中「昭和四十六年分から昭和六十一年分まで」を「昭和六十一年以後」に改める。
第九条の二を次のように改める。
(国外で発行された株式等の配当所得の源泉徴収等の特例)

和四十年分から昭和六十一年分まで」を「昭和六十一年以後の各年分」に改め、同条第三項中「配当所得」を「配当等」に改める。

分から昭和六十一年分まで」を「同年以後の各年分」に、「当該配当所得の金額」を「当該配当等に係る配当所得の金額」に改め、同条第二項中「課税

分配に係るものと除く。以下この条において同じ。)で、当該内国法人から一回に支払を受けるべき金額が五万円(当該配当等)に「昭和四十年

第八条の五第一項中「昭和四十年一月一日から昭和六十一年十二月三十一日までの間に内国外人から支払を受けるべき配当所得(証券投資信託の収益の分配に係るもの)を除く。(以下この条において同じ。)」で当該内国外人から一回に支払を受けるべき金額が五万円(当該配当所得)を受けるべき配当等(証券投資信託の収益の

条 第八十九条及び第九十一条の規定にかかる
わらず、他の所得と区分し、当該支払を受け
るべき金額に対し百分の三十五の税率を適用
して所得税を課する。

者」という。(二)を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外株式等の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の二十の税率を適用して所得税を課する。

昭和六十一年一月一日以後に居住者又は内国外人にに対して支払われる国外株式等の配当等の国内における支払の取扱者は、当該居住者又は内国外人に当該国外株式等の配当等の交付をする際、その交付をする金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

三条から第三十三条の三まで又は第三十七条第一項（第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。）に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十日」に、「前二条又は第一項（第一項において読み替えて適用する場合を含む。）」を「第十一條から前条まで若しくは前項、第十六条、第二十八条の三、第三十一条から第三十三条の三まで又は第三十七条第一項（第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。）」を「百分の十八」を「百分の十六」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五条第六項に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「（第二項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）」を削り、「第十二条第一項本文又は同条第三項」とし、同条第六項中「第一項及び前二項」を「前二项」に改め、同項を同条第四項として、同条を第十二条の三とする。

（中小企業者の技術開発用機械等の特別償却）

第十二条の二 青色申告書を提出する個人で、中小企業技術開発促進臨時措置法（昭和六十年法律第号）第二条第二項に規定する組合等（以下この項において「組合等」という。）のうち昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十日までの間に同法第四条第一項に規定する技術開発事業に関する計画（以下この項において「計画」という。）に係る同条第一項の認定を受けたものの構成員（当該組合等が二以上の組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員を含む。）で同法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものが、当該計画を実施する期間として当該計画に定める期間（当該期間が五年を超える場合には、

当該期間の開始の日から同日以後五年を経過するまでの期間）内に、当該計画に定める機械及び装置並びに建物及びその附属設備のうち政令で定めるものでその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（前述三条、第十四条、第十六条、第二十八条の三、第三十三条から第三十三条の三まで又は第三十七条第一項（第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。）に、「百分の十八」を「百分の十六」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「（第二項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）」を削り、「第十二条第一項本文又は同条第三項」とし、同条第六項中「第一項及び前二項」を「前二项」に改め、同項を同条第二項として、同条を第十二条の三とする。

（分の二十三）に改める。）

第十三条の二第一項中「百分の三十（第三号に掲げる漁船については、百分の二十七）」を「百分の二十七」と、「昭和六十年三月三十日」を「昭和六十二年三月三十日」に改める。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける技術開発用機械等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合における、同条第二項中「その合計償却限度額」とは、同条第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

（分の二十三）に改める。

3 第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十三条第一項中「昭和六十年三月三十日」を「昭和六十二年三月三十日」に、「百分の十八」を「百分の十六」に、「百分の二十五」を「百分の二十三」に改める。

分の二十三）に改める。

第十三条の二第一項中「百分の三十（第三号に掲げる漁船については、百分の二十七）」を「百分の二十七」と、「昭和六十年三月三十日」を「昭和六十二年三月三十日」に改め、「（その不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に関し第十二条の三の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「百分の百四十七」を「百分の百四十二」に、「百分の百七十九」を「百分の百六十五」に改め、同条第二項中「昭和四十九年四月一日から昭和六十年三月三十日まで」を「昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十日まで」に、「都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第六号に規定する施設建築物（以下この条において「施設建築物」という。）を「特定再開発建築物」に、「又は施設建築物」を「又は特定再開発建築物」に、「当該施設建築物」を「当該特定再開発建築物」に、「第十二条の二」を「第十七条」に、「百分の百十四」を「百分の百三十」に改め、同条第五項中「添附」を「添付」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前二项」を「第一項、第二項又は前二项」に、「施設建築物」を「特定再開発建築物」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二项」を「第二項」に、「施設建築物」を「特定再開発建築物」に、「同項の特定再開発建築物」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項に規定する特定再開発建築物とは、次に掲げる建築物に係る建物及びその附屬設備をいう。

一 都市計画法第四条第一項に規定する都市計画（次号及び第三号において「都市計画」という。）に定められた同法第八条第一項第三号の高度利用地区（以下この項において「高度利用地区」という。）の区域内に建築される建築物で政令で定めるもの。

二 首都圈整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第三項に規定する既成市街地、近畿圈整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域その他これらに類する区域として政令で定める区域（高度利用地区的区域を除く。次号及び第四号において「再開発区域」という。）内で、かつ、都市計画に定められた都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画（政令で定める事項を定めたものに限る。）の区域内に建築される建築物で政令で定めるもの。

三 高度利用地区又は再開発区域内で、かつ、都市計画に定められた都市計画法第八条第一項第四号に掲げる特定街区の区域内に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十五条に建築される建築物で政令で定めるもの。

四 高度利用地区又は再開発区域内に建築された建築物で政令で定めるもの。

五 中小企業技術開発促進臨時措置法第四条に規定する技術開発事業に関する計画に係る同項の認定を受けた同法第二条第一項に規定する組合等（以下この項において「組合等」という。）のうち昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十日までの間に同法第四条第一項に規定する技術開発事業に関する計画（以下この項において「計画」という。）に係る同条第一項の認定を受けたものの構成員（当該組合等が二以上の組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員を含む。）で同法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものが、当該計画を実施する期間として当該計画に定める期間（当該期間が五年を超える場合には、

第二十条第一項中「昭和六十年三月三十一日を「昭和六十二年三月三十一日」に、「千分の十一・一」を「千分の十・四」に、「千分の十六・六」を「千分の十四・一」に改める。
第二十条の二第一項中「昭和六十年」を「昭和六十二年」に改める。

第二十二条の三第五項
第二十五条第一項中「昭和六十年」を「昭和六十五年」に改める。

第二十八条の三第十一項中「第十条の二から第十二条の三まで及び」を「第十条第二項及び第三項、第十条の二から第十二条まで並びに」に改める。

三十一日」を昭和六十二年十二月三十日】に改める。
第三十条の二第一項中「昭和六十年」を「昭和六十二年」に改め、同条第二項中「低い金額」の下に「(第二号に規定する必要経費の額を前条第一項の規定により算出する場合にあつては、第一号に掲げる金額)」を加える。

第三十一条の二第一項中「昭和五十七年一月一日から昭和五十九年十二月三十日まで」を「昭和六十年一月一日から昭和六十二年十二月三十日まで」に改め、同条第二項第七号ハ中「三十一日まで」を「昭和二十五年法律第二百一号」を削り、同条第三項中「昭和五十七年一月一日から昭和五十九年十二月三十日まで」を「昭和六十年一月一日から昭和六十二年十二月三十日まで」に改め、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第五項から第七項までを一項第九項とし、同条第五項から第七項までを「第三項」ずつ繰り下げ、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

二第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第一項の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は前項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第三十一条の三第一項中「昭和五十七年一月一日から昭和五十九年十二月三十一日まで」を「昭和六十一年一月一日から昭和六十二年十二月三十一日まで」に、「昭和五十七年から昭和五十九年まで」を「昭和六十年から昭和六十二年まで」に、「第三十一条第一項各号」を「第三十一条第一項第二号」に、「同項第一号中「百分の二十一」とあるのは「百分の十五」と、同項第二号中「八百万円」とあるのは「六百万円」と、「同号中に」「とあるのは「課税長期譲渡所得金額から四千万円」を控除した金額の百分の二十に相当する」を「とあるのは、「課税長期譲渡所得金額から四千万円」を控除した金額の百分の二十五に相当する」に改める。

第三十三条の六第二項中「第十条の二から第十二条の三まで及び」を「第十条第二項及び第三項、第十条の二から第十二条まで並びに」に改める。

第三十四条の二第二項第三号中「を満たすもの」の下に「で政令で定めるもの」を加え、「昭和六十年十二月三十一日」を「昭和六十五年十二月三十一日」に改める。

第三十五条の三第二項第四号中「換地又は当該権利の目的となるべき土地」を「地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地」に改め、同項第七号中「第十三条の二第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三十七条第一項中「昭和六十年十二月三十一日」を「昭和六十五年十二月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「(昭和三十一年法律第八十

第三十七条の三第二項中「第十条の二から第十二条の三まで及び」を「第十条第一項及び第三項、第十条の二から第十二条まで並びに」に改める。
第三十七条の四中「昭和六十年十一月三十一日」を「昭和六十五年十二月三十一日」に改める。
第三十七条の六の見出し中「農住組合の行う」を「特定の」に改め、同条第一項を次のように改める。
個人の有する土地又は土地の上に存する権利（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産その他のこれに準する資産で政令で定めるものに該当するものを除く。以下この条、次条及び第三十七条の九において「土地等」という。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に規定する交換分合により譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。以下この条において同じ。）をした土地等（当該各号に規定する土地等とともに当該各号に規定する清算金の取得をした場合には、当該譲渡をした土地等のうち当該清算金の額に対応する部分以外のものとして政令で定める部分）の譲渡がなかつたものとして、第三十一条又は第三十二条の規定を適用する。
一 農業振興地域の整備に関する法律第十三
条の二第二項の規定による交換分合により
土地等の譲渡（第三十四条から第三十四条
の三まで、第三十七条又は第三十七条の四
の規定の適用を受けるものを除く。）をし、
かつ、当該交換分合により土地等の取得を
した場合（当該土地等とともに同法第十三
条の五において準用する土地改良法第百二
条第四項の規定による清算金の取得をした

二 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第七条第二項第三号の規定による交換分合（同法第二章第三節に定めるところにより行われたものに限る。）により土地等（農住組合の組合員である個人その他の政令で定める者の有する土地等に限る。）の譲渡（第三十三条、第三十三条の四、第三十四条から第三十五条まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四又は前条の規定の適用を受けるものを除く。）をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をした場合（当該土地等とともに同法第十一条において準用する土地改良法第一百二条第四項の規定による清算金の取得をした場合を含む。）

第三十七条の六第二項中「かつ、同項の」を「かつ、同項第一号又は第二号の交換分合に係る」に改め、同条第四項中「同項の」を「同項第一号又は第二号に規定する」に改め、「〔譲渡所得の基団となる不動産等の貸付けを含む。〕」を削り、「譲渡した」を「譲渡をした」に、「第一項に規定する」を「第一項第一号又は第二号に規定する」に改める。

第三十七条の十第一項に次の一号を加える。

三 所得税法の施行地外の地域において割引の方法により発行される公社債（利子が支払われる公社債で割引の方法により発行される公社債に類するものとして政令で定めるものを含む。）を同法の施行地において譲渡したことによる所得として政令で定めるものの（同法第九条第一項第十一号イに掲げる所得に該当するものを除く。）

第三十七条の十第二項中「前項第一号又は第二号」を「前項各号」に、「又は株式の売買」を「株式の売買又は公社債の譲渡」に、「若しくは第二号」を「から第二号まで」に、「若しくは株式の売買」を「株式の売買若しくは公社債の譲渡」

昭和六十年三月九日 衆議院会議録第十三号(二)

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

五六

第四十条の四第一項中「その未処分所得の金

額から留保したものとして政令で定める金額を「その未処分所得の金額から留保したもの」として、政令で定まるところにより、当該未処分所

得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び利益の配当又は剩余金の分配の額に関する

る調整を加えた金額」に改め、同条第三項ただし書を削り、同条第五項中「第三項本文」を「第

三項」に「同項本文」を「同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「居住者が同項の規定の適用を受ける場合は、その者は、同項

の規定の適用に係る特定外国子会社等の課税対象留保金額の計算の基礎とした当該特定外国子

会社等」を「居住者は、その者に係る特定外国子会社等の各事業年度（第三項の規定の適用に係る場合は、第一項の規定による）、「新規」又は「既存」の

る事業年度を除く」に記載すべき類を「一書類を」の「一」に当該各事業年度終了の日以後二月を経過した日の属する年分の一を加え、同項を同条第五項と

4 し、同条第三項の次に次の一項を加える。

又は地域に存在する場合に当該法人の他の国又は地域に源泉のある所得に対しても税を課さ

ないこととしている国又は地域（第一項に規定する政令で定める国又は地域（以下この項において「軽課税国」という。）を除く。）に本店

又は主たる事務所を有する第一項に規定する
外国關係会社で、その事業の管理及び支配の

場所が軽課税国に存在するものは、当該軽課税国に本店又は主たる事務所を有するものとみなす（第13条第3項）。

みなし”でこの節の規定を適用する。

号から第三号までに掲げる事実が生じた場合又は当該居住者に係る同項に規定する外国關係会社（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剩余金の分配の額（第一号及び第三号に掲げる金額を含む。）の支払（第二号及び第三号に掲げ

る事實を含む。)を受けた外国關係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)につき第四号に、「特定外國子會社等から受けける」を「特定外國子會社等又は外國關係会社から受けける」に、「当該特定外國子會社等から」の「を「当該特定外國子會社等又は当該外國關係会社からの」に改め、「第一号を除き、」を削り、同項に次の一号を加える。

四 当該居住者に対する利益の配当若しくは剩余金の分配の額の支払又は所得稅法第二十五条第一項各号に掲げる金錢その他の資産の交付若しくは同条第二項各号に掲げる事実その支払う利益の配当若しくは剩余金の分配の額又は同条の規定により利益の配当若しくは剩余金の分配の額とみなされる金額

第四十条の五第二項及び第三項中「特定外國子會社等」の下に「又は外國關係会社」を加える。

第四十一条の八 所得稅法第二百六十六条に規定する承認を受けている者が、その年十二月二十日までに、この項の規定の適用を受ける旨その他大藏省令で定める事項を記載した届出書を同条に規定する事務所等の所在地の所轄稅務署長に提出したときは、当該届出書を提出した日の属する年以後の各年の七月から十二月までの期間に当該事務所等において支払つた同条に規定する給与等及び退職手当等について徵収した所得稅の額の納期限は、同条の規定にかかるわらず、当該期間の属する年の翌年一月二十日とする。

2 前項の届出書の提出がされた日の属する年以後の各年において、当該届出書を提出した者につき次の各号の一に該当する事実がある

3

場合には、当該各号に掲げる所得税の額の納期限は、同項の規定にかかわらず、当該期間の属する年の翌年一月十日とする。

一 その年十二月三十一日において所得税法第四編第一章から第五章までの規定により徴収した所得税に限る。)の滞納があること。 当該滞納がある年の七月から十二月までの期間に徴収した前項に規定する所得税の額の納期限

二 その年七月から十二月までの期間に徴収した前項に規定する所得税の額を当該期間の属する年の翌年一月二十日までに納付しなかつたこと。 当該所得税の額の納期限は、第一項に規定する届出書を提出した者が同

項の規定の適用を受けることをやめようとする場合の手続その他同項及び前項の規定の適用に關する事項は、改訂で定まる。

用を以てし必要な事項は、政令で定める。

加的給付等に係る課税の特例)

又は船員保険法附則第二十三項に規定する被保険者がこれらの規定に規定する承認法人等から支払と受けらるこれらの規定に規定する合

2 前項に規定する被保険者が健康保険法附則
付については、所得税を課さない。

第十条第二項又は船員保険法附則第二十四項の規定により前項に規定する承認法人等に対

し支払う金錢の額は、所得税法第七十四条第一項に規定する社会保険料とみなして、同法の規定による。

3 健康保険法附則第十条第一項に規定する事業主又は船員保険法附則第二十三項に規定する事業主の規定を適用する。

る船舶所有者が第一項に規定する給付に要する費用として同項に規定する承認法人等に対する支出した金額の額は、同項に規定する被保険者の給与所得に係る収入金額には含まれないものとする。

第四十一条の十二第一項から第三項まで、第五項及び第六項中「昭和五十五年四月一日から昭和六十一年十二月三十一日までの間に」を「昭和五十五年四月一日以後に」に改める。
第四十二条の十三の見出しを「民間国外債の発行差金の非課税」に改め、同条中「昭和五十年四月一日から昭和六十二年三月三十日まで」を「昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十日まで」に、「利付外貨債」(第七条に規定する外貨債で確定利率によりその利子が支払われるもの)を「民間国外債(内国法人が所得税法の施行境外の地域において発行した第六条に規定する債券)」、「その利付外貨債」を「その民間国外債」に、「所得税法」を「同法」に改める。
第四十二条の十五中「昭和六十年十二月三十一日」を「昭和六十五年十二月三十一日」に改め、第四十二条の二第二項第二号中「百分の二十一・九」を「百分の二十二・一」と改め、同条第三項中「百分の二十二・一」を「百分の二十三・九」に改め、同条第四項中「百分の二十六・六」を「百分の二十八」に、「百分の二十二・二」を「百分の二十三」に改め、同条第五項中「百分の二十五」を「百分の二十七」に、「百分の二十九」を「百分の二十八」に改め、同条第六項中「百分の二十三」を「百分の二十四・八」に、「百分の二十三・九」を「百分の二十五・八」に改める。
第四十二条の二第二項第二号中「百分の二十一・一」を「百分の二十二」に改め、同条第三項中「(昭和三十二年法律第二十六号)」を削る。
第四十二条の四の見出し中「増加した場合」を「増加した場合等」に改め、同条第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「並びに第四十二条の六第二項から第四項まで及び第六項」を「第四十二条の六第六項から第六项まで及び第六項並びに第六十八条の二」に改め、「附帯税の額を除く。」の下に「和三十二年法律第二十六号」を削る。
「以下」の項及び第三項において同じ。」を加え、

同条第二項を次のように改める。

2 青色申告書を提出する法人が、昭和六十年四月一日から昭和六十三年三月三十日までに、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない基盤技術開発研究用資産を取得し、又は基盤技術開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを法人税法の施行地にある該法人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)の所得に対する法人税の額から控除する金額に係る前項の規定の適用については、同項中「多い額を超える場合」とあるのは「多い額を超える場合又は次項に規定する場合に該当する場合」と、「百分の二十に相当する金額(当該金額)とあるのは「百分の二十に相当する金額と基盤技術開発研究用資産の取得価額の百分の七に相当する金額との合計額(当該合計額)と、「百分の十」とあるのは「百分の十五」と、「最初の事業年度」とあるのは「最初の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額」とする。

第四十二条の四第六項中「第一項の」を「第一項(第二項において読み替えて適用する場合を含む。)又は第三項の」、「増加した場合等」に改め、同項を同条第八項とし、同条等五項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に、「添附」を「添付」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 政令で定める中小企業者に該当する法人又

は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの(以下この項において「中小企業者等」といいう。)の昭和六十年四月一日から昭和六十三

年三月三十一日までの間に開始する各事業年

度(第一項(前項において読み替えて適用する場合を含む。第五項から第七項までにおいて同じ。)の規定の適用を受ける事業年度、解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において

は

当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合で、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該事業年度の当該試験研究費の額の百分の六に相当する金額(当該中小企業者等が当該事業年度においてその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない基盤技術開発研究用資産を取扱ったことのない基盤技術開発研究用資産を取得し、又は基盤技術開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを法人税法の施行地にある当該中小企業者等の事業の用に供した場合に該当する場合、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である環境衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会をいう。

4 第四十二条の五第一項中「第四十六条」を「第四十六条の二」に、「第四十五条の二第一項」を「前条第三項」に、「同項に規定する機械及び装置を「機械及び装置」に改め、同条第二項中「並びに次条第二項から第四項まで及び第六項」を「次条第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の二」に、「第四十六条」を「第四十一条」に改め、「前条まで」に改める。

第五十五条第一項の表の第二号及び第三号中

「百分の十八」を「百分の十六」に改める。

第五十五条第三項の三を削る。

第五十五条第一項中「政令で定める中小企

業者」を「第四十二条の四第三項に規定する中

小企業者」に、「昭和六十一年三月三十一日」を昭

和六十二年三月三十一日」に、「前条まで又は

「前条まで」、第四十九条若しくは第五十一条

若しくは「に改め、「第五十二条の二第一項」の

下に又は第六十四条第一項(第六十四条の二第二

項において準用する場合を含む。)第六十五

条、第六十五条の七第一項(第六十五条の八第二

項において準用する場合を含む。)若しくは第六

十七条の四」を加え、同条第二項から第四項まで

を削り、同条第五項中「昭和六十一年三月三十一

日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「第一項

(第三項において読み替えて適用する場合を含

む。次項において同じ。)又は「前項若しくは

「前条まで」に改め、「第五十二条の三第一項」の

下に又は第六十四条第一項(第六十四条の二第二

項において準用する場合を含む。)第六十五条、第

六十五条の七第一項(第六十五条の八第二項に

おいて準用する場合を含む。)若しくは第六十七

条の四」を加え、「百分の十八」を「百分の十六」に

改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中

「第一項又は前項」を「前二項」に改め、同項を同

度ととする。

5 前三項において、次の各号に掲げる用語の

意義は、当該各号に定めるところによる。

一 試験研究費 製品の製造又は技術の改

良、考案若しくは発明に係る試験研究のた

めに要する費用で政令で定めるものをい

う。

二 基盤技術開発研究用資産 素材の利用さ

れていない特性を活用することによりその

機能を高める技術、電子の運動の特性を高

度に利用することにより情報の処理、蓄

積、伝送等の機能を飛躍的に高める技術等

の新しい原理に基づく技術又は既存の技術

た機械その他の生産設備で大蔵省令で定める

ものについては、「百分の十六」を「百分の十六」に改め、同表の第三号及び第四号中「百分の十

八」を「百分の十六」に改め、同表の第七号中「百

分の十五」を「百分の十四」(当該船舶のうち本邦

と外国又は外国と外国との間を往来するもので

して政令で定めるものについては、「百分の十

八」に改め、同表の第八号中「百分の十一」を

「百分の十」に改める。

第四十四条第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「百分の十八」を「百分の十六」に改める。

第四十五条第一項の表の第二号及び第三号中「百分の十八」を「百分の十六」に改める。

第四十五条第三項の三を削る。

第四十五条第一項中「政令で定める中小企

業者」を「第四十二条の四第三項に規定する中

小企業者」に、「昭和六十一年三月三十一日」を昭

和六十二年三月三十一日」に、「前条まで又は

「前条まで」、第四十九条若しくは第五十一条

若しくは「に改め、「第五十二条の二第一項」の

下に又は第六十四条第一項(第六十四条の二第二

項において準用する場合を含む。)第六十五

条、第六十五条の七第一項(第六十五条の八第二

項において準用する場合を含む。)若しくは第六

十七条の四」を加え、同条第二項から第四項まで

を削り、同条第五項中「昭和六十一年三月三十一

日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「第一項

(第三項において読み替えて適用する場合を含

む。次項において同じ。)又は「前項若しくは

「前条まで」に改め、「第五十二条の三第一項」の

下に又は第六十四条第一項(第六十四条の二第二

項において準用する場合を含む。)第六十五条、第

六十五条の七第一項(第六十五条の八第二項に

おいて準用する場合を含む。)若しくは第六十七

条の四」を加え、「百分の十八」を「百分の十六」に

改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中

「第一項又は前項」を「前二項」に改め、同項を同

昭和六十年三月九日 業議院会議録第十三号

租税特別措置法及び所得稅法の一部を改正する法律案及び同報告書

五六八

条第三項とし、同条を第四十五条の三とする。

第四十五条の次に次の二項を加える。

(中小企業者の技術開発用機械等の特別償却)

第四十五条の二 青色申告書を提出する法人

で、中小企業技術開発促進臨時措置法第二条

第二項に規定する組合等(以下この項において「組合等」という。)のうち昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十日までの間に

同法第四条第一項に規定する技術開発事業に

関する計画(以下この項において「計画」とい

う。)に係る同条第一項の認定を受けたもの

構成員(当該組合等が二以上の組合等を会員

とする法人である場合には、当該法人を直接

又は間接に構成する会員の構成員を含む。)で

同法第二条第一項に規定する中小企業者に該

当するものが、当該計画を実施する期間とし

て当該計画に定める期間(当該期間が五年を

超える場合には、当該期間の開始の日から同

日以後五年を経過する日までの期間)内に、

当該計画に定める機械及び装置並びに建物及

びその附属設備のうち政令で定めるものでそ

の製作若しくは建設の後事業の用に供された

ことのないもの(第四十三条から前条まで、

第四十七条、四十九条若しくは第五十二条の三

若しくはこれらの規定に係る第五十二条の三

第一項又は第六十四条第一項(第六十四条の

二第二項において準用する場合を含む。)、第六十五条、第六十五条の七第一項(第六十五条の八第二項において準用する場合を含む。)

若しくは第六十七条の四の規定の適用を受け

るもの)を除く。以下この項において「技術開

発用機械等」という。)を取得し、又は技術開

発用機械等を製作し、若しくは建設して、こ

れを当該法人の事業の用(貸付けの用を除

く。)に供した場合には、その用に供した日を

含む事業年度の当該技術開発用機械等の償却

限度額は、法人稅法第三十一条第一項の規定

にかかわらず、当該技術開発用機械等の普通

償却限度額と特別償却限度額(当該技術開発用機械等の取得価額の百分の十六(建物及びその附屬設備については、百分の八)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

第四十三条第二項の規定は、前項の規定を

適用する場合について準用する。

第四十六条第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十日」に改め、同

「百分の二十六」を「百分の二十五」を

「百分の二十三」に改め、同条を第四十六条の

一とする。

第四十五条の四第一項中「百分の三十(第三号に掲げる漁船については、百分の二十七)」を「百分の二十七」に、「昭和六十一年三月三十日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十七条第一項中「昭和六十一年三月三十日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改め、「(当該事業年度における償却額の計算に関し第四十

五条の二又は同条に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、

「百分の四十七」を「百分の四十二」に、「百分

の四十七」を「百分の六十五」に改め、同条第二項中

「昭和四十九年四月一日から昭和六十一年三月三十日まで」を「昭和六十一年四月一日から昭和

六十二年三月三十日まで」に、「都市再開発法

第二条第六号に規定する施設建築物(以下この

項において「施設建築物」という。)」を「特定再開

発建築物」に、「又は施設建築物」を「又は特定再

開発建築物」に、「当該施設建築物」を「当該特

定再開発建築物」に、「当該施設建築物」を「当該

特定再開発建築物」に、「第四十五条の三若しくは

前項又はこれらの規定に係る第五十二条の三第

一項」を若しくは前項若しくはこれらの規定に

係る第五十二条の三第一項又は第五十二条の

四第一項、「百分の十四」を「百分の三十」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

第五十一条第一項中「昭和六十一年三月三十日」を「昭和六十二年三月三十日」に改め、同

「添附」を「添付」に改め、同項を同条第四項

とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項に規定する特定再開発建築物とは、次に掲げる建築物に係る建物及びその附屬設備をいう。

45条に改める。

第五十二条第一項中「昭和六十一年三月三十日」を「昭和六十一年三月三十日」に改め、同

項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項に次の二号を加える。

5 中小企業技術開発促進臨時措置法第四条

一 都市計画法第四条第一項に規定する都市計画(次号及び第三号において「都市計画」とい

う。)に定められた同法第八条第一項第一

三号の高度利用地区(以下この項において「高度利用地区」という。)の区域内に建築さ

れる都市再開発法第二条第六号に規定する

施設建築物(これに準ずるものとして政令

で定める建築物を含む。)

二 首都圈整備法第二条第三項に規定する既

成市街地、近畿圏整備法第二条第三項に規

定する既成都市区域その他これらに類する

区域として政令で定める区域(高度利用地

区の区域を除く。次号及び第四号において「再開発区域」という。)内で、かつ、都市計

画に定められた都市計画法第十二条の四第

一項第一号に掲げる地区計画(政令で定め

る事項を定めたものに限る。)の区域内に建

築される建築物で政令で定めるもの

三 高度利用地区又は再開発区域内で、か

つ、都市計画に定められた都市計画法第八

条第一項第四号に掲げる特定街区の区域内

に建築される建築物で政令で定めるもの

四 高度利用地区又は再開発区域内に建築基

準法第五十九条の二の規定による許可を受

けた建築される建築物で政令で定めるもの

五・六」を「千分の四・二」と、「千分の十二・

二」を「千分の十・四」と、「千分の七・七」を「千

分の五・八」に、「千分の十六・六」を「千分の十

四・一」に改める。

第五十六条の七第一項、第五十六条の八第一

項及び第五十六条の九第一項中「昭和六十一年三月三十日」を「昭和六十二年三月三十日」に改める。

第五十六条の十及び第五十六条の十一を削る。

第五十七条の五第一項、第六十一条第一項及

び第六十二条第一項中「昭和六十一年三月三十日」を「昭和六十二年三月三十日」に改める。

第五十四条第一項中「昭和六十一年三月三十日」を「昭和六十一年三月三十日」に改め、同

「百分の五・六」を「千分の四・二」と、「千分の十二・

二」を「千分の十・四」と、「千分の七・七」を「千

分の五・八」に、「千分の十六・六」を「千分の十

四・一」に改める。

第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一

項及び第五十五条の四第一項中「昭和六十一年三月三十日」を「昭和六十二年三月三十日」に改める。

第五十六条の七第一項、第五十六条の八第一

項及び第五十六条の九第一項中「昭和六十一年三月三十日」を「昭和六十二年三月三十日」に改める。

第五十七条の五第一項、第六十一条第一項及

び第六十二条第一項中「昭和六十一年三月三十日」を「昭和六十二年三月三十日」に改める。

超過額の総額との合計額以上である場合
繰越所得税額控除限度超過額の総額

内国法人が、解散その他の政令で定める事実が生じた日を含む事業年度において繰越所得税額控除限度超過額を有する場合には、法人税法第六十八条の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する所得税の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により控除する所得税の額に繰越所得税額控除限度超過額の総額とす

4 前三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 解散事業年度等 解散の日を含む事業年度、清算中の事業年度その他これらに類するものとして政令で定める事業年度をいう。

二 繼越所得税額控除限度超過額 適用年度の第四号に規定する利子・配当等に係る所得税の額のうち、当該適用年度の所得に対する法人税の額から控除しなかつた部分の金額（既に第一項から第三項までの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）をいう。

三 所得税額控除限度額 法人税法第六十八条及び第六十九条並びに第一項及び第二項の規定を適用しないで計算した場合の当該事業年度の所得に対する法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。

四 利子・配当等に係る所得税の額 内国法人が、各事業年度において支払を受ける所得税法第七十四条第一号又は第二号に規定する利子等又は配当等につき同法の規定により課される所得税の額及び各事業年度において支払を受ける第四十一条の十二第一項

二項に規定する割引債の同項に規定する償還差益につき同条第四項の規定によりその償還を受ける時に徵収されるものとみなされる所得税の額（これらの所得税の額に類するもので政令で定めるものを含む。）で法人税法第六十八条の規定により当該各事業年度の所得に対する法人税の額から控除することとされている金額をいう。

5 第一項（同項第一号を除く。以下この項において同じ。）又は第二項の規定は、前項第二号に規定する繰越所得税額控除限度超過額の生じた事業年度からこれらの規定の適用を受けようとする事業年度の直前の事業年度まで連続して法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書を提出し、かつ、当該確定申告書に当該繰越所得税額控除限度超過額の計算に関する明細書の添付があつた場合であつて、第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等にこれらの規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該明細書の添付があるときに限り適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該事業年度の確定申告書等に当該事業年度の前項第四号に規定する利子・配当等に係る所得税の額及び当該事業年度前の各事業年度において生じた当該繰越所得税額控除限度超過額として記載された金額を基礎として計算した金額を限度とする。

6 税務署長は、第一項又は第二項の規定により控除するこれらの規定に規定する繰越所得税額控除限度超過額の全部又は一部につき前項の記載又は明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、同項の記載又は明細書の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、その記載又は明細書の提出がなかつた金額につき

7 前二項の規定は、第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「及び当該明細書」とあるのは「並びに当該明細書及び当該事業年度において第三項に規定する事実が生じた旨を証する大蔵省令で定める書類」と、第六項中「明細書」とあるのは「明細書若しくは次項において準用する前項の書類」とする。

8 前各項の規定は、第二条第一項第二号に規定する外国法人（法人税法第一百四十二条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当するものに限る。）が適用年度において支払を受ける所得税法第二十三条第一項に規定する利子等のうち同法第一百六十二条第四号イからハまでに掲げるものにつき同法の規定により課される所得税の額及び適用年度において支払

| 第七十条の二 | | 第六十七条第一項 | | 第四十条 | |
|------------------------|---|---|------------------------|--|---|
| 第七十四条第一項第二号 | 前節（税額の計） | この款 | 第六十九条（所除） | 第六十九条（二まで） | 同項若しくは租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の二（利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例） |
| （利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例） | （利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例）及び租税特別措置法第六十八条の二（利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例）の規定 | この款及び租税特別措置法第六十八条の二（利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例）並びに同法第六十八条の二（利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例） | 第六十九条（二まで）（税額控除） | 第六十九条（二まで）（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の二（利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例） | 第六十九条（二まで）（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の二（利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例） |
| （利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例） | （利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例）及び租税特別措置法第六十八条の二（利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例）の規定 | （利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例） | （利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例） | （利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例） | （利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例） |

昭和六年三月九日 衆議院会議録第十三号(二) 租税特別措置法及び所得稅法の一部を改正する法律案及び同案告白

五七二

| | |
|-----------------|----------------------------------|
| 項第八十一条第一 | 第六十九条（所得税額等の控除）並びに租税特別措置法第六十八条の二 |
| の規定により控除された | 第六十九条（所得税額等の控除）並びに租税特別措置法第六十八条の二 |

10 第一項から第三項までの規定（これらの規定を第八項において準用する場合を含む。）の適用がある場合の国税通則法第十九条、第二十三条、第六十五条及び第七十七条の規定の適用

より当該課税期間において生じた課税所得額
額控除限度超過額が過大にあるものとする納
税申告書を提出している場合にする更正は「
とする。

用については、同法第十九条第一項第二号中「新損失等の金額」とあるのは「純損失等の金額又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の二第四項第一号（利

11 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定（これらの規定を第八項において適用する場合を含む。）の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

子・配当等に係る所得税額の控除等の特例)に規定する繰越所得税額控除限度超過額の総額(以下この条、第二十三条及び第七十条において「繰越所得税額控除限度超過額」とい

第七十七条の第七項中「以下」の条において同じ。)の合計額を)の合計額(以下この条において「課税相続財産の価額」という。)に改め、「十分の四以上」の下に「であり、かつ、課税相

う。」)と、同条第一項第一号中「純損失等の金額」とあるのは「純損失等の金額又はその更正に係る繰越所得税額控除限度超過額」と、同法第二十三条第一項第一号中「金額」とある

規定する不動産等の価額の占める割合が十分の五以上」を加え、「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「とどう」の下に「に係る延納期

のは、金額若しくは繰越所得税額控除限度超過額（当該申告書に關し更正があつた場合）たゞは、當該更正後の繰越所得税額控除限度超過額」と、同法第六十五条第三項第二号ロ中

間」を加え、同法第三十九条第三項の規定にかかる立木の当該森林施業計画に基づく伐採の時期及び材積を基礎として納付すべき「分納税額を定める」を同条第一項の規定にかかる

「準用する場合を含む」に第十九条とあるのは「準用する場合を含む。」の規定による控除をされるべき金額（租税特別措置法第六十八条の二（利子・配当等に係る所得控除額の控除等の特例）の規定による控除を

が百万円未満であるときは、当該納付額を五万円で除して得た数（その数に「未満の端数があるときは、これを一とする。」に相当する年数以内）とする。改め、同条第五項中「相続又は

されるべき金額を含む。」法人税法第六十九条と、同法第七十条第二項第一号中「純損失等の金額」とあるのは「純損失等の金額若しくは純益等の金額を含む。」と改められ、同法第三

遺贈により取得した財産で当該相続税額の計算の基礎となつたものの「価額」を「課税相続財産の価額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第

は新妻河内税務署長「通達書」を 同条第
五項中「についての更正は」とあるのは「につ
いての更正若しくは偽りその他不正の行為に

第三項を同条第四項とし、同条第二項中「相続

又は遺贈により取得した財産で延納の許可を受けた相続税額の計算の基礎となつたものの価額の合計額のうちで前項を「課税相続財産の価額

2 税務署長は、相続税法第三十八条第一項のうち「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

規定により相続税額について延納の許可をする場合において、課税相続財産の価額のうち前項に規定する立木の価額の占める割合が

十分の四以上であるときは、当該延納の許可をする相続税額のうち森林計画立木部分の税額については、納稅義務者の申請により、

同条第二項の規定にかかるわらす。当該立木の前項に規定する森林施業計画に基づく伐採の時期及び材積を基礎として納付すべき分納税額を定めることとする。

額を定めることかぎりである。

「昭和六十二年三月三十日」に、「千分の五」を「千分の六」に改める。

和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十日」に改める。

「昭和六十一年十一月三十日」に改める。
第七十七条の二を削り、第七十七条の三を第
七十七条の二とする。

第七十七条の四中「昭和六十年三月三十日」を「昭和六十二年三月三十日」に、「千分の十二」を「千分の十六」に改め、同条を第七十七条

の三とする。

同法第十一条の二第一項の規定による交換分合（同法第十三条第一項の規定により農業振興地域整備計画を変更しようとする場合における交換分合）で、同法第十九条の二第一項の規定による交換分合（同法第

同注第ハ第第一項の規定により、当該農業振興地

(配当所得に関する経過措置)

第七条 昭和六十年十一月三十一日までに支払を受けるべき旧法第八条の二第一項及び第八条の三第一項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、なお従前の例による。

2 昭和六十年十二月三十一日までに内国法人から支払を受けるべき旧法第八条の四第一項及び第八条の五第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第八条 新法第十二条第一項の表の第一号及び第二号の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設を以てその事業の用に供するこれ)をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる機械その他の減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項の表の第一号又は第二号に掲げる機械その他の減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第十二条第一項の表の第三号の規定は、旧法第十二条第一項に規定する指定地域施行日以後に工業用水法(昭和三十一年法律第四十六号)第二条第一項に規定する井戸にとなつた地域内に存する同号に規定する井戸に代えて事業の用に供される同号に掲げる機械その他の設備について適用し、施行日前に当該指定地域とされた事業の用に供した場合は、なお従前の例による。

3 新法第十二条第一項の表の第六号の規定は、個人が施行日前に取得等をしてその事業の用に供する同号に掲げる船舶について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項の表の第六号に掲げる船舶をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する地震防災応急対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法

第十二条の二第一項に規定する地震防災応急対策用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

の規定は、なおその効力を有する。

前項の規定の適用がある場合における新法第十条から第十一条の三まで、第十三条から第十六条まで、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三(新法第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第十条第四項第二号中「又は第十六条」とあるのは「第十六条又は租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第二号)」以下「昭和六十年改正法」という。)附則第八条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十年改正法第十二条の三(以下この章において「昭和六十年旧法第十二条の三」という。)と、新法第十条の二第一項及び第三項並びに第十条の三第一項及び第三項中「又は第十六条」とあるのは「第十六条又は昭和六十年旧法第十二条の三」と、新法第十三条第一項中「又は第十四条から第十六条まで」とあるのは「第十四条から第十六条まで又は昭和六十年旧法第十二条の三」と、新法第十四条第一項中「当該賃家住宅(その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算で)」とあるのは「次条から第十六条まで又は昭和六十一年旧法第十二条の三」と、新法第十四条第一項中「当該賃家住宅の償却費」とあるのは「当該賃家住宅(その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算で)」とあるのは「第十七条」とあるのは「第十七条

十一条まで」とあるのは「第十四条から第十六条まで及び昭和六十年旧法第十二条の三」とす

る。

11 第九項の規定の適用がある場合における新法第十二条の三第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「又は第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第一項」と、「場合を含む。」とあるのは「場合を含む。」又は昭和六十年旧法第十二条の三」とする。

12 新法第十三条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十三条第一項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具については、なお従前の例による。

13 新法第十三条の二の規定は、施行日以後に構造改善計画又は構造改善事業計画につき承認を受けるこれらの規定の商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第三条の二第一項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につき承認を受けたこれらの規定の商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価

8 新法第十二条の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二条の二第四項に規定する医療用機器をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

9 旧法第十二条の三第一項に規定する中小企業者で施行日前に同項に規定する事業合理化計画に係る同項に規定する承認を受けたものが、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業合理化用機械等を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これをその事業の用に供した場合に供した場合については、なお従前の例による。

4 新法第十二条の二第二項の規定は、個人が施

る振興計画につき施行日前に同号の承認を受けた同号に規定する産地組合に対し支出する同号に掲げる負担金については、同条の規定は、なほその効力を有する。この場合において、同項中「昭和六十年三月三十日」とあるのは、「産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第五十三号）が効力を失う日の前日」とする。
(個人の準備金に関する経過措置)

技術博覽会出展準備金を有する個人の昭和六十一年以前の各年分の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「個人が」とあるのは、「個人が、昭和六十年十二月三十日までに」とする。

び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額について、旧法第四十条の四第三項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

新法第四十条の四第四項の規定は、同項に規定する外國關係会社の施行日以後に終了する事業年度について適用し、当該外國關係会社の施行日前に終了した事業年度については、なお從前の例による。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）
第十三条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

総収入金額のうち新法第二十一条第一項に規定

は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行

4 新法第四十条の五の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につ

(法人税率の特例に関する経過措置)
第十四条 新法第四十二条の規定は、同条第一項

る昭和六十年分の所得税に係る同項の規定の適用については、同項中「区分してそれぞれの収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額に、その年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数」とあるのは、「区分し、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額

日前に行つた旧法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

(居住者の特定外団子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第十一條 新法第四十条の四第一項、第三項及び第六項の規定は、同条第一項に規定する特定外

き施行日以後に生じる同項各号に掲げる事実（同項第一号に掲げる事実にあつては、当該特定外団子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る当該事実に限る。）について適用し、旧法第四十条の五第一項に規定する特定外団子会社等につき施行日前に生じた同項各号に掲げる事実（同項第一号に掲げる事実にあつては、当

の表の第三号から第五号までの第一欄に掲げる
法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に
対する法人税及び施行日以後の解散又は合併に
よる清算所得に対する法人税(同表の第四号の
第一欄に掲げる法人の清算中の事業年度の所得
に係る法人税及び残余財産の一部分配により納
付すべき法人税を含む。以下この条において同
じ)について適用し、これらの法人の施行日前

も昭和六十一年一月一日から同年三月三十一日までの期間(以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。)の月数を乗じてこれを当該事業を営んでいた期間内の月数(以下この項において「その年の月数」という。)で除して計算した金額の千分の十一・二に相当する金額と当該取り扱いによる収入金額にその年の月数から旧積立率

国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に
係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該
適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対
象留保金額について適用し、旧法第四十条の四
第一項に規定する特定国外子会社等の施行日前
に終了した事業年度に係る同項に規定する適用
対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る
同項に規定する課税対象留保金額については、

(農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例等に関する経過措置)
第十二条 個人が、昭和六十一年十一月三十一日以前に旧法第四十一条の九第一項に規定する農地年度に係る当該事実で施行日以後に生じる当該事実を含む。)については、なお従前の例による。

じ。)について適用し、これらの法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。
(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置)
第十五条 新法第四十二条の二第一項の規定は、同項第二号に規定する協同組合等の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税につ

十・四に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれをその年の月数で除して計算した金額の千分の十二六・六に相当する金額と当該取引に係る収入金額にその年の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれをその年の月数で除して計算した金額の千分の十四・一に相当する金額との合計額を加算した金額に、その年の月数」とする。

2 なお前例による。

新法第四十条の四第三項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度において、旧法第四十条の第四第三項ただし書に規定する他の特定外国子会社等から施行日前に受けた同項ただし書に規定する利益の配当又は剰余金の分配の額がある場合(当該他の特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る利益の配当又は剰余金の分配の額で施行日以後に受けたものがある場合を含む。)における当該特定外國子会社等の当該事業年度に係る新法第四十条の四第一項に規定する適用対象留保金額及

等を同項に規定する農業生産法人に出資した場合における同項の規定による納期限の延長については、同条の規定は、なおその効力を有する。

前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十一条の九第一項の規定の適用を受けた個人又は昭和六十年十二月三十一日までに同項に規定する農地等を同項に規定する農業生産法人に出資した個人（施行日前に当該出資をした日の属する年分の所得税法第百二十条第一項の規定による申告書を提出した者を除く。）が死亡した場合は、旧法第四

に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、当該協同組合等の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十六条 新法第四十三条第一項の表の第一号及び第二号の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる機械その他の減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号又は第

昭和六十年三月九日 衆議院会議録第十三号

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

開拓準備金の金額については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額(昭和六十年改正法の施行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあっては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和六十年三月三十一日までの期間(以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。)の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の五・六(当該事業年度終了の時において資本の金額若しくは出資金額が一億円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人(以下この項において「中小法人」という。)については、千分の十二・二)に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の四・二(中小法人については、千分の十・四)に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の五・八(中小法人については、千分の十四・一)に相当する金額との合計額を加算した金額」とする。

旧法第五十六条の第一項に規定する法人が施行日以後最初に開始する事業年度(当該事業年度が解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度である場合を除く。以下第七項までにおいて「改正事業年度」という。)において改正

事業年度の直前の事業年度終了の日における同条第二項に規定する株式売買損失準備金の金額（当該直前の事業年度において同項又は同条第一項の規定により損金の額に算入された金額を加算した金額とする。）を有する場合においては、当該株式売買損失準備金の金額のうち、改正事業年度から改正事業年度開始の日以後十年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度において当該株式売買損失準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額（当該金額が当該各事業年度終了の日における株式売買損失準備金残額（当該株式売買損失準備金の金額から同日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は同日前に終了した事業年度においてこの項の規定により益金の額に算入された金額を控除した金額をいう。以下第七項までにおいて同じ。）を超える場合には、当該株式売買損失準備金残額）に相当する金額を当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 前項の規定の適用を受けている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 旧法第五十六条の十第一項に規定する証券業を廃止した場合 当該廃止の日における株式売買損失準備金残額

二 散散した場合 当該解散の日における株式売買損失準備金残額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三 前項、前二号及び次項の場合以外の場合において株式売買損失準備金残額を取り崩した場合 その取り崩した日における株式売買損失準備金残額のうちその取り崩した金額に相当する金額

申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をいた場合における株式売買損失準備金残額については、旧法第五十六条の十第五項の規定の趣旨による。この場合において、同項中「第一項の株式売買損失準備金を積み立てている」とあるのは「昭和六十年改正法附則第十七条第二項」に規定する株式売買損失準備金残額（以下この項目において「株式売買損失準備金残額」という。）を有する」と、「における株式売買損失準備金の全額」とあるのは「における株式売買損失準備金残額」とあると、「当該株式売買損失準備金の金額」とあるのは「当該株式売買損失準備金残額」と、「前二項及び第七項」とあるのは「昭和六十年改正法附則第十七条第二項、第三項及び第六項」とする。

5 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月未満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第二項に規定する法人が改正事業年度以後の各事業年度において合併をした場合における株式売買損失準備金残額の処理その他同項及び第六項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

7 第二項に規定する法人の改正事業年度以後の各事業年度（株式売買損失準備金残額を有する事業年度に限る。終了の日において有する株式売買損失準備金残額の処理については、新法第五十三条第一項の規定は、適用しない。

8 旧法第五十六条の十一第一項に規定する国際科学技術博覧会出展準備金を有する法人の昭和六十年三月十六日を含む事業年度以前の事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「法人が」とあるのは、「法人が、昭和六十年三月十六日を含む事業年度終了の日までに」とする。

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲り渡した場合の所得の特別控除に関する経過措置）

第十八条 新法第六十五条の四第一項第三号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する

(特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)
第十九条 新法第六十五条の十の規定は、法人が施行日以後に特定の譲渡については、なお従前の例による。
昭和六十年一月一日以後に行う同条第一項各号に規定する交換分合により取得する同項に規定する交換取得資産について適用し、法人が同日以前に行つた旧法第六十五条の十第一項に規定する交換分合により取得した同項に規定する交換資産については、なお従前の例による。
(現物出資の場合の譲税の特例に関する経過措置)
第二十条 旧法第六十六条第一項に規定する事業を営む法人で施行日前に同項に規定する承認を受けたものが、当該承認に係る同項に規定する事業提携計画に基づき固定資産を現物出資した場合における法人税については、なお従前の例による。
(内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)
第二十一条 新法第六十六条の六第一項、第三項及び第六項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額について適用し、旧法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。
新法第六十六条の六第三項に規定する特定外國子会社等の施行日以後に終了する事業年度において、旧法第六十六条の六第三項ただし書に規定する他の特定外国子会社等から施行日前に受けた同項ただし書に規定する利益の配当又は剰余金の分配の額がある場合(当該他の特定外國子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る)

五七

第二十二条 旧法第六十六条の十第一項第四号に掲げる産地組合が、施行日前に同号に規定する承認を受けた同号の振興計画において定められた同号に掲げる固定資産で同項に規定する試験研究用資産に該当するものを取得し、又は製作した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「昭和六十年三月三十一日」とあるのは、「産地中小企業対策臨時措置法が効力を失う日の前日」とする。

(特定の医療法人の法人税率の特例に関する経過措置)

第二十三条 新法第六十七条の二の規定は、同条

十分の五以上であるもののうち、施行日以後に延納による分納税額の納期限が到来するものが、ある場合には、施行日以後に当該納期限が到来する分納税額のうち、当該立木の価額に対応するものとして政令で定めるものについては、施行日以後最初に到来する当該納期限（施行日から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、施行日から四月を経過する日）までにされた当該延納の許可を受けた者の申請により、施行日以後の延納期間の三分の一に相当する期間（当該期間に一月に満たない端数を生じた場合には、これを一月として計算した期間）の範囲内において延納期限を延長し、及び施行日以後の延納年割額を新法第七十条の七第二項又は

上名に付された同項に規定する交換分合により取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七条の五第一項に規定する交換分合により取得した同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお前前の例による。

新法第七十七条の四第二項の規定は、同項に規定する農住組合の組合員が施行日以後に同項に規定する交換分合により取得する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、当該組合員が施行日前に旧法第七十七条の五第二項に規定する交換分合により取得した土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税につ

この場合において、当該確認した旨の証印を受けなかつたときは、当該通帳に係る郵便貯金は、同条第三項に規定する確認した旨の証印を受けてないものとして、同項及び同条第四項の規定を適用する。

4 前三項に定めるもののほか、昭和六十年十二月三十一日以前に預入をした新所得税法第九条の二第一項に規定する郵便貯金に係る同条の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。
(少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置)

第二十八条 新所得税法第十条の規定は、昭和六十一年一月一日以後に預入、信託又は購入(以

4
新法第六十六条の八第一項の規定は、同項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき施行日以後に生じる同項各号に掲げる事実(同項第一号に掲げる事実にあつては、当該特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る当該事実に限る。)について適用し、旧法第六十六条の八第一項に規定する特定外国子会社等につき施行日前に生じた同項各号に掲げる事実(同項第一号に掲げる事実にあつては、当該特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る当該事実で施行日以後に生じる当該事実を含む。)については、なお従前の例による。

第二十五条 新法第七十条の七の規定は、施行日以後にする相続税法（昭和二十五年法律第七十号）第三十八条第一項又は第四十三条第五項の規定による延納の許可に係る相続税について適用し、施行日前にこれらの規定による延納の許可をした相続税については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

税務署長は、施行日前に延納の許可をした相続税額で、当該相続税額の計算の基礎となつた財産の価額の合計額のうちに新法第七十条の七第一項に規定する立木の価額の占める割合が十分の四以上であり、かつ、同項に規定する課税相続財産の価額のうちに相続税法第三十八条第一項に規定する不動産等の価額の占める割合が

3 稅については、なお従前の例による。

は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税

新法第七十七条の二の規定は、施行日以後に
同条第一号に規定する協議 調停若しくはあつ
せん又は同条第二号に規定する利用権設定等促
進事業により取得するこれらの規定に規定する
土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税に
ついて適用し、施行日前に旧法第七十七条の四
第一号に規定する協議 調停若しくはあつせん
又は同条第二号に規定する利用権設定等促進事
業により取得したこれらの規定に規定する土地
の所有権の移転の登記に係る登録免許税につい
ては、なお従前の例による。

新法第七十七条の四第一項の規定は、施行日

3 同条第一項に規定する郵便貯金(同条第二項に規定する通帳をもつて預入をする郵便貯金については、同日以後に交付を受ける通帳に係る郵便貯金)について適用する。

新所得税法第九条の二第二項に規定する通帳をもつて預入をする郵便貯金につき昭和六十年十二月三十一日以前に当該通帳の交付を受けている者が、昭和六十一年一月一日以後に当該通帳に係る郵便貯金の預入をする場合(当該通帳につき既にとの項の規定により同条第二項の規定による確認した旨の証印を受けている場合その他他の政令で定める場合を除く。)には、その預入をする際に、同項に定めるところにより、同項の告知をし、かつ、当該告知をした事項につ

る利益の配当又は剰余金の分配の額で施行日以後に受けたものがある場合を含む。)における当該特定外国子会社等の当該事業年度に係る新法第六十六条の大第一項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、旧法第六十六条の六第三項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

新法第六十六条の六第四項の規定は、同項に規定する外国関係会社の施行日以後に終了する事業年度について適用し、当該外国関係会社の施行日前に終了した事業年度については、なお前記の例による。

(利村外貨債の発行差金の非課税に関する経過措置) 第二十四条 旧法第六十八条に規定する利村外貨債につき支払を受けた同條に規定する発行差金については、なお従前の例による。

相続税法第三十八条规定に準じて変更することができる。

いでは、なお従前の例に上る。

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

